時其行使當時又は其引渡當時知り乍ら人を欺罔する意圖を以て自己の爲め又は他人の代理人又は代表者として又は法人の役員として金錢支拂に關する銀行又は貯蓄銀行宛の小切手又は送金手形を故意に作成振出行使又は他人に渡す人は一年以下の郡獄禁錮又は十四年以下の州獄禁錮に處す。本條に使用する「受取勘定」(credit)と云ふ文字は斯る小切手又は送金手形の支拂に關する銀行又は貯金銀行との手配打合せ又は了解を云ふ。

第四七六條 a(一九二九年六月改正) 其小切手其送金手形其支拂通知書を提示せるとき之を支拂ふに足るだけの(之に關して明示せる說述をなすとも)貯金又は受取勘定を作成者振出人又は法人か其銀行其貯蓄銀行其人其商店又は其法人に對して有せざることを其作成當時其振出當時其行使當時又は其引渡當時知り乍ら人を欺罔する意圖を以て自己の爲め又は他人の代理人又は代表者として又は法人の役員として金錢の支拂に關する銀行貯金銀行人商店又は法人宛の小切手送金手形又は支拂通知書を故意に作成振出行使又は引渡す人は一年以下の郡獄禁錮又は十四年以下の州獄禁錮に處す。

貯金又は受取勘定の不充分なることを理由として其小切手其送金手形其支拂通知書に對して支拂を拒絕せるときは其支拂拒絕書は提示支拂拒絕の證據として之を許容す。又其銀行其貯蓄銀行其人其商店其法人に貯金又は受取勘定を充分に有せざることの一應の證據とす。

本條に使用する「受取勘定」(credit)と云ふ文字は斯る小切手送金手形又は支拂通知書の支拂に關する銀行貯蓄銀行人商店又は法人との手配、打合せ又は了解を意味す

本條の一部か憲法違反又は無效と決定するとも殘りの部分は無效とならすして效力を有す可し。

第四七七條 本州に於ける流通金銀貨、金銀塊、金銀棒を贋造する人若しくは其贋造たることを知り乍ら人を欺罔する意圖を以て贋造金銀貨贋造金銀塊贋造金銀棒を賣り流通し支拂に供し又は之を賣らしめ行使せしめ流通せしめ又は之を賣り行使し流通することを許す人は贋造罪に該當す。

第四七八條 贋造罪を犯かす人は一年以上十四年以下の州獄禁錮に處す。

第四七九條 其贋造たることを知り乍ら人を欺罔する意圖を以て之を販賣行使又は流通し又は之を販賣行使流通せしめ又は其販賣行使流通を許す意圖を以て本州に於ける流通金銀貨又は金銀塊金銀棒の贋物を所持し又は他人の爲に領收する人は一年以上十四年以下の州獄禁錮に處す。

第四八〇條 本州流通貨幣金銀塊金銀棒銀行劵を贋造する鑄型、板版、機械、紙、金屬其他物を作成し又は知り乍ら之を所持する人は一年以上十四年以下の州獄禁錮に處す。前記目的を有する鑄型板版機械紙金屬は總へて之を破毀す可し。

第四八一條 鐵道會社又は瀘船會社又は其借受人又は其支配人の發行し其所持者に其會社の瀘車又は船舶に乘る權利を與ふる切符クーポン乘車乘船劵賃銀受取書を贋造僞造變造せる人若しくは鐵道會社又は瀘船會社又は其借受人其他人を欺罔する意圖を以て斯る贋造僞造變造せる切符クーポン乘車乘船劵賃銀受取書

を行使流通する人は一年以下の州獄禁錮又は郡獄禁錮又は一千弗以下の罰金又は双方に處す。

第四八二條　販賣又は贈與によりて之を處分し又は之を流通する意圖を以て若しくは鐵道會社瀛船會社其借受人又は他の人を欺罔する意圖を以て

其原形及ひ券面額を全部又は一部復舊する爲め

鐵道會社瀛船會社其借受人其支配人の發行し全部又は一部取消せる切符クーポン乘車乘船券賃銀受取證より切取記號穿孔其他取消の證據を取去り隱し埋め又は抹消する人若しくは其切符クーポン乘車乘船券賃銀受取證か全部又は一部前記の如く復舊されたることを知り乍ら之を欺罔する同樣の意圖を以て其切符クーポン乘車乘船券賃銀受取證を販賣に提供し又は其會社の鐵道又は船舶の運賃の支拂に提供する人は六ヶ月以下の郡獄禁錮又は一千弗以下の罰金又は双方に處す。

第四八三條（一九一七年五月挿入）　其運送引受券又は之を綴り合せたる冊子又は取外されたる其部分に掲くる箇條書によれは之を使用する權利を有せさる人か之を使用する爲め切符、乘車券、哩數計算切符、回數券、クーポン其他運送引受券を他人に賣る人、商店、法人又は組合は輕罪に該當す。

第五節　窃盗罪

第四八四條　窃盗罪(Larceny)は他人の動產を重罪的に盗み、取り又は運ひ去ることなり。

第四八四條（一九二七年五月改正）他人の動產を重罪的に盗み、取り又は運ひ去る人若しくは自己に託せる物を欺罔的に他の用途に充當する人若しくはうそを付ゐて又は人を欺して知り乍ら且つ計畫的に他人より金錢勞力不動產動產を詐取する人若しくは人をして自己か財產家又は立派な商人なりと詐つて吹聽させ之によつて他人に自己を信用させ之によつて金錢又は物品を詐取し又は他人の勞務又は役務を詐取する人は窃盗罪(Theft)に該當す。斯くして入手又は詐取せる物品の値段を決定する際相當且つ公平なる市價によつて之を決定し詐取せる役務の價値を決定する際契約價格によつて之を決定す。契約價格なきときは其役務に對する相當且つ其時一般に行はるる賃銀によつて之を決定す。又本條にうそを付ゐて又は人を欺してと稱するは其結果か金錢、物品又は役務を受取ることとなつた樣に繼續せるものと解釋す可し。告訴狀告發狀起訴狀檢事正通告手續書には問題となれる期間內の何れかの日に其罪を犯したと揭くることを得。拂ふ可き期限の到來して居て拂つてない勞銀請求を各增員使用人に告げすして增員使用人を雇ふこと及ひ雇主か之を支拂ふ資力のなかつたと云ふ各決定は詐取せんとせし意圖の一應の證據とす。

第四八五條　眞正の持主を知る方法又は探す方法のある狀態の下に遺失物を發見し乍ら其持主を見付け其品物を返へす樣先す相當の努力をなさすして其品物を自己の用途に充當し又は其權利を有せさる他人の用途に充當する人は窃盗罪(Larceny)に該當す。

第四八五條（一九二七年五月改正）　眞正の持主を知る方法又は探す方法のある狀態の下に遺失物を發見し乍ら其持主を見付け其品物を返す樣先つ相當正當の努力をなさすして其品物を自己の用途に充當し又は其權利を有せさる他人の用途に充當する人は窃盗罪(theft)に該當す。

第四八六條　窃盗罪(Larceny)は二等級に分つ。

第一　大窃盗罪(Grand Larceny)

第二　小窃盗罪(Petit Larceny)

第四八六條（一九二七年五月改正）　窃盗罪(theft)は二等級に分つ。

第一　大窃盗罪(Grand Theft)

第二　小窃盗罪(Petit Theft)

第四八七條(一九二三年五月改正)　大窃盗罪(Grand Larceny)は左の何れかに該當する窃盗罪なり。

一、取られたる物か價格二百弗以上の場合

二、他人の手許より之を取れる場合

三、取られたる物か馬牛騾驢又は羊なる場合

第四八七條（一九二七年五月改正）　大窃盗罪(Grand Theft)は左の何れかに該當する窃盗罪なり。

第一、取られたる物か價格二百弗以上の場合

第二、他人の手許より之を取れる場合

第三、取られたる物か自働車馬牛騾驢又は羊なる場合

第四八七條（一九二九年五月改正）　大窃盗罪(Grand theft)は左の何れかに該當する窃盗罪(theft)なり。

第一、取られたる金錢勞働不動產動產か價格二百弗以上の場合　但し家禽ならは五十弗以上の場合

第二、他人の手許より之を取れる場合

第三、取られたる物か自働車馬牛騾驢羊又は豚なる場合

第四八八條　他の場合の窃盗罪(Larceny)は小窃盗罪(Petit Larceny)なり。

第四八八條（一九二七年五月改正）　他の場合の窃盗罪(theft)は小窃盗罪(Petty theft)なり

第四八九條　大窃盗罪(Grand Larceny)は一年以上十年以下の州獄禁錮に處す。

第四八九條（一九二七年五月改正）　大窃盗罪(Grand theft)は一年以上十年以下の州獄禁錮に處す。

第四九〇條　小窃盗罪(Petit Larceny)は五百弗以下の罰金又は六ヶ月以下の郡獄禁錮又は双方に處す。

第四九〇條（一九二七年五月改正）　小窃盗罪(Petty theft)は五百弗以下の罰金又は六ヶ月以下の郡獄禁錮又は双方に處す。

第四九〇條a（一九二七年五月挿入）　本州の法律にLarceny embezzlement又はStealingと掲け又は之に

關する規定を定むる場合に於ては今後其文字の代りに"theft"と云ふ文字を用ゐたるかの如く之を讀み之を解釋す可し。

第四九一條　犬は動產なり。其價格は他の品物の價格と同一方法にて之を調らふ可し。

第四九二條　盜まれたる物か債權の證據其他證書より成立する場合に於ては之に基きて拂ふ可き金額又は之によりて支拂を確保されたる金額未拂の儘殘れる金額將來何時かは之によつて取立つ可き金額其證書に其本權を掲くる物の價格又は其なきとき回收さるる金額は盜まれたる物の價格なり。

第四九三條　盜まれたる物か

其持主に氣車氣船其他公共交通機關にて旅行する權利を與へ又は與へんとする切符又は文書の場合に於ては其交通機關の持主か斯る切符を賣る價格か其切符又は文書の價格なり。

第四九四條　本節の規定は

既に出來上り發行引渡の準備整ひ居るも未た作成者より之を發行せす何人にも之を引渡さす未た其購入者所有者の手に入らさる金錢支拂證書債務の證據書類有價證券乘車乘船切符を盜める場合にも之を適用す。

第四九五條　本節の規定は

盜まれたる物か定着物なるか又は不動產の一部にして且つ他人か前に之を引離したと同樣に盜まれた當時引離されて居たる場合に之を適用す。

第四九六條　自己の利益の爲め又は所有主か再ひ其物を所持することを妨くる爲め賊物たることを知り乍ら動產を買ひ又は受取る人若しくは盜まれたる動產を買ひ又は受取れる人にして購入又は受取後三ヶ月以內に其動產か賊物たることを告けられ且つ持主又は治安官吏より文書を以て其引渡を求むるも之に應せす却て其動產か再ひ持主の手に返へるを防く意圖を以て之を隱くし又は其權利を有せさる他の人に之を與へ賣り讓渡する人は五年以下の州獄禁錮又は六ヶ月以下の郡獄禁錮に處す。其動產を十八歲以下の人より購入又は領收せる場合に於ては其品物か其少年又は其少年の雇主の平常營業に從事する場所にて其少年より賣られさる限り其品物か盜まれたる推定的證據とす。

第四九六條a（一九一七年四月挿入）　古銕金屬類又は古物の商人又は集め人若しくは斯る商人又は集め人の使用人又は代人にして

之を賣り又は引渡す人か之を賣り又は引渡す權利を有するかを相當注意を拂つて確かめすして、鐵道會社他の運送業會社電話電信瓦斯電燈會社若しくは公共事業に從事する郡市市郡合併區其他本州行政區劃にて使用する又は之に屬する鋼線、鋼條、銅、鉛、ハンダ銕又は眞鍮を買ひ又は受取る人は法律に違反して斯る物を受取る罪に該當し五年以下の州獄禁錮又は一年以下の郡獄禁錮又は二百五十弗

以下の罰金又は禁錮罰金双方に處す。

第四九六條b（一九二三年五月挿入）　古本其他古き文書の商人又は集め人若しくは斯る商人又は集め人の使用人又は代人にして

之を賣り又は引渡す人か之を賣り又は引渡す權利を有するかを相當注意を拂つて確かめすして公立圖書館法人となれる圖書館學校か所有せる印を有し且つ之に屬せる書籍寫本地圖其他著作物を買ひ又は受取る人

は其物の價格か五十弗以上の場合に於ては法律に違反して斯る物を受取る第一級の罪に該當し一年以下の郡獄禁錮又は其物の價格の二倍以下の罰金又は双方に處す。其物の價格か五十弗又は以下の場合に於ては法律に違反して斯る物を受取る第二級の罪に該當し一ヶ月以下の郡獄禁錮又は其物の價格の二倍以下の罰金又は双方に處す。

第四九七條　他の州又は他の郡にて他人の物を盗み又は横領若しくは其盗まれ又は横領されたることを知り乍ら之を受取り之を本州に持ち來る人は本州にて之を盗み横領し又は受取れると同一の方法にて之を罰することを得。

第四九八條　人に損害を與へ又は人を欺罔する意圖を以て故意に

瓦斯管を通過する瓦斯の分量を計る爲め備付けたるメートルに現れぬ樣に燈火用瓦斯又は燃料用瓦斯

を何人かか消費することの出來る樣な具合に

燈火用瓦斯又は燃料用瓦斯を傳導又は供給する爲め他人の所有又は管理せる主要瓦斯管と連結せる管導管其他道具

を作り又は作らしめ又は用ゐ又は用ゐしむる人若しくは

瓦斯代の支拂を免れ又は免れしむる樣故意に他の方法を執る人若しくは

同樣の意圖を以てメートルを害し又は之を變更し又は其作用を妨くる人は輕罪に該當す。

第四九九條　人に損害を與へ又は人を欺罔する意圖を以て

其持主に知らさすに、且つ其代金の支拂を免るる意圖を以て

主要給水管主要導管より水を取る爲め主要給水管主要導管に管導管其他道具を連結し又は連結せしむる人は輕罪に該當す。

第四九九條a（一九一七年四月改正）　人に損害を與へ又は人を欺罔する意圖を以て故意に且つ知り乍ら

電流を發生傳導販賣する權限を有する人又は法人にて使用する電線電氣用器具と何物かを連結する又

はせしむる

人若しくは

人に損害を與へ又は人を欺罔する意圖を以て故意に且つ知り乍ら

電線又は器具を通過する電氣の分量を計る爲め備へ付けたるメートルに現はれぬ樣に熱用燈火用電力用電流を消費することの出來る樣な具合に

其電流を電燈又は器具に供給する樣に

其連結を用ひ又は用ゐしむる人若しくは

知り乍ら且つ人に損害を與ふる意圖を以てメートルを變更し又はメートルを損せしめ之を變更せしめ又は其作用を妨け又は之を勝手に改竄せしめ又は改竄毀損せるメートルを用ゐしむる人は輕罪に該當す。

第四九九條b　一時之を使用する爲め其所有者の許可なくして自動車自動自轉車自轉車其他車を取れる人は輕罪に該當するものとして二百弗以下の罰金又は三ヶ月以下の禁錮又は双方に處す。

第四九九條c　自動車車庫の持主又は支配人又は使用人其他自動車を保管又は占有せる人にして其持主の同意なくして其自動車を取り、雇ひ、走らし、用ゐ又は其一部を取外せる人は一千弗以下の罰金又は一年以下の郡獄禁錮又は双方に處す。

第五〇〇條　桑港市郡合併區にて火中又は火災に罹らんとする危險に頻せる建物より物を取り出し其後二日間不正の考を以て之を所有者又は消防官吏に通知せざる人は一年以上十年以下の州獄禁錮に處す。

第五〇一條　十六歳以上の人より古鐵金物類機械物を購入し若しくは質として受取る人は輕罪に該當す。

第五〇二條　削　除

第五〇二條半（一九二三年六月改正）　不動產に抵當權を設定し又は信託證書によつて之に債務を負擔せしめたる後

且つ其抵當權又は信託證書の存在中又は其不動產か抵當權實行命令抵當權實行判決受託人賣却により

て賣られたる後

且つ抵當權者信託受益者受託人其代表者承繼人讓受人抵當權實行受託人賣却による其不動產の買主其代表者承繼人又は讓受人に損害を與へ又は之を欺罔する意圖を以て

抵當權者信託受益者其代表者承繼人讓受人買主其代表者承繼人又は讓受人の同意なくして其不動產より其不動產上の工事として之に附屬又は定着せる家屋厩風車水槽ポンプ瀘鑵等を取り、取り外し運ひ去り其他處分し又は取ること取り外すこと運ひ去ること其他處分することを許す人は窃盗罪(Larceny)に該當するものにして其刑罰に處す。

第六節　横　領

第五〇三條　横領(Embezzlement)は物を託せられたる人か其物を不正の用途に充當することなり。

第五〇四條　本州、郡、市、市郡合併區、都市又は其區劃の官吏官吏代理書記召使又は組合公私法人の役員理事保管人書記召使事務員にして職務上所持又は監督する物を其職務の合法的執行に非らさる不正の用

途目的に充當する若しくは斯る用途目的に充當する不正の意圖を以て之を隱くすものは橫領罪に該當す。

第五〇四條a（一九一七年五月改正）　證書を入れて借受けたる品物又は未た履行せさる購入契約の下に其所持する他人の動產又は品物を不正の方法にて取り去り隱し又は處分する人及ひ其所持せる品物か前記の借受又は購入契約の品物たることを知り乍ら其賃貸人又所有者に損害を與へ又は之を欺罔する意圖を以て之を取去り隱くし又は處分する人は橫領罪に該當す。

第五〇五條　運送人其他之を運送する爲め動產を保管せる人にして其動產の保管其契約に從へる運送と相一致せさる用途目的に不正に之を充當するものは其包裝を破れると其品物を離れはなれとせると否とを問はす橫領罪に該當す。

第五〇六條（一九一九年五月改正）　受託人銀行家商人ブローカー辯護士代理人管財人遺言執行者遺產管理人集金人又は他人の用途に供する物を託されたる又は保管せる人にして其職務の正當合法の執行に非らさる用途目的に之を不正に充當し又は其職務の正當合法の執行に非らさる用途目的に之を充當する不正の意圖を以て之を隱くすもの及ひ

其支拂はれたる金錢を其支拂はれたる用途目的以外の用途目的に充當する請負人は

橫領罪に該當す。請負契約を履行する爲めなされたる工事又は供給されたる材料に關して勞働者材料供給者への支拂は請負人の受取れる請負契約額又は其一部を支拂ふ可き用途目的なりと玆に宣言す。

第五〇六條a（一九一七年五月挿入）　集金人の仕事をする人若しくは他人の所有せる勸定又は債權を取立てる仕事に何等かの資格にて從事する人にして第五〇六條の規定に違反せるものは同條に規定せる代理人又は人と見做し同條に違反せるものとして同條及ひ法律に從つて之を訴追審理處罰す。玆に揭くる集金人(Collector)なる文字は

自己の名を以てし且つ自己の物又は金と交つて居ると否とを問はす又自己か其物其金其一部分に對して直接間接に關係を有すると否とを問はす他人の用途に供する物又は金を集め又は所持し又は保管し居りて

自己の用途若しくは眞實の持主又は其權利を有する人以外の人の用途に不正に之を充當し若しくは其職務の正當合法の執行に非らさる用途目的に之を充當する不正の意圖を以て其物其金其一部分又は自己か權利を有する部分に非らさる部分を隱くす人

を含み意味するものなり。

第五〇六條b（一九二五年五月挿入）　免許されたる又は免許されさる保險勸誘人保險代理店保險取次人にして

勸誘人代理店取次人として其受取れる金錢又は金錢の代りの物を保險會社保險業者の指示に反して又は其同意を得すして自己の用途に不正に流用し又は自己の用途に不正に流用する意圖を以て其金錢を

取り、隱し、抑へ、充當し其他用ゐ、代用するものは橫領罪に該當す。

第五〇七條　受託人借地借家人又は宿泊人として物を託されたる人又は其販賣移轉に關する委任權を與へられたる人にして其物又は其賣得金を自己の用途に不正に流用し若しくは自己の用途に流用する不正の意圖を以て之を隱くす人は橫領罪に該當す。

第五〇八條　書記事務員又は召使として其保管せる他人の物を自己の用途に不正に充當し若しくは自己の用途に充當する不正の意圖を以て之を隱くす書記事務員又は召使は橫領罪に該當す。

第五〇九條　取る(take)と云ふ明白なる行爲は橫領罪を構成するに必要ならす。

第五一〇條　引渡のみによつて流通し且つ實際作成されたる債權の證據は有效の證書として引渡又は發行されたると否とを問はす橫領の目的物なり。

第五一一條　橫領罪に關する公訴に於ては

物か善意にて申出てたる本權の請求の下に(假令斯る請求は主張し得可らすとも)且つ公然充當されたり

と云ふことは完全なる防禦なり。但し此規定は自己に對する要求を相殺又は支拂ふ爲め他人の物を不法に保留することを宥恕するものにあらす。

第五一二條　被告人か橫領せる物を還さんとせし事實は其罪狀を揭くる通告かマジストレートの許に提出さるる又は大陪審員か起訴狀を提出する以前に之を還ささる限り防禦の理由又は減刑の理由とならす。

第五一三條　橫領罪に關する通告かマジストレートの許に提出さるる前又は大陪審員か起訴狀を提出する前被告人か自發的且つ事實的に橫領したと云はるる物又は其一部を還へし又は還へす爲め提出するときは其事實は防禦の理由とならさるも其自由裁量にて刑罰を輕減する權限を裁判所に付與す。

第五一四條　橫領罪に該當する人は其橫領せる物の價格の物を重罪的に盜むことに關して規定せる方法にて之を罰す可し。橫領せる物か債權の證據又は訴權の場合に於ては之に基きて拂ふ可き金額又は之によつて支拂を確保せる金額を其價格とす可し。合衆國、本州又は州內の郡又は市の公金を橫領又は費消せる場合に於ては其罪は重罪にして一年以上十年以下の州獄禁錮に處し且つ爾後本州にて無給又は有給の官職に就く資格を剝奪す。

第七節　恐喝取財

第五一八條　恐喝取財(Extortion)は暴力又は恐怖を不法に用ゐ又は官權を口實として他人を說き勸め其同意を得たる上其人より物を得ることなり。

第五一九條　恐喝取財を構成する恐怖は

一、脅されたる個人又は其親族又は其家族の身體又は財產に不法の傷害損害を加ふる、若しくは

二、其人又は其親族又は其家族の罪を求刑する、若しくは

三、其人其親族其家族の醜體又は恥辱を曝露する又は之を負はせる若しくは

四、其人其親族其家族の秘密を曝露する

ことを恐喝することによつて之を生することを得。

第五二〇條　暴力又は前條に掲くる如き恐喝の方法によつて強盜とならざる事情の下に他人より金又は物を無理取りせる人は五年以下の州獄禁錮に處す。

第五二一條　本法中に之と異なれる刑罰を規定しあらざる場合に於て官權の口實の下に恐喝取財(Extortion)をなせる人は輕罪に該當す。

第五二二條　署名者か其書類又は證書に自由に署名せは物の移轉する又は債權要求負擔又は訴權の發生する署名を恐喝手段によつて他人より之に得たる人は其債權要求負擔又は訴權の事實上の引渡を得たると同一方法にて之を罰す。

第五二三條　他人より金又は物を無理取りする意圖を以て、第五一九條に掲くる恐喝を明示又は默示せる又は默示するに適せる署名せる又は署名せさる手紙其他書ゐた物を人に送り又は渡せる人は恰かも斯る恐喝手段によつて金又は物を實際入手せると同一方法にて之を罰す。

第五二四條　第五一九條に掲くる種類の口頭の恐喝によつて他人より金又は物を無理取りせんとして成功せさりし人は輕罪に該當す。

第五二四條(一九二九年五月改正)　第五一九條に掲くる種類の恐喝によつて他人より金又は物を無理取りする人は一年以下の郡獄禁錮又は五年以下の州獄禁錮又は五千弗以下の罰金又は罰金禁錮双方に處す。

第五二五條　鐵道會社の役員代理人雇員にして旅客運送又は貨物運送に關して法律に定むるよりも多き金額を求め又は受取る人は輕罪に該當す。

第五二六條　削　除

第五二六條(一九二九年五月挿入)　他人より金錢物品動產其他有價物を得る意圖を以て裁判所の命令令狀召喚狀なりと稱する又は其人をして裁判所の命令令狀召喚狀なりと信せしむる樣に手書タイプラキト印刷又は手配せる而して其實裁判所の命令令狀召喚狀に非らさる書類又は手書タイプラキト又は印刷せる書式を其人に渡し又は渡さしむる人は輕罪に該當す。斯る書類書式の各別個の引渡は各別個の罪を構成す。

第五二七條(一九二九年五月挿入)　事實上斯る書類又は手書タイプラキト又は印刷せる書式は裁判所の命令令狀召喚狀として使用される場合に裁判所の命令令狀召喚狀なりと信せしむる樣又は裁判所の命令令狀召喚狀として使用さるるならん

と信せしむる樣に手書タイプラキト印刷又は手配せる文書又は手書タイプラキト又は印刷せる書式を販賣し販賣する爲め提供し印刷し出版し又は分配する人は輕罪に該當す。斯る書類書式の各別個の出版印刷分配販賣又は販賣提供は別個の罪を構成す。有罪と決定するときは裁判所は刑を課すると共に其罪人の所持又は監督せる前記書類書式全部を之を破毀する爲め裁判所又は其書記に引渡す可き旨を命することを得。

第八節　氏名詐稱及ひ詐欺取財

第五二八條　他人の名を詐稱し其詐稱せる名を以て
他人の默許の下に又は默許なしにて
他人と結婚し又は結婚せしと裝ひ又は結婚關係を有すと裝ふものは重罪に該當す。

第五二九條　個人の資格又は官吏の資格にて他人の名を詐稱し其詐稱せる名を以て
一、保釋保證人又は保證人を立てしむる權限を有する裁判所又は官吏の許に於ける手續に於て何人かの保釋保證人又は保證人となるもの、若しくは
二、其證書か眞實のものとして記錄登記引渡又は使用さるる意圖を以て他人の名にて其證書を誓證發表承認又は證明するもの、若しくは
三、詐稱されたる人か之をなさは其人は訴へられ又は訴追さるることを免れさる又は或金額を支拂ひ或負擔沒收物又は罰金を負擔することを免れさる他の行爲若しくは
詐稱せる人又は他の人か利益を得る他の行爲をなすもの
は二年以下の郡獄禁錮又は五千弗以下の罰金に處す。

第五三〇條　個人の資格又は官吏の資格にて他人の名を詐稱し其詐稱せる名を以て
其金又は物か詐稱されたる人に渡さんとせるものなることを知り乍ら之を自己の用途又は他人の用途に流用する又は眞實の持主か受取ることを妨くる意圖を以て其金又は物を領收するもの
は其金又は物の窃盗(Larceny)を罰すると同一方法にて且つ同一範圍に於て之を罰す。

第五三一條　土地(tenements Hereditaments)物品有體動產又は其權利の虛僞(fraudulent)の讓渡の當事者たる人(a)若しくは他人を欺罔する意圖又は債權者等をして債權損害賠償請求權、要求を失はしめ又は之を妨け又は之を遲延せしむる意圖を以てなされたる又は企てられたる保證訴訟判決執行契約又は讓渡の當事者(b)たる人若しくは
前記當事者(a b 双方)にして知り乍ら故意に
眞實のものなり且つ善意を以て行はれたるものなり適當の約因を有するものなりとして
之を提出し使用し公言し主張し證明し又は防禦する人若しくは前記の土地(tenements Hereditament)物品

有體動産其他物又は其一部を前記讓受人に讓渡し又は賣る人は輕罪に該當す。

第五三一條a（一九二九年五月挿入）　作成者か其不動産に關する權利を有せさることを知り乍ら人を欺罔する意圖を以て不動産又は其權利の讓渡證書を作成し又は他人をして作成せしむる人若しくは作成者か其不動産に關する權利又は本權を有せさることを知り乍ら其證書を官廳に差出又は差出さしむる人は輕罪に該當せるものとして一年以下の禁錮又は五千弗以下の罰金又は双方に處す。

第五三二條　うそを付ゐて他人より知り乍ら且つ計畫的に金錢勞力不動産動産を詐取する人若しくは他人をして自己か財産家なり立派な商人なりと詐つて吹聽せしめ之によつて信用を博し置き他人より金錢財産勞力勞務を詐取する人は其金又は其物の窃盗罪（Larceny）に對すると同一範圍に於て同一方法を以て之を罰す。

第五三二條a（一九一九年四月改正）　(一)、自己若しくは自己か利害關係を有する又は自己の雇はれて居る人商店法人か動産を引渡してもらふこと現金を支拂つてもらふこと金を貸してもらふこと貸金を增してもらふこと保證をしてもらふこと保證人に立つてもらふこと受取勘定を割引してもらふこと又は爲替手形約束手形を作成引受割引賣買裏書してもらふことの出來る樣にする爲め、其計算書をあてにしてもらふ意圖を以て、自己又は前記の人商店法人の財産狀態支拂能力に關する虛僞の計算書を知り乍ら直接に又は間接に又は代理機關を介して作成し又は作成せしむる人若しくは

(二)、自己若しくは自己か利害關係を有する又は自己の雇はれて居る人商店法人の財産狀態支拂能力に關する虛僞の計算書の作成されたることを知り乍ら其計算書を信賴さるることにより自己又は前記の人商店法人の爲めに本條第一項に掲ぐる利益の何れかを得る人若しくは

(三)、自己若しくは自己か利害關係を有する又は自己の雇はれて居る人商店法人の財産狀態支拂能力に關する計算書の作成されたることを知り乍ら其後（譯者註、例へは十月八日）に至りて

其日（十月八日）作るとしたら斯る計算書は虛僞の計算書たるに拘はらす其日（十月八日）再ひ作るとしたら此通りの眞實の計算書か出來る

と文書にて詐稱し其文書を信賴さるることによつて自己又は前記の人商店法人の爲めに本條第一項に掲ぐる利益の何れかを得る人は

輕罪に該當するものとして五百弗以下の罰金又は六ヶ月以下の郡獄禁錮又は双方に處す。

第五三二條a　知り乍ら且つ故意に籤の當り番號又は公衆の集會場所の入場券と共に不動産の幾口かを提供し其移轉に關する手數料を徵收する人商店法人又は組合は輕罪に該當す。

第五三三條　土地を一度ひ賣却交換又は處分せる後若しくは土地賣却契約書作成後故意に且つ前の購入者又は後の購入者を欺罔する意圖を以て對價を取りて再ひ其土地又は其一部分を他人に賣却交換又は處分し若しくは賣却交換又は處分する契約書を作成する人は一年以上十年以下の州獄禁錮に處す。

第五三四條　其不動產を賣却し又は之に抵當權を設定するには其妻又は夫の同意を要する場合たるに拘はらす自から之を賣却し又は之に抵當權を設定する權能を有すと詐稱して故意に之を讓渡せる又は之に抵當權を設定せる既婚の人は重罪に該當す。

第五三五條　物又はうそその物（譯者註、即ちない物）の虛僞の競賣によつて又は mock Auction（譯者註、客中に仲間を交へてやる競賣）と稱する手段によつて他人より金又は物を得る又は之を僞造せは僞造罪を構成す可き證書に他人の署名を得る人は三年以下の州獄禁錮又は一年以下の郡獄禁錮又は一千弗以下の罰金又は双方に處す。

且つ競賣人としての許可書を剝奪し且つ州內にて競賣人となる許可書を得る權利を永久に剝奪す。

第五三六條　賣却を託されたる物の代金、若しくは其物の質又は量若しくは之に關する經費に關して其本人又は委託人に對して虛僞の計算書記述書明細書を故意に且つ買收的に作成し又は作成せしむる問屋仲買人代理商受託人は輕罪を犯せるものとして二百弗以上五百弗以下の罰金又は十日以上六ヶ月以下の郡獄禁錮又は双方に處す。

第五三六條 a　其勘定の際又は其後本人又は委託人より書面を以て要求するときは

物又は其一部分を買へる人の氏名住所、各買主に賣れる分量其代金を揭くる眞實の計算書を作成することは賣却の爲め物を託されたる問屋仲買人代理商受託人の義務なり。但し賣却前各荷送りに關して別々の要求書を送らさるときは問屋、仲買人、代理商、受託人か其保管し居る勘定簿より書出し得るたけの前記事項に關する計算書を作成するを以て足れりとす。又取引額五十弗以下の現金拂ひの場合に於ては斯る計算書を要求することを得す。本條の規定に違反する人は輕罪に該當す。

第五三七條（一九一九年四月改正）　其持主又は支配人を欺罔する意圖を以て其代金を拂はすして旅館料理屋下宿屋貸間屋にて食物又は部屋を得たるもの若しくはうそを付ゐて旅館料理屋下宿屋貸間屋にて借金を作れるもの若しくは旅館料理屋下宿屋貸間屋にて貸金食物部屋を得たる後其食料部屋代を拂はすして其荷物を窃に之より取り去るものは輕罪に該當す。

第五三七條（一九二九年六月改正）其持主又は支配人を欺罔する意圖を以て其代金を拂はすして旅館料理屋下宿屋貸間屋 Bungalow Court（貸別莊の如きもの）にて食物又は部屋を得たるもの若しくはうそを付ゐて旅館料理屋下宿屋貸間屋 Bungalow Court にて借金を作れるもの若しくは旅館料理屋下宿屋貸間屋 Bungalow Court にて借金食物部屋を得たる後其食料部屋代を拂はすして其荷物の何れかの部分を窃に之より取り去れるものは輕罪に該當す。

第五三七條 a　うそを付ゐて

牛馬羊豚其他家畜を改良する爲め組織せる倶樂部協會又は會社

より其倶樂部協會又は會社の家畜簿其他帳簿に登錄せる登錄證書又は其讓渡書を得る人若しくは人を欺罔

する意圖を以て報酬を得て動物の虚僞の系圖を作る人は輕罪に該當す。

第五三七條b　其持主又は支配人を欺罔する意圖を以て其代金を拂はすして州内に於て之を營業とせる貸厩(賄料を受けて馬を預り又は馬や車を賃貸する所)より賃借其他便宜を得たる人若しくはうそを付ゐて貸厩より借金を作れる人若しくは前記貸厩にて馬、車其他物を得たる後打つ突く使ひ過きる其他故意又は惡意の行爲によつて故意に且つ惡意に之を濫用する人若しくは前記の馬、車其他物を得たる後其貸厩の持主又は支配人を欺罔する意圖を以て長期間之を引留めて置き又は契約せるよりも長矩離に之を持つて行き又は飼料其他掛りを拂はすして其物に對して飼料其他掛りの堆積するを許し又は之を遺棄する人は輕罪に該當す。

第五三七條c　貸厩の持主支配人其他之を支配監督統轄する人及ひ家畜を放牧する人にして

他人に屬せる動物又は馬車を保管飼養世話する爲め之を保管世話監督中

其所有者其他之を預けたる人の同意又は承諾を得すして之に乘り之を驅り之を用ゐ若しくは所有者又は之を使用する權利を有する人以外の人の之に乘り之を驅り之を用ゆることを知り乍ら許す人は輕罪に該當す。

第五三七條d(一九一七年五月挿入)　民法第三〇五一條の規定に基きて其持主又は支配人か留置權を有する自動車又は動產を窃かに又はうそを付ゐて自動車車庫其他修繕店より入手し又は持去る人は輕罪に該當す。

第五三七條e(一九二七年五月挿入)　製造者の連續番號區別番號記章を取去り塗抹隱蔽變更又は破毀せるラヂオ自動車のタイア、ピアノ蓄音器裁縫機械洗濯機械タイプラヰター加算器計算器銃砲吸塵器を知り乍ら買ひ賣り受取り處分し隱くし又は所持する人は輕罪に該當す。

第五三八條(一九二三年五月改正)　民法第二九五五條の規定によりて抵當權を設定することを許せる物中機關車滊罐鐵道用車輛實際使用し居る滊船の機關船舶家畜車(自働貨車外の)其他移動する有體動產を除ける物に抵當權を設定せる後其抵當權の存在中抵當權者其代表者又は其讓受人を欺罔する意圖を以て抵當權者の同意書なしにて抵當物又は其一部分を抵當權設定當時其物の存在せる郡より取り去り運ひ去り又は取り去ることを許し運ひ去ることを許す人若しくは抵當物又は其一部分を賣り讓り又は更に負擔を課し又は賣らしめ讓らしめ又は更に債務を負擔せしむる人は窃盗罪(Larceny)に該當するものとして其刑罰に處す。但し賣却讓渡又は債務負擔の際抵當權設定者か買主讓受人債權者に最初の抵當權の存在せることを告け且つ賣却讓渡又は債權を負擔せしむる意圖及ひ買主讓受人債權者の氏名住所を文書を以て最初の抵當權者に告けたる場合は此限りに非らす。

第五三八條(一九二五年五月改正)　民法第二九五五條の規定によりて抵當權を設定することを許せる物中機關車滊罐鐵道用車輛實際使用し居る滊船の機關船舶を除ける物に抵當權を設定せる後其抵當權

の存在中抵當權者其代表者又は其讓受人を欺罔する意圖を以て抵當權者の同意書なしにて抵當物又は其一部分を抵當權設定當時其物の存在せし郡より取り去り運ひ去り又は取り去ることを許し運ひ去ることを許す人若しくは其抵當物又は其一部分を賣り讓渡し屠り破毀し又は更に之に債務を課し又は賣らしめ讓渡さしめ屠らしめ破毀せしめ又は更に債務を負擔せしむる人は窃盗罪（Larceny）に該當するものとして其刑罰に處す。但し賣却讓渡又は債務負擔の際又は其前抵當權設定者か買主讓受人債權者に最初の抵當權の存在せることを告け且つ賣却讓渡又は債權を負擔せしむる意圖及ひ買主讓受人債權者の氏名住所を文書を以て最初の抵當權者に告けたる場合は此限りに非らす。

第五三八條 a　新聞又は定期刊行物の持主又は發行者にして廣告又は他の眷顧を得る爲め故意に且つ知り乍ら其發行高を僞りて述ふるものは輕罪に該當す。

第五三八條 b　Secret order, Secret Society の社則細則に基きて之を佩ひ又は使用する資格を有せすして又 Secret Society 又は order の上衣のボタン花飾り其他承認されたる徽章を故意に佩ひ又は州内にて援助を得る爲め之を使用するものは輕罪に該當す。

第九節　故意に船舶を破損沈没せしむること及ひ虚僞の書類を作成すること

第五三九條　船長其他船舶を指揮又は監督する士官又は人にして他人に損害を與へ又は之を欺罔する意圖を以て州内に於て故意に船舶又は其貨物を破船せしめ沈没せしめ損害を與へ破壞せしめ又は其破船せらるること沈没さるること損害を與へらるること破壞さるることを許すものは三年以上の州獄禁錮に處す。

第五四〇條　前條に掲くる人以外の人にして前條に掲くる罪を犯せるものは十年以下の州獄禁錮に處す。

第五四一條　他人を欺罔する意圖を以て虚僞の積荷目錄送り狀船荷證劵船員名簿海難報告書を作成し又は之に署名する人は三年以下の州獄禁錮に處す。

第五四二條　なし

第五四三條　なし

第五四三條半　削除

第一〇節　船舶遭難品の不正所持

第五四四條　海難救助及ひ其費用か決定され其金額を受取れる後遭難品又は其賣得金を所持する人は一千弗以下の罰金又は一年以下の郡獄禁錮又は双方に處す。

第五四五條　坐礁せる船舶より物を取り去り又は波浪によつて海岸に投上けられたる物を取り去り又は灣内や入江にて發見されたる物を取り去り若しくは斯く取り去られたる又は發見されたるものを知り乍ら所

持し乍ら其取り去り又は入手せる後三十日以内に之を其物の發見されたる郡の執行官に渡ささる又は渡さんとする旨を之に通知せさるものは輕罪に該當す。

第一一節　保險に關する不正の行爲

第五四八條（一九二三年六月改正）　自己の財産たると他人の財産たるとを問はす自己の所持せると他人の所持せるとを問はす保險業者を欺罔する又は保險業者に損害を與ふる意圖を以て其當時火災保險盗難保險横領保險事故保險に付せる物を故意に燒き又は他の方法にて害し毀し隱し放棄し又は處分する人は一年以上十年以下の州獄禁錮に處す。

第五四九條（一九二三年六月改正）　保險金の支拂を求むる爲め虚僞の請求書又は虚僞の請求を支持す可き證據を提出し又は提出せしむる人若しくは之を提出又は使用する意圖を以て勘定書評價書損失に關する宣誓文書又は證據書類其他帳簿書類又は文書を作成又は之に署名する人は三年以下の州獄禁錮又は一千弗以下の罰金又は双方に處す。

第一二節　度量衡に關する不正の行爲

第五五二條　虚僞の度量衡と稱するはアメリカ合衆國の法律に定むる標準と一致せさる度量衡なり。

第五五三條　其虚僞たることを知り乍ら虚僞の度量衡を用ゐ之によりて他人を欺罔し又は他人に損害を與ふるものは輕罪に該當す。

第五五四條　樽又は包裝に知り乍ら虚僞の又は短き重量又は才量又は虚僞の風袋重量を記し若しくは知り乍ら斯る記號を付せる樽又は包裝を賣り又は賣らんと申出る人は輕罪に該當す。

第五五五條　石炭乾草其他通常噸又は其端數によりて賣買する商品を賣る場合に於ては賣主は噸二千ポンドの割合にて買主に充分の重量を與ふ可し。通商上アボアーヂュピスの重量によりて賣買する商品を賣る場合に於ては賣主は一ポンド十六オンスの割合にて買主に充分の重量を與ふ可し。本條に違反せる人は輕罪に該當す。

第五五六條　人を欺罔する意圖を以て

或名又は種類の石炭を他の名又は種類の石炭と稱して若しくは

其産出せる鑛山以外の鑛山より産出せる石炭なりと稱して

知り乍ら又は故意に之を賣却し之を交換し若しくは賣却又は交換の爲め提供又は陳列することを得す。本條の規定に違反せる人は輕罪に該當す。

第一三節　法人の詐僞破産及ひ其經營に關する不正行爲

第五五七條　既に創立濟又は創立せんとせる法人の株式を引受くる申込又は契約に僞名を署名する人及ひ其人か其條項に合致する財力を有せさること又は合致せんと企圖せさることを知り乍ら若しくは其申込條項又は契約條項を守らさる了解又は合意の下に何人かの名にて申込又は契約に署名する人は輕罪に該當す。

第五五八條　法人の役員事務員代理員書記若しくは法人を創立し又は其株式を增加せんとする人にして之に關して其官吏又は官衙を欺く意圖を以て、斯る法人の組織を取調らへ其事務を調査し其資本の增加を許す法定の權限を有する官吏又は官衙に虛僞僞造變造の帳簿書類受取證書證劵其他證據となる可き證書を知り乍ら提示する人は三年以上十年以下の州獄禁錮に處す。

第五五九條　斯る署名挿入をなす權限を有せさるに拘はらす其發表を許す意圖を以て現に存在せる又は組織されんとせる法人共同組合の創立趣旨書通知書其他廣告書發表書に他人の名を署名し又は他人の名を挿入し之によりて斯く署名又は挿入されたる人か其法人組合の役員事務員代理人又は發起人たるかの樣に人に信せしむる樣にせる人は輕罪に該當す。

第五六〇條　株式會社の取締役にして

一、會社の業務より生する剩餘利益以外より且つ法律に許せる場合方法以外に配當をなさんと企てたる、若しくは

二、會社の資本の一部を分配取除又は法律に規定せる以外の方法にて株主に拂はんと企てたる、若しくは

三、現に請求され支拂を求められたる定期拂金を支拂ふ爲め若しくは斯る支拂をなす財力を準備する意圖を以て手形其他債務の證據を割引し又は受取らんと企てたる若しくは

四、何れかの株主をして其拂へる金錢又は株式の何れかの部分を取去ることを得せしむる意圖を以て手形其他債務の證據を受取り又は割引せんと企てたる若しくは

五、自己の會社の持分手形證劵其他債務の證據と引換に他の株式會社の株式他の株式會社の發せる手形證劵其他債務の證據を他の株式會社より受取らんと企てたる

其會社の取締役又は其中の何人かの表決又は行爲に同意する各取締役は輕罪に該當す。

第五六一條（一九一七年五月改正）　銀行の役員取締役事務員代理人金錢出納方書記又は雇員にして

一、知り乍ら其銀行に當座貸越をなし之によつて其銀行より金錢手形又は基金を得るもの若しくは

二、其銀行より商店法人に金を貸し又は其商店法人の手形證書小切手爲替手形を銀行にて購入又は割引する樣にせしむること又はせしむる樣努むること若しくは其銀行より勘定を引出すことを人商店法人に許すことによつて手數料謝禮又は手數料謝禮の約束又は金、物有價物人的利益を求め受取り又は受取ることに同意する

ものは重罪に該當す。

第五六一條a（一九一七年五月挿入）　本州に於ける銀行の役員取締役評議員雇員又は代理人事務員にして其銀行の金、基金又は物を引出し又は故意に使用方を誤り又は故意に其信用を誤用する人は重罪に該當す。

本條は斯る犯罪に關する刑罰を規定する法律の現行規定を廢止改正變更するものと解釋す可らす。

第五六一條b（一九一七年五月挿入）　本州に於ける銀行の取締役にして

一、其銀行の詐僞破產の場合に之に關與するもの、若しくは

二、法律に明記して之を禁止せる行爲を取締役として故意になし若しくは斯る取締役としてなす可き法定の義務を故意になささるもの

は輕罪に該當す。

其勞務に對する報酬を受取る事務員代理員か法律上注意す可き義務を有する注意と同一の注意の下に且つ明瞭に且つ合法的に其事務か處理せられたりと研究の結果認むるに非らされは銀行の破產は詐僞なりと見做す。

第五六一條c（一九一七年五月挿入）　州內に於ける銀行の役員又は事務員代理人にして

其銀行の爲め保證又は裏書をなし其銀行をして之によりて其銀行の合法的になし得る貸金額割引額以上の金額に關する責任を割引手形證券手形に對して帶はしむるものは

輕罪に該當す。

第五六一條d（一九一七年五月挿入）　本州の法律に基きて設立されたる銀行の取締役にして

其銀行の取締役中の何人かに貸金又は割引をなさんとする又は取締役中の何人かか法律に許せる金額以上の金額に關する責任を有する證書に對して貸金又は割引をなさんとする同銀行の取締役又は其中の何人かの表決又は行爲に同意するもの若しくは

本州の法律に基きて設立されたる銀行の取締役評議員役員又は雇員にして

自己に直接又は間接に金を貸す明示又は默示の條件又は了解の下に他の銀行に其銀行の金を預ける又は預けることを續ける又は預けんとする又は預けることを續けんとするもの若しくは

本州の法律に基きて設立されたる銀行の役員又は雇員にして

取締役會又は評議員會の定期會合間（前會合と次の會合の間の數日）になせる割引又は貸金若しくは同期間に於ける證券の賣買を其銀行の取締役又は評議員に隱くすもの若しくは

之を報告する樣法律た規定しある場合たるに拘らす取締役會又は評議員會の定期會合間に其なせる割引又は貸金又は證劵の賣買を取締役會又は評議員會に知り乍ら報告せさるもの

は輕罪に該當す。

本條に違反して銀行取締役のなせる貸金は之か爲め無效となるものにあらす。

第五六二條　銀行の役員、事務員代理員、金錢出納方、書記及ひ個人銀行家、個人銀行家の事務員代理人、金錢出納方、書記にして其銀行又は組合又は銀行家か破產せることを知り乍ら預金を預るものは輕罪に該當す。

第五六三條　法人又は共同組合の取締役、役員事務員代理人にして

正當の要求の支拂以外に其法人又は共同組合の物を知り乍ら受取り又は所持し且つ欺罔の意圖を以て其法人又は共同組合の帳簿又は勘定簿に其完全眞正の記入をなさざる又はなさしめさる又はなすを命せさるもの及ひ

法人又は共同組合の取締役、役員事務員代理人にして欺罔の意圖を以て其法人又は共同組合に屬する帳簿書類證書を破毀變更切斷僞造變造し若しくは其法人又は共同組合の保管せる勘定簿其他記錄又は文書に虛僞の記入をなし又は重要の記入をなさす又は重要の記入をなさざることに同意するもの

は三年以上十年以下の州獄禁錮又は一年以下の郡獄禁錮及ひ五百弗以下の罰金又は罰金禁錮双方に處す。

第五六三條 a（一九一七年五月挿入）　本州の法律に基きて設立されたる銀行の役員、取締役、評議員雇員又は事務員代理人にして

其役員取締役評議員若しくは其狀態又は其業務を檢査する爲め使用又は合法的に任命されたる公私檢査人若しくは其銀行より之に其業務を報告す可き法律上の責任を有する又は其業務を檢査する法定權限を有する官吏官衙を欺く意圖を以て、其銀行の業務、狀態に關する帳簿、報告書、貼紙記述書計算書に全部又は一部虛僞の記入をなすもの、若しくは

同樣の意圖を以て、自から又は自己の指揮の下に作成記入又は保管せる若しくは作成記入又は保管する樣命せられたる其銀行の帳簿、報告書貼紙記述書計算書に其銀行の業務財產資產勘定に關する事項の新らしき記入を故意に怠たるもの

は重罪に該當す。

第五六三條 a（一九二七年五月改正）　銀行の役員取締役評議員雇員又は事務員代理人にして

其役員取締役評議員若しくは其狀態其業務又は其取引を檢査する爲め使用又は合法的に任命されたる公私檢査人若しくは其銀行より之に其業務又は取引を報告す可き法律上の責任を有する又は其業務取引を檢査する法定權限を有する官吏官衙を欺く意圖を以て、其銀行の業務、狀態又は取引に關する帳簿報告書記錄貼紙記述書計算書に故意に虛僞の記入をなすもの若しくは

同樣の意圖を以て、其銀行の帳簿記錄報告書記述書計算書又は貼札に其銀行の業務財產、狀態、取引資產又は勘定に關する事項の新らしき記入をなすことを故意に怠たるもの若しくは

同樣の意圖を以て、自から又は自己の指揮の下に作成記入又は保管せる若しくは作成記入又は保管する樣命せられたる其銀行の帳簿記錄報告書記述書計算書又は貼紙を變更拔取隱匿又は破毀するものは重罪に該當す、

第五六三條b（一九一七年四月挿入）　州內に於て業務に從事する銀行の資產狀態に關する信用を直接又は推理的に毀損する且つ眞實に非らざる手書印刷又は口頭の記述又は風說を故意に且つ知り乍ら流布し又は他人に傳ふる人若しくは斯る記述又は風說を開始傳達又は流布する樣知り乍ら他人に勸告幇助する又は他人をして之を開始傳達又は流布せしむるものは輕罪を犯せるものとして千弗以下の罰金又は一年以下の禁錮又は双方に處す。

第五六三條c（一九二七年四月挿入）　州內に於て業務に從事する建物貸金組合の資產狀態に關する信用を直接又は推理的に毀損する且つ眞實に非らざる手書印刷又は口頭の記述又は風說を故意に且つ知り乍ら作り流布し又は他人に傳ふる人若しくは斯る記述又は風說を開始傳達又は流布する樣知り乍ら他人に勸告幇助する又は他人をして之を開始傳達又は流布せしむるものは輕罪を犯せるものとして千弗以下の罰金又は一年以下の禁錮又は双方に處す、

第五六四條　法人又は共同組合の取締役員又は事務員代理人にして

虛僞若しくは故意又は欺罔的に殊更に誇張せる報告書目論見書勘定書（經理、價格、業務、利益支出、目論見に關する報告書目論見書勘定書）たる其業務又は金錢狀態に關する報告書證據書類勘定書記述書又は重要記事を有する書類通知若しくは其會社の株式に其眞價よりも多き價格又は不明の價格を生せしめんとする又は生する傾向を有する書類又は文書を株主又は他の人に一般的又は私人的に作成發表又は揭示することに知り乍ら同意する若しくは

法律に定むる方法にて法律に命せる帳簿を作り又は揭示をなすことを拒はむ

人は重罪に該當す。

第五六五條　州內に事務所を有する法人の帳簿又は書類を保管する其法人の役員事務員代理人にして

執務時間中合法的に要求せる其會社の株主又は社員に其帳簿又は書類又は其一部を閱覽又は謄寫する機會を與ふることを拒絕するもの

は輕罪に該當す。

第五六六條　鐵道會社の役員事務員代理員又は株主にして關係特別法規によりて其權限を付與さるること

なくして

當時會社か所有所持管理せる且つ其債務の支拂に用立て得る財產（善意にして且つ利用し得可き株式

引受額を入れたる不動產を入れさる）より其會社の他の債務を差引ける殘額より大なる金額の債務を其會社として又は其會社の爲めに契約（譯者註、社債を募るとか借入金をするとか）することを知り乍ら許容し又は之を代辨（譯者註、其局に當つて之をやる）するものは輕罪に該當す。

第五六七條　前條は前條の規定に違反して生せる債務の會社に對する效力に影響を及ほさす。

第五六八條　法人又は共同組合の各取締役は其法人の事務に關して

其作爲不作爲の行爲又は處置か本節違反たるや否やを決定し得るたけの智識を有するものと見做す。

第五六九條　法人又は共同組合の取締役にして

本節に違反せる作爲不作爲の行爲又は處置の行はれたる其時の取締役會に出席し居し人は

之に不同意の旨を取締役會日誌に其時記入せしむるか又は文書を以て之を要求せさる限り之に同意せしものと見做す。

第五七〇條　法人又は共同組合の取締役か本節に違反せる作爲不作爲の行爲又は處置の行はれたる其取締役會に出席せさる場合に於ても

斯る違反を構成する事實か取締役會の記錄又は日誌に書ゐてあり其取締役は其後六ヶ月間依然同社の取締役の地位に止まり而かも其間に之に不同意の旨を取締役會日誌に記入せしめす又文書を以て之を要求せさるときは

其取締役は之に同意せるものと見做す。

第五七一條　其法人か州内にて業務に從事し居るか又は其事務所を有し居る以上其會社か他州、他の政府外國の法律によつて設立されたるものなることは本節の規定に違反せる罪の訴追に對する防禦とならす。

第五七二條　本節に於て「取締役」（Director）と稱するは其會社の許可狀に如何なる名を用ゆるに拘はらす又法律に如何なる名を付せるに拘はらす法人の事務を法律上指揮又は經營せる一切の人を含む。

第五七三條　墓地會社又は墓地組合の取締役又は役員は自己の爲め又は他人の組合員又は事務員代理人として直接又は間接に其會社又は組合の基金を借ることを得す。他人に對する貸金の裏書人又は保證人となることを得す。會社又は組合より貸せる金の債務者となることを得す。其取締役又は役員か株主たる又は利害關係を有する會社は前記墓地會社又は墓地組合より金を借ることを得す。

本條の規定に違反せる行爲をなし又は行爲をなすことを許せる取締役又は役員は之と共に直ちに其他位を失ふ。斯る貸金を許せる又は之に同意せる取締役又は役員及ひ其貸金を受取れる人は個々單獨に輕罪に該當す。

第一四節　商品の本權に關する證書の不正發行

第五七七條　船舶の船長持主又は事務員代理人若しくは鐵道會社の役員又は事務員代理人其他運送業者たる又は運送業者を代表する人にして

實際積込まれす又は引渡されす且つ其船荷證券貨物受取證受取證書に掲くる通り運送する爲め其當時實際其船長船主船舶代理人鐵道會社役員鐵道會社代理人又は運送業者の保管し居らさる商店に對して

船荷證券貨物受取證其他商品か船舶に積まれ鐵道會社又は運送業者に引渡されたることを示す可き受取證書を渡すもの

は五年以下の州獄禁錮又は千弗以下の罰金又は双方に處す。

第五七八條　倉庫業者揚場業者其他物を保管する業務に從事する人にして

其倉庫揚場に實際受取らさる且つ其受取證書か其商品の所有者に對して發行されたる場合と負債に對する擔保として發行されたる場合とを問はす此證書を發行する時實際保管し居らさる商品に對して船荷證券貨物受取證其他受取證書を發行するもの

は五年以下の州獄禁錮又は千弗以下の罰金又は双方に處す。

第五七九條　其商品の記事か其包裝の外部に於ける記號貼札と重要の點に於て一致するときは船荷證券貨物受取證其他受取證書に掲くる樽函其他包裝の內容か之に掲くる商品の記事と一致せさる爲め前二條に基きて之を有罪と決定することを得す。但し被告人か其記號貼札の眞實に非らさることを知れりと認めらるる場合は此限りに非らす。

第五八〇條　本節に掲くる人にして

其商品に關する前受取證書か殘存未取消なるときに、其受取證書の紙面に平易明瞭なる文字にてDuplicateと書することなくして其處に掲くる種類の第二の受取證書又は受取證書の副本を發する人

は五年以下の州獄禁錮又は千弗以下の罰金又は双方に處す。

第五八一條　本節に掲くる人にして

船荷證書貨物受取證又は受取證書を所持する人の文書による同意を得すして、自己か船荷證書貨物受取證又は受取證書を發行せる商品を賣却し又は質入するもの

は五年以下の州獄禁錮又は千弗以下の罰金又は双方に處す。

第五八二條　削　除

第五八三條　前二條は物か法律の手續によつて要求又は賣却されたる場合に之を適用せす。

第一五節　鐵道道路橋梁電信を故意に害する行爲

第五八七條　惡意を以て

(一)、蒸氣力又は馬車を用ゆる鐵道の或部分又は鐵道の線路又は其支線若しくは鐵道に附着せる又は鐵道に關係を有するスウキッチ、行違ふ複線の場所橋渠陸橋地下溝堤防停車場其他建物又は定着物又は其或部分を取り去り置き換へ傷ひ又は壞し、若しくは

(二)、鐵道線路又は鐵道に關係を有するスウキッチ、支線又は行違ふ複線の場所に障害物を置く

人は五年以下の州獄禁錮又は六ヶ月以上の郡獄禁錮に處す。

第五八七條a　鐵道の所有者賃借人若しくは鐵道の經營に從事する人又は法人より之に關する權限を付與されすして

其鐵道の客車貨車氣罐車内に於ける且つ其客車貨車機關車の運轉に使用する又は使用せんとして用意せるエーアブレーキ其他裝置若しくは鐵道の運用に使用する又は使用せんとして用意せるスウキッチ信號機其他裝置に餘計の手出しをしたり干渉したりするもの

は輕罪に該當す。

第五八七條b　鐵道の所有者賃借人若しくは鐵道を經營する人又は法人より之に關する權限を付與されして

其鐵道の機關車貨車客車又は列車又は其何れかの部分に入り込み上り又はふるるもの

は輕罪に該當するものとして五十弗以下の罰金又は三十日以下の禁錮又は双方に處す。

第五八七條c　鐵道にて旅行中其賃金の支拂を欺罔的に免れ又は免れんとする人は輕罪に該當し有罪と決するときは五百弗以下の罰金又は六ヶ月以下の禁錮又は双方に處す。

第五八八條（一九二一年五月改正）　州道其他公道橋梁又は法律上許可を與へられて作れる私道又は公道私道の橋梁を過つて又は故意に又は惡意を抱きて掘り返へし取り去り移し其他毀損又は破壞する人若しくは州道其他公道橋梁又は私道に隣れる又は其近傍の土地より過つて又は故意に又は惡意を抱きて之に水をはかし、又は之に水の涌出氾濫すること等を許すものは輕罪に該當す。

第五八八條a　カリホルニア州の公道にガラス瓶ガラス、釘、鋲、タガ、罐、針金其他人動物又は車を害す可き物をなけ又は置く人は輕罪に該當す。

第五八八條b　州工事局又は其官吏又は其適當の雇員か工事中の工事の完成を許す爲め其管轄に屬する道路を閉鎖することを必要と認むるときは局又は其官吏又は其適當の雇員は交通禁止を必要と認むる道路の全部又は一部を閉鎖し又は閉鎖せしむることを得。道路又は其一部分を斯く閉鎖中又は道路又は其一部分を建造又は維持の工事中同局其官吏又は適當の雇員若しくは局官吏雇員より權限を附與されたる請負人は之に適當の柵又は障碍物を建て又は建てしむることを得。道路又は其一部分か閉鎖されたる旨の人目に付き易き掲示を掲示し又は揚示せしむることを得。道路又は其一部分の上に警戒の燈火を置き又は置かしむ

ることを得。本條に規定せる通り道路の通行を禁したるとき若しくは工事中の場合に於ては同局其官吏適當の雇員又は權限を付與されたる請負人の建てたる柵又は障碍物を故意に取去り毀損し又は破壞せる人若しくは其掲示せる掲示を引裂き取去り又は破壞せる人若しくは其置ける警戒燈火を消し取去り毀損し又は破壞せる人は輕罪に該當す。

第五八八條 c 州道の境界又は測量に於ける點を示す爲め州工事局其官吏又は雇員か州道に又は其一部として置き建て又は用ゆる石柱又は標柱を故意に毀損塗抹破壞し又は取り去る人は輕罪に該當す。

第五八九條 惡意を以て toll house（橋賃通行賃を取立てる番人の家）又は turn-pike gate（同樣の物を取立てる關所）を毀損又は破壞する人は輕罪に該當す。

第五九〇條 惡意を以て道路の上に又は道路の近くに立てたる木又は石の里程標、道標又は其文字を取り去り破壞し毀損し又は塗抹する人は輕罪に該當す。

第五九〇條 a 第五九〇條の規定に基きて取立てたる罰金の半額は被告人を告發したる人に之を拂ふ可し。

第五九〇條 b 其橋梁を通過する際は除行す可き旨の信號又は掲示を掲くる道路上の橋梁を除行せさる人は輕罪に該當す。

第五九一條（一九二一年五月改正）電信の線電話の線其他電流を導く爲め使用せる線又は其何れかの部分又は之に關する裝置を不法に且つ惡意を抱きて取毀し取去り毀損し妨害し又は之に關して權限を有せさる行爲をなし若しくは之より針金を引離す人は五年以下の州獄禁錮又は五百弗以下の罰金又は一年以下の郡獄禁錮に處す。

第五九二條 其所有者又は支配人より權限を付與されすして且つ欺罔の意圖を以て製造農作鑛山灌漑電力發生又は家事用の水を保持又は運搬する目的に使用する運河溝渠水樋又は貯水池より水を取る人若しくは同樣の權限を有せすして水の統制又は測定に使用する水門其他裝置を高め低め其他かきみたす人若しくは前記の運河溝渠水樋又は貯水池に水の流を妨く可きゴミ汚物障碍物をあけ又は置き又はあけしめ又は置かしむる人は輕罪に該當す。

第五九三條 電燈電熱電力に關する電流を傳ふる爲め適當の權限を有するものの設立又は維持せる線又は其一部分又は之に關する絶緣物腕木其他裝置を不法に且つ惡意を抱きて取り卸し取去り毀損し干涉し又は妨け若しくは其針金又は電流を引離し又は之に干涉するものは五年以下の州獄禁錮又は五百弗以下の罰金又は一年以下の郡獄禁錮に處す。

第五九三條 a 挽材 Shingle-bolt 其他木か材木に製造されんとし居ることを知り乍ら惡意を以て其挽材 Shingle-bolt 其他木に鐵、鋼其他之を害するに足る丈けの堅さを有するものをうち込むものは重罪に該當す。

第一四章　犯意を有せる不法侵害

第五九四條　本法に規定せる場合以外の場合に於て自己の所有に非らざる不動產又は動產を惡意を以て損傷又は破壞せる人は輕罪に該當す。

第五九五條　本條の左記數條に種々の行爲を逐一細記するもこれは前條の解釋を制限又は加減する意圖を以て之を細記するものに非らす。

第五九六條　他人の所有せる動物に故意に毒を呑ますと云ふ意圖を以て惡意を抱きて毒物をならへて置く人は三年以下の州獄禁錮又は一年以下の郡獄禁錮及ひ五百弗以下の罰金に處す。

第五九七條　惡意を抱きて、他人の所有せる動物を殺し又は傷ける人若しくは動物を酷使したり荷物をつまし過きたり若しめたり必要の食物飲料小屋を與へなかつたり殘酷に鞭打つたり虛殺したり酷使せしめたり荷物をつまし過さしめたり苦しましめたり必要の食物飲料小屋を與へさらしめたり殘酷に鞭打たしめたり虐殺せしめたりする人及ひ所有者等として其動物を監督又は保管する人にして動物に不必要の苦痛を與へ不必要の殘虐を被らしめ動物を濫用し又は之に相當の食物飲料小屋を與へさるもの若しくは勞働に不適當の場合に之を驅使する人は各犯罪毎に輕罪に該當す。

第五九七條a　殘酷な方法にて家畜を車等にて運ひ又は運はしむる人若しくは知り乍ら且つ故意に不必要の苦痛を受けしむることを許し又は虐使する權限を與ふる人は輕罪に該當す。官吏か之か爲め前記の人を監置せる場合に於ては其官吏は其車に積める荷物車に附屬せる牛馬を保管し之を或保存所に寄託し置く可し。其保管費は所有者か其車其荷物其牛馬を取戻す前に拂ふ可き其車其荷物其牛馬に對する留置權なり。其保管費又は其一部を拂はさるときは之を負擔せる人は訴を起して其家畜の所有者より之を回收することを得。

第五九七條a　カリホルニア州內にて馬の尾を切り又は切らしめ又は尾を切れる馬を本州に輸入し又はカリホルニア州內にて登錄せさる尾を切れる馬を驅使し使用し走らし又は取引することは不法なり。但し本法第五九七條dに規定せる場合は此限りに非らす。

第五九七條b　娛樂又は利益の爲め牛熊鷄犬其他動物を同種類の動物異種類の動物又は人間と鬪はしむる人若しくは娛樂又は利益の爲め牛熊鷄犬其他動物と鬪ひ又は互に嚙合をなさしむる人及ひ其保管せる土地家屋內にて之をなすを許す人及ひ其鬪爭嚙合を幇助敎唆する人及ひ見物人として鬪爭嚙合の場所に居る人は輕罪に該當す。

第五九七條b　カリホルニア州內にて尾を切れる馬を所有又は使用する人は本法通過後三十日以內に所有者、其郵便名宛先、尾切馬の色齡大きさ用法を揭け且つ所有者又は代理人の署名せる證明書

を其馬の其時居る郡の郡書記役所に差出して其尾切馬を登錄す可し。郡書記は其證明書に番號を付し其目的のみの爲め所持する帳簿に其名を記錄す可し。登錄料として五十仙を受く可し。書記は然る後本條に掲くる事實を掲くる證明書を其人に對して發行す可し。治安官吏より求むるときは其人は其證明書を治安官吏に示す可し。此證明書は本法第五九七條aの規定に合致せる確定的證據なり。

第五九七條c　本法通過後六十日後登錄せさる尾切馬を驅使保管使用することは之を驅使保管使用する人か其馬の尾を切れる一應の證據とす。

第五九七條c　鳥又は動物を鬪はして見せ物とする意圖を以て之を所有所持保管又は訓練する人若しくは之を見せる時其場所に居る意圖を以て鳥又は動物を鬪はして見せ物とする準備をして居る場所に居る人若しくは其見せ物の場所に居る人は輕罪に該當す。

第五九七條d　執行官コンステーブルポリス治安官吏又は民法第六〇七條bに規定せる資格を有する人は鳥又は動物を鬪はす見せ物の場所建物又は斯る見せ物の準備をして居る場所建物に入り且つ逮捕狀なしにて其場に居る人を悉く逮捕することを得。

第五九七條d　本法（譯者註、尾切馬に關する規定）の規定に違反する人は輕罪に該當す。但し第五九七條a第五九七條b第五九七條cの規定は一九〇三年五月三日裁可「蕃殖用動物輸入取締法」と稱する法律に規定せる蕃殖又は見せ物用のみの爲め外國より輸入せる尾切純血權牡馬及ひ牝馬を所有又は所持せる人及ひ本州に輸入され且つ蕃殖又は見せ物用のみの爲め使用さるる尾切土產種牡馬及ひ牝馬に之を適用せす。又斯く本州に輸入されたる前記動物の明細書及ひ輸入日日輸入者の氏名住所を輸入後三十日以內に斯る動物の居る郡の郡書記に屆出つ可し。

第五九七條e　家畜を檻に入れ又は入れしむる人は其間健康上有益なる食物及ひ水を充分に供給す可し。之をなささるものは輕罪に該當す。家畜か檻に入れられ引續き十二時間必要の食物及ひ水なしに續く場合に於ては何人か必要と認むる都度其家畜の押込められたる場所に入り其押込められて居る間必要の食物及ひ水を之に供給するとも合法なり。斯る人は其侵入に對して訴へらるる責任を有せす。又其食物及ひ水の相當の代價を動物の所有者より取立つることを得。其動物は其判決に基きて發せる强制執行及ひ競賣より免除さるることなし。

第五九七條f　相當の注意世話を拂はすして市、市郡合併區、町區の建物園の中、小路街路廣場に動物の居ることを許す其動物の所有者馭者又は所持者は輕罪に該當す。斯く遺棄又は等閑視されたる動物を保持し所有者又は請求者か之を取戻す迄之を世話することは治安官吏又は人道協會役員の義務なり。之を世話する費用は其費用を拂ふ迄之に對する留置權なり。治安官吏又は人道協會役員か市市郡合併區又は町區に遺棄されたる病氣の役に立たぬ、弱き又は不具の動物の持主を相當探かすも之を見付け得さるときは其動物を殺すことを得。遺棄を通告さるるときは之を殺さしむることは治安官吏又は人道協會役員の義務なり。

又治安官吏人道協會役員は不具病氣羸弱の爲め又は疎略にする爲め其行つて居る勞働に適せざる又は何等かの方法にて酷使されて居る動物を同樣保管することを得。其動物か其時其所有者の保管を離れて居るときは前記官吏役員は其所有者(所有者か判つて居れは)に之を通知す可し。且つ所有者に渡す可き適當の狀態にあると認むる迄其動物を適當に世話す可し。之を世話し之を保管する爲め生せる必要の費用は其動物に對する留置權なり。之を支拂はされは合法的に之を取り返すことを得す。

第五九七條 g　市町邑の住民に見えさる樣圍を設けすして市町邑の地域内又は其四百ヤード内にて馬又は驢を交尾せしむる人及ひ

種牝馬牡牛牡豚牡羊牡山羊を保管せる人にして其動物を放ち又は勝手に放るることを許す人は輕罪に該當するものとして五弗以上二十弗以下の罰金又は三十日以上の郡獄禁錮又は双方に處す。

第五九八條　公共墓地内にて鳥を殺し傷け又はわなにかけ又は燕巢以外の鳥の巢を毀はし又は巢より卵又は幼鳥を取り去る人は輕罪に該當す。

第五九八條 a　其所有者以外の人にしてアントワープ鳩傳信鳩家鳩を射たり傷けたり殺したり捕へたりする人は輕罪に該當するものとして十弗以上二十五弗以下の罰金又は又五十日以下の郡獄禁錮に處す。

第五九九條　Gull(鷗か)と稱する海鳥を故意に且つ知り乍ら殺す人若しくは白鶴又は青鶴(Crane)を故意に且つ知り乍ら射たり傷けたりわなにかけたり捕へたりする人若しくは知り乍ら白鶴又は青鶴の巢を取り害し毀はし又は巢等より其鳥の卵を取り害し毀はす人は輕罪に該當するものとして五弗以上百弗以下の罰金又は五日以上百日以下の禁錮又は罰金禁錮双方に處す。

第五九九條 a　刑事事件に關して令狀を發する權限を有するマジストレートの許に

物云はぬ動物又は鳥に關する法律の規定か或建物内又は或場所にて破られて居る又は破られんとして居ると告發者又は告訴者か信する旨

の宣誓付告發又は告訴かなされたるときは其マジストレートは直ちに

其建物又は場所に入り之を搜索し且つ物云はぬ動物又は鳥に關する法律を現に破つて居る又は破らんとして居る其場に居る人を逮捕し法律に基きて之を處分する爲め其罪の犯されたる又は犯されんとしたる市市郡合併區町區内の管轉裁判所又は管轄マジストレートの許に之を引致することを執行官コンステーブルポリス治安官吏又は法定の資格を有する團體の官吏に命する令狀

第五九九條 b　本章に於て「動物」と稱する語は物言はぬ各生物を含くむ。「殘酷」及ひ「苦痛」は不必要又は理由のなき肉體上の苦痛を生す可き作爲不作爲の行爲を含む。「所有者」及ひ「人」なる語は法人竝に個人を含くむ。法人の運搬所有使用又は保管せる動物に關する其法人の使用人代理人の智識及ひ行爲は其法人竝ひに其使用人代理人の智識及ひ行爲と見做す。

第五九九條c　本章の何れの部分も「狩獵法」(Game Law)と稱する本州の法律又は鳥を驅除することに關する法律に影響を及ぼすものと解釋す可らす。本章は有毒爬蟲類を驅除する權利生命四肢財產に危險なりと知らるる動物を驅除する權利に影響を及ぼすものと解釋す可らす。又食料に用ゆる爲め若しくは規定通り設立せる醫學校又は大學の學術上の實驗研究の爲め動物を殺す權利に影響を及ぼすものと解釋す可らす。

第五九九條d　尾切り(Docking)と稱する手術又は尾を短くする爲め行ふ他の手術にて馬の尾の硬き部分を切る人及ひ之をなさしむる若しくは其切ることを助ける人は輕罪に該當す。

第五九九條e　動物の所有者又は合法的占有者は治安官吏又は人道協會役員より通知されたる後十二時以內に

其身體の狀態か其動物を平常使用せる目的に適せす且つ平常使用する目的に適せる樣になる見込なき動物

を殺す可し。本條の規定に合致せさる又は合致することを拒絕する所有者占有者又は人は輕罪に該當す。且つ其有罪決定後其罪を管轄する裁判所又はマジストレートは直ちに其動物を殺すことを治安官吏又は人道協會役員に命す可し。但し本條は所有者自身の邸宅內にて其所有せる老動物又は病動物を相當の注意の下に保管せる所有者に之を適用せす。

第五九九條f(一九一七年四月改正)　故意に角鹿(Elk)を殺す人は重罪に該當するものとして二年以下の州獄禁錮に處す。角鹿の肉を所持するものは本法に違反せる一應の證據とす。

第六〇〇條　其人の所有物に非らさる價格五十弗以上の橋梁若しくは放火(arson)の目的物とならさる雪小屋又は船舶又は建築物若しくは天幕若しくは乾草穀物わらのつみ重ね若しくは俵に入れたる乾草わらのつみ重ね若しくは馬鈴薯、豆、植物のつみ重ね若しくは袋に入れたると箱に入れたると否とを問はす果實若しくははえて居る穀物草木若しくは垣鐵道の客車貨車材木コードウッド鐵道の枕木電信電話の柱樽板若しくは價格二十五弗又は以上の tule-Land 又は Peat-Ground(其人の所有物に非らさるは此所迄續く)を故意に且つ惡意を抱きて燒く人は一年以上十年以下の州獄禁錮に處す。

第六〇一條　其船舶建物其他建造物に損害を與へ又は之を破壞する意圖を以て若しくは人間を傷け又は恐れさす意圖を以て建物船舶鐵道軌道索條鐵道列車客車停車場厩車庫芝居學校敎會住宅其他人間の通常住ひ集まり頻々として往來し往復する場所に又は其中に又は其下に又は其近くにダキナマイト、硝酸グリセリン、Vigorite, Giant or Hercules Powder 火藥其他爆發物化合物を惡意を以て用ゐ置き爆發せしめ又は爆發せしめんとするもの若しくは其方法によりて人間を傷け又は危くせるものは重罪に該當するものとして一年以上の州獄禁錮に處す。

第六〇二條(一九一七年五月改正)　(a)他人の土地に立つて居る又は生へて居る木を切り倒し打毀し又は毀損することによつて若しくは

(b)他人の土地に横つて居る木を運ひ去ることによつて若しくは
(c)他人の不動産より之に附着せる物又は之に生せる物を惡意を抱きて引離し又は之を毀損することによつて若しくは
(d)其所有者又は合法的占有者の許可を得すして自治市の區域内にある土地より土又は石を掘り、取り又は運ひ去ることによつて若しくは
(e)適當官憲の許可を得すして市の地圖又は計畫圖面に掲くる其他街路公園として認められ又は定められて居る市内又は町内の土地より土又は石を掘り、取り又は運ひ去ることによつて若しくは
(f)州又は自動車協會か州、市、郡、市郡合併區、町又は村に屬せる物の上に置ける又は添付せる道路に關する信號掲示を惡意を抱きて毀損破壞することによつて若しくは
州、市、郡、町又は邑に屬する物又は公衆に提供せる物又は其所有者の許可なくして他人の物の上に、賣却の爲めたると否とを問はす商品の掲示廣告名稱又は之に對する注意を惹く爲めの繪畫符號又は意匠を掲けたり添付したり結ひ付けたり印刷したり又は畫くことによつて若しくは
(g)牡蠣其他貝類を養殖せる又は其成長し居る他人の所有地に立入ることによつて若しくは其所有者又は合法的占有者の許可を得すして水に掩はれ居ると否とを問はす前記土地に養殖せる成長し居る又はある牡蠣其他貝類を害し集め又は運ひ去ることによつて若しくは前記土地の境界を示す爲めの棒杭標識墻垣又はしるしを破壞し又は取り去り又は破壞せしめ又は取り去らしむることによつて若しくは
(h)圍を廻らせる他人の土地の垣を故意に開らき毀損し又は破壞することによつて若しくは其所有者の許可を得すして他人の門、カンヌキ、又は垣を開らき且つ故意に開らかた儘棄てて置くことによつて若しくは
私有地に於て發射を禁する信號又は掲示を故意に毀損又は破壞することによつて若しくは
(i)其圍地の所有者より先つ許可を得すして、其圍地内に居る獵禽獵獸を狩り、射り殺し又は撲滅する目的を以て他人の所有又は占有せる圍地に入り込むことによつて
故意に不法侵害(Trespass)を行ふものは輕罪に該當す。

第六〇二條(一九二七年五月改正)(a)他人の土地に立つて居る又は生へて居る木を切り倒し打壞し又は毀損することによつて若しくは
(b)他人の土地に横つて居る木を運ひ去ることによつて若しくは
(c)他人の不動産より之に附着せる物又は之に生せる物を惡意を抱きて引離し又は之を毀損することによつて若しくは
(d)其所有者又は合法的占有者の許可を得すして自治市の區域内にある土地より土又は石を掘り取り又は運ひ去ることによつて若しくは
(e)適當官憲の許可を得すして市の地圖又は計畫圖面に掲くる其他街路公園として認められ又は定めら

れて居る市内又は町内の土地より土又は石を掘り取り又は運ひ去ることによつて若しくは

(f)州又は自動車協會か州、市、郡、市郡合併區町又は村に屬せる物の上に置ける又は添付せる道路に關する信號掲示を惡意を抱きて毀損破壞することによつて若しくは州市郡町又は邑に屬する物又は公衆に提供せる物又は其所有者の許可なくして他人の物の上に、賣却の爲めたると否とを問はす商品の掲示廣告名稱又は之に對する注意を惹く爲めの繪畫符號又は意匠を掲けたり添付したり結ひ付けたり印刷したり又は畫くことによつて若しくは

(g)牡蠣其他貝類を養殖せる又は其成長し居る他人の所有地に立入ることによつて若しくは其所有者又は合法的占有者の許可を得すして水に掩はれ居ると否とを問はす前記土地に養殖せる成長し居る又はある牡蠣其他貝類を害し集め又は運ひ去ることによつて若しくは前記土地の境界を示す爲めの棒杭標識墻垣又はしるしを破壞し又は取去り又は破壞せしめ又は取去らしむることによつて若しくは

(h)圍を廻らせる他人の土地の垣を故意に開らき毀損し又は破壞することによつて若しくは其所有者の許可を得すして他人の門カンヌキ又は垣を開らき且つ故意に開らゐた儘棄てて置くことによつて若しくは私有地に於て發射を禁する信號又は掲示を惡意を抱きて毀損又は破壞することによつて若しくは

(i)先す其土地の所有者又は其代理人又は合法的に之を占有せる人の許可を得すして、其土地の境界に沿ふて又は其土地を横切る道路に沿ふて三分の一哩以下の間隔にて不法侵害を禁する信號をあらはせる他人の所有地にて火を燃やすことによつて若しくは

(j)其圍地の所有者より先つ許可を得すして其圍地内に居る獵禽獵獸を狩し射り殺し又は撲滅する目的を以て他人の所有又は占有せる圍地に入り込むことによつて故意に不法侵害を行ふものは輕罪に該當す。

第六〇二條（一九二九年六月改正）

(a)他人の土地に立つて居る又は生へて居る木を切り倒し打壞し又は毀損することによつて若しくは

(b)他人の土地に横つて居る木を運ひ去ることによつて若しくは

(c)他人の不動産より之に附着せる物又は之に生せる物を惡意を抱きて引離し又は之を毀損することによつて若しくは

(d)其所有者又は合法的占有者の許可を得すして自治市の區域内にある土地より土又は石を掘り取り又は運ひ去ることによつて若しくは

(e)適當官憲の許可を得すして市の地圖又は計畫圖面に掲くる其他街路公園として認められ又は定められて居る市内又は町内の土地より土又は石を掘り又は取り又は運ひ去ることによつて若しくは

(f)州又は自動車協會か州、市、郡、市郡合併區町又は村に屬せる物の上に置ける又は添付せる道路に關する信號掲示を惡意を抱きて毀損破壞することによつて若しくは州市郡町又は邑に屬する物又は公

衆に提供せる物又は其所有者の許可なくして他人の物の上に賣却の爲めたると否とを問はす商品の掲示廣告名稱又は之に對する注意を惹く爲めの繪畫符號又は意匠を掲けたり添付したり結ひ付けたり印刷したり又は畫くことによつて若しくは

(g)牡蠣其他貝類を養殖せる又は其成長し居る他人の所有地に立入ることによつて若しくは其所有者又は合法的占有者の許可を得すして水に掩はれ居ると否とを問はす前記土地に養殖せる成長し居る又はある牡蠣其他貝類を害し集め又は運ひ去ることによつて若しくは前記土地の境界を示す爲めの棒杭標識墻垣又はしるしを破壞し又は取去り又は破壞せしめ又は取去らしむることによつて若しくは

(h)圍を廻らせる他人の土地の垣を故意に開らき毀損し又は破壞することによつて若しくは其所有者の許可書を得すして他人の門カンヌキ又は垣を開らき且つ故意に開らゐた儘棄てて置くことによつて若しくは私有地に於て發射を禁する信號又は掲示を犯意を抱きて毀損又は破壞することによつて若しくは

(i)先つ其土地の所有者又は其代理人又は合法的に之を占有せる人の許可書を得すして、其土地の境界に沿ふて又は其土地に入込む道路に沿ふて三分ノ一哩以下の間隔にて不法侵害を禁する信號をあらはせる他人の所有地にて火を燃やすことによつて若しくは

(j)其土地の所有者又は其代理人又は其合法的占有者より先つ許可書を得すして其土地に於ける動物又は鳥類を狩り射り殺し又は撲滅する目的を以て、其土地の境界に沿ふて又は其土地に入込む道路に沿ふて一哩三個以上の間隔にて不法侵害を禁する信號をあらはせる他人の所有地又は占有地に入り込むことによつて

故意に不法侵害を行ふものは輕罪に該當す。

第六〇三條　削　除

第六〇四條　他人の財産たる立穗穀物栽培せる果實野菜を惡意を抱ゐて毀損せる人は其刑罰を本法に別に規定せさる場合に於ては輕罪に該當す。

第六〇五條　(一)土地の各口の境界又は水底電信線のある場所を示す爲め立てたる標柱を惡意を抱きて取去る若しくは

(二)前記標柱の印を惡意を抱きて塗抹又は變更する若しくは

(三)前記の印を破壞する意圖を以て前記の目的の爲め前記の印を付せる木を惡意を抱きて切り下し又は取去るものは

輕罪に該當す。

第六〇六條　郡獄其他人を拘禁する場所を故意に且つ計畫的に破毀又は毀損する人は一万弗以下の罰金及ひ五年以下の州獄禁錮に處す。

第六〇七條　橋、堰、運河、樋、水路堤防貯水池其他水力を發生し又は沼又は潮水の氾濫せる濕地を乾かし又は開拓し又は鑛山製造開拓農事用の水市又は町の住民に供給する水を貯はへ又は導く爲め設立せる建造物又は之に必要なる堤防を故意に且つ惡意を以て破壞又は毀損する若しくは

之を破壞又は毀損する意圖を以て其堰運河樋水路貯水池堤又は建造物に故意に且つ惡意を以て孔を作り又は作らしむる若しくは

海堤船渠岸壁突堤水堰を防護する爲め土地に打込んてある杭を引拔き切り取り又は毀損する若しくは

毎年十月一日より四月十五日に至る期間内に於て自然の水路より二十四時間内に其土を取り去らすして自然の水路の水床又は兩側の土を犁き又は弛める若しくは

毎年四月十五日より十月一日に至る期間内に於て自然の水路の水床又は兩側の土を犁き又は弛め其後十月一日前に其土を之より取去らさる人は輕罪に該當するものとして百弗以上千弗以下の罰金又は二年以下の郡獄禁錮又は双方に處す。但し本條は採鑛の爲め自然の水路を掘り又は其土を取去ることを禁するものと解釋す可らす。

第六〇八條　他人の財産たる木、板、材木の杭又は筏又は其一部分を故意に且つ惡意を抱きて燒き毀損し破壞し若しくは前記の筏又は其一部分を切りほとき又は漂流さす人は輕罪に該當す。

第六〇八條 a　他人の財産たる總噸數十噸以下の船舶を故意に且つ惡意を抱きて毀損破壞し又は沈沒漂流せしむる人は輕罪に該當す。

第六〇八條 b　他人の財産たる總噸數十噸及ひ以上の船舶を故意に且つ惡意を抱きて毀損する人は輕罪に該當す。

第六〇八條 c　他人の財産たる總噸數十噸及ひ以上の船舶を故意に且つ惡意を抱きて沈沒又は漂流せしむるものは重罪に該當す。

第六〇九條　合法的權限を有するものか州内の水面に置ける浮標を故意に取去り毀損し又は破壞する人は輕罪に該當す。

第六一〇條　船舶を危險に陷らしむる意圖を以て不法に燈火又は信號を遮斷變更又は撤去し又は故意に燈火又は信號を掲くる人は三年以上十年以下の州獄禁錮に處す。

第六一一條　航行し得る水流の航行を不法に妨くる人は輕罪に該當す。

第六一二條　其鋸屑板材木の屑かフンボルト灣の水路に流れて行くを防く爲めフンボルト郡管理局の承認せる防波堤、隔壁、堰其他建造物を先つ建造せすしてフンボルト灣の水面に流れ込み得る場所に鋸屑板材木屑を投け込み又は其使用人か之を投込むを許せる人は輕罪に該當す。

第六一三條　船か荷物を積み又は卸す爲め出入する本州の港又は入江に碇泊中船外にバラスト又は其一部を投する人若しくは他の方法にて其航行の妨けとなる可きものを前記の港又は入江に置き又は置かしむる

人は輕罪に該當す。

第六一四條　航行し得る本州の水面に相當官憲の置ける浮標に船舶を繫留する人は輕罪に該當す。

第六一五條　合衆國海岸測量に從事する人の置ける建てたる又は用ゆる信號、標識建物又は其裝置を故意に塗抹毀損又は動せる人は輕罪に該當す。

第六一六條　掲示期間の滿了する以前に合衆國又は州の法律官憲によつて又は裁判所の命令によつて州内の何れかの場所に掲示せる布告廣告掲示若しくは合衆國又は本州の法律の寫又は謄本又は抄本を計畫的に塗抹し引裂き又は破壞する人は二十弗以上百弗以下の罰金又は一ヶ月以下の郡獄禁錮に處す。

第六一七條　之を僞造せは僞造罪となる可き且つ他人の物たる證書を惡意を抱きて引裂き塗抹し又は破毀する人は一年以上五年以下の州獄禁錮に處す。

第六一八條　手紙を書るた人又は宛名人より之を開らき又は讀む權限を與へられすして自己の名宛に非らさる封書を故意に開らき又は讀み又は讀ましむる人及ひ其不法に開かれたることを知り乍ら同樣の權限を有せすして其内容を發表する人は輕罪に該當す。

第六一九條　宛名人の許可なくして他人に宛てたる電信電話又は其一部の内容を故意に發表する人は五年以下の州獄禁錮又は一年以下の郡獄禁錮又は五千弗以下の罰金又は禁錮罰金双方に處す。但し裁判所の合法的命令によりて發表する樣命せられたる場合は此限りに非らす。

第六二〇條　他人の損害となる樣電信又は電話の意味目的又は趣旨を故意に變更せる人は前條に規定せる刑罰に處す。

第六二一條　電信局又は電話局に關係を有せさる人にして

名宛人の委任又は承諾なくして、其内容を知る爲め他人に宛てたる電信又は電話を封せる封筒を故意に開けるもの若しくは其電信電話を受取る可き人より之を抑留又は使用又は破毀する意圖を以て他人なりと詐稱して他人に宛てたる電信電話を自己に渡さしめたるもの

は第六一九條に掲くる通りの刑罰に處す。

第六二二條　其所有者に非らすして

私有地にあると道路又は公園にあるとを問はす市町又は村内にある紀念碑美術製作物有用の施設裝飾用施設又は之に生せる日除け樹裝飾用植物を故意に毀損又は破壞するものは

輕罪に該當す。

第六二三條　圖書館繪畫陳列館博物館展覽會に保管陳列せる書籍地圖海圖繪畫彫刻律令貨幣模型裝置其他文學美術機械に關する製作物又は珍奇の物品を惡意を抱きて切つたり裂るたり塗抹したり破つたり又は毀損したりするものは輕罪に該當す。

第六二三條半　公立圖書館法人圖書館讀書室博物館其他敎育に關する營造物の規則に規定せる書籍新聞雜

誌等の借用期間經過後之を返却する樣文書を以て督促するも督促後三十日間前記營造物に屬する前記物品を故意に返却せざるものは輕罪に該當するものとして之を罰す。

第六二四條　瓦斯又は水を導く管若しくは瓦斯又は水を建物に供給する爲め立てたる工事若しくは之に關する器具裝置附屬物を故意にこわしたり掘取つたり妨けたり又は害したりするものは輕罪に該當す。

第六二五條　相當の筋より其ストップコック（栓の廻し方によつて水の流れたり止つたりするもの）又はフヲセット（同上）は特別の理由に關して開閉する旨を通知されたる後欺罔する又は損害を與ふる意圖を以て水流を統制せるストップコック又はフヲセットを開らき又は開かしめ又は水を之より流出しむるものは輕罪に該當す。

第六二五條a　出火警報機を故意に且つ惡意を抱ゐていしくつたりこわしたり毀損したりする人若しくは出火警報機を利用して故意に且つ惡意を抱ゐて虚僞の出火警報を傳ふる人は一年以下の郡獄禁錮又は一千弗以下の罰金又は双方に處す。

第一五章　雜　罪

第一節　鳥獸魚類の保護に關する法律違反

第六二六條（一九二一年五月改正）　毎年一月十六日より九月三十日迄（双方を含みて）の期間に野生の鴨我鳥 Brant, Mudhen, Gallinule 又は Wilson, Snipe を狩つたり追つたり取つたり殺したり驅除したり又は所持したりする人若しくは

何時にてもクヒナ Wood duck 野生の鳩海岸に居る鳥（Wilson Snipe を除く）Sandhill Crane, Whooping Crane 又は小さき褐色の鶴を狩つたり追つたり取つたり殺したり驅除したり又は所持したりする人若しくは

毎年一月十六日より十月三十一日迄（双方を含みて）の期間に山鶉砂漠鶉谷鶉 Cottontail 又は Brush Rabbit を狩つたり追つたり取つたり殺したり驅除したり又は所持したりする人若しくは

十月十五日より翌年九月十四日迄（双方を含みて）の期間に Grouse を狩つたり追つたり取つたり殺したり驅除したり又は所持したりする人若しくは

十一月一日より翌年の八月三十一日迄（双方を含みて）の期間に Dove（鳩）を狩つたり追つたり取つたり殺したり驅除したり又は所持したりする人は輕罪に該當す。

又九月十六日より翌年七月三十一日迄（双方を含みて）の期間に Bagehen を狩つたり追つたり取つたり殺したり驅除したり又は所持したりする人は輕罪に該當す。

但し

漁獵區第四及二分の一にては何時にても Bage-hen を狩つたり追つたり取つたり殺したり驅除したり又

は所持したりする人は輕罪に該當す。

又漁獵區第一及二分の一にては十二月十六日より翌年十月十四日迄(双方を含みて)の期間に谷鶉山鶉を狩つたり追つたり取つたり殺したり驅除したり又は所持したりする人は輕罪に該當す。

本條は土地の所有者借受人又は所有者借受人より文書を以て委任されたる人か Cottontail 又は Brush rabbit を狩つたり追つたり取つたり殺したり又は驅除したりすることを禁するものと解釋す可らす。但し斯くして狩られ追はれ取られ殺され又は驅除されたる Rabbit は禁止期間中運送又は賣却することを得す。

第六二六條(一九二七年一月改正) 毎年二月一日より十月十五日迄(双方を含みて)の期間に野生の鴨我鳥 Brant, Mudhen, Gallinule 又は Wilson Snipe を狩つたり追つたり取つたり殺したり驅除したり又は所持したりする人若しくは

何時にてもクキナ Wood duck 野生の鳩海岸に居る鳥(Wilson Snipeを除く)Sandhill Crane, Whooping Crane 又は小さき褐色の鶴を狩つたり追つたり取つたり殺したり驅除したり又は所持したりする人若しくは

毎年一月一日より十一月三十日に至る迄(双方を含みて)の期間に山鶉砂漠鶉谷鶉 Cotton tail 又は Brush rabbit を狩つたり追つたり取つたり殺したり驅除したり又は所持したりする人若しくは

十月十五日より翌年九月十四日迄(双方を含みて)の期間に Grouse を狩つたり追つたり取つたり殺したり驅除したり又は所持したりする人若しくは

十月一日より翌年八月三十一日迄(双を含みて)の期間に Dove を狩つたり追つたり取つたり殺したり驅除したり又は所持したりする人は輕罪に該當す。

但し漁獵區第四、第四及ひ二分の一、第四及ひ四分の三にて十一月一日より翌年八月三十一日迄(双方を含みて)の期間に Dove を狩つたり追つたり取つたり殺したり驅除したり又は所持したりする人は輕罪に該當す。又八月十六日より翌年七月三十一日迄(双方を含みて)の期間に Sage-hen を狩つたり追つたり取つたり殺したり驅除したり又は所持したりする人は輕罪に該當す。但漁獵區第一及ひ二分の一に於ては毎年一月一日より十月三十一日迄(双方を含みて)の期間に谷鶉山鶉を狩つたり追つたり取つたり殺したり驅除したり又は所持したりする人は輕罪に該當す。

本條は土地の所有者借受人又は所有者借受人より文書を以て委任されたる人か Cottontail 又は Brush rabbit を狩つたり追つたり取つたり殺したり又は驅除したりすることを禁止するものと解釋す可らす。

但し斯くして狩られ追はれ取られ殺され又は驅除されたる rabbit は禁止期間中運送又は賣却することを得す。

第六二六條 a 十二月一日より八月三十一日迄(双方を含みて)の期間に Dove を狩つたり取つたり殺したり追つたり驅除したり又は所持したりする人は輕罪に該當す。

第六二六條a（一九一九年五月挿入）　野生の鳥獸又は魚を追つたり狩つたり取つたり捕へたり殺したり又は所持したりすることを許す期間を本法に規定せる場合に於ては其期間内に合法的に取れる捕らへたる殺せる又は所持せる野生の鳥獸又は魚を其期間の最後の日より更に五日間所持すことは何人に取りても合法なり。但し漁獵許可期間中一暦日間に取り捕らへ殺し又は所持することを許せる量以上の鳥獸又は魚を前記五日間所持することを得す。

第六二六條a（一九二九年五月改正）　野生の鳥獸又は魚を追つたり狩つたり取つたり捕へたり殺したり又は所持したりすることを許す期間を本法に規定せる場合に於ては其期間内に合法的に取れる捕らへたる殺せる又は所持せる野生の鳥獸又は魚を其期間の最後の日より更に五日間所持することは何人に取りても合法なり。但し漁獵許可期間中一暦日間に取り捕らへ殺し又は所持することを許せる量以上の鳥獸又は魚を前記五日間所持することを得す。又合法的に取れる鹿の肉は鹿獵許可期間の最後の日より更に十五日間之を保留することを得。

第六二六條b　本節に掲くる鳥の巣又は卵を破壞し又は所持する人は輕罪に該當す。

第六二六條c　白鳥野生の雉短い白毛のある鶉輸入されたる諸種の鶉Partridge野生の七面鳥を取り殺し驅除し又は所持する人は輕罪に該當す。但し何人も生捕りて育てたる雉又は外國より輸入せる雉を養育し繁殖させ州漁獵局の免許を得たる上何時にても斯く人爲的に繁殖又は輸入せる雉を殺し賣り又は處分することを得。但し之を賣り又は處分する際其雉又は之を入れたる包裝に免許の寫を添付す可し。

第六二六條c（一九二七年五月改正）　白鳥野生の雉短い白毛のある鶉輸入されたる諸種の鶉Partridge野生の七面鳥又はSierra hareを取り殺し驅除し又は所持する人は輕罪に該當す。但し何人も生捕りて育てたる雉又は外國より輸入せる雉を養育し繁殖させ州漁獵局の免許を得たる上何時にても斯く人爲的に繁殖させる雉を殺し賣り又は處分する際雉又は之を入れたる包裝に免許の寫を添付す可し。

第六二六條d（一九一九年五月改正）　一暦日間に野生の我鳥（honker geese及びBlack Sea Brantを除く）又は野生の鴨二十五羽以上又はHonker Geese又はBlack Sea Brant十二羽以上又は砂漠鶉谷鶉Dove, Black-Breated and Golden Plover, Jacksnipe又はYellowlegs十五羽以上又は山鶉十羽以上又はGrouse四羽以上又はPagehen四羽以上又はCottontail又はbush rabbits十五羽以上（漁獵區第四第十九第二十一以外に於て）を狩つたり取つたり殺したり追つたり驅除したり又は所持したりする人は輕罪に該當す。但し日曜日の日出より次の日曜日の日出に至る間に野生の我鳥（Honker Geese, Black Sea Brantを除く）五十羽以上又は野生の鴨五十羽以上又はHonker Geese又はBlack Sea Brant二十四羽以上を取つたり殺したり驅除したり所持したり買つたり賣つたり賣らんと申出たり運送したり又は運送せんと申出たりする人は輕罪に該當す。又日曜日の日出より次の日曜日の日沒に至る間に漁獵區第四第二十一第十九以外に於て谷鶉砂漠鶉Jacksnipe, Yellow-

legs, Golden Plover 又は Black Breasted Plover の三十羽以上又は山鶉二十羽以上又は Grouse 八羽以上又は Sagehens 八羽以上又は Cottontail 又は Bush rabbit 三十羽以上を取つたり殺したり驅除したり所持したり運送したり又は運送せんと申出たる人は輕罪に該當す。

第六二六條 d（一九一九年五月改正） 一暦日間に野生の我鳥又は Black Sea Brant 八羽以上又は野生の鴨 Mudhen 又は Jacksnipe 二十五羽以上又は砂漠鶉谷鶉又は Dove 十五羽以上又は山鶉十羽以上又は Grouse 四羽以上又は Sagehens 四羽以上を狩つたり取つたり殺したり追つたり驅除したり又は所持する人若しくは漁獵區第四以外に於て Cottontail 又は Bush rabbits 十五羽以上を狩つたり取つたり殺したり追つたり驅除したり又は所持したりする人は輕罪に該當す。一暦週間に honker 又は Black Sea Brant 二十四羽以上又は野生の鴨 Mudhen 又は Jacksnipes 五十羽以上又は谷鶉砂漠鶉又は Dove 三十羽以上又は山鶉二十羽以上又は Grouse 八羽以上又は Sagehen 八羽以上を取つたり殺したり追つたり驅除したり所持したり運送したり又は運送せんと申出たる人若しくは漁獵區第四以外に於て一暦週間に Cottontail 又は Bush rabbit 三十羽以上を取つたり殺したり追つたり驅除したり所持したり運送したり又は運送せんと申出たる人は輕罪に該當す。

第六二六條 d に前記の通り二種あり何れも一九一九年五月十八日發布せられたるものなり。

第六二六條 e（一九一七年四月改正） (一)女鹿、班點のある鹿の子 Spike buck, antelope 又は Mountain Sheep を狩つたり追つたり取つたり驅除したり又は所持したりする人は輕罪に該當す。

(二)鹿を取れる又は殺せる人は狩獵期間及ひ狩獵期間の終了後十日間皮及ひ角を有する頭の部分を保留し置く可し。漁獵法實施の權限を有する官吏より求むるときは之を提出す可し。本條の規定に從はざる人は輕罪に該當す。

(三)本法に於ては枝のなき角又は叉角を有する男鹿は Spiked Buck と見做す。

第六二六條 e（一九二五年五月改正） 女鹿斑點のある鹿の子 Spike buck, antelope 又は Mountain Sheep 若しくは漁獵區第一及ひ四分の三にて叉に分れたる角 forked horn のある黑尾鹿を狩つたり追つたり取つたり驅除したり又は所持したりする人は輕罪に該當す。

鹿を取れる又は殺せる人は狩獵期間及ひ狩獵期間の終了後十日間及皮及ひ角を有する頭の部分を保留し置く可し。漁獵法實施の權限を有する官吏より求むるときは之を提出す可し。本條の規定に從はざる人は輕罪に該當す。

本法に於ては双方に枝のなき角又は叉角を有する男鹿は Spiked Buck と見做す。双方に二枝の叉角を有する男鹿は叉に分れたる角(forked horn)と見做す。

第六二六條 f（一九二一年五月改正） 十月十六日より翌年八月三十一日迄(双方を含みて)の期間に男鹿又は鹿肉を狩つたり追つたり取つたり殺したり驅除したり又はカリホルニア州にて殺されたる取られたると他の州他の地方又は外國より本州に運送されたることを聞はす所持したりする人は左記の場合以外に於ては

輕罪に該當す。但しカリホルニア州獵區第二第二半第三に於ては九月十五日より翌年七月三十一日迄（双方を含みて）の期間に男鹿又は鹿肉を狩つたり追つたり取つたり殺したり驅除したり又はカリホルニア州にて殺されたる取られたると他の州他の地方又は外國より本州に運送されたるとを問はす所持したりする人は輕罪に該當す。

又カリホルニア州獵區第四に於ては十月十六日より翌年九月十五日迄（双方を含みて）の期間に男鹿又は鹿肉を狩つたり追つたり取つたり殺したり驅除したり又はカリホルニア州にて取られたる殺されたると他の州他の地方又は外國より本州に運送されたるとを問はす所持したりする人は輕罪に該當す。又飼養せる馴鹿は漁獵局にて規定せる規則に違反せさる限り之を輸入販買することを得。

第六二六條f（一九二七年五月改正）十月十六日より翌年八月三十一日迄（双方を含みて）の期間に男鹿又は鹿肉を狩つたり追つたり殺したり驅除したり又はカリホルニア州にて取られたる殺されたると他の州他の地方又は外國より本州に運送されたるとを問はす所持したりする人は左記の場合以外に於ては輕罪に該當す。但しカリホルニア州獵局第二第二半第三に於ては九月十五日より翌年七月三十一日迄（双方を含みて）の期間に男鹿又は鹿肉を狩つたり追つたり取つたり殺したり驅除したり又はカリホルニア州にて取られたる殺されたると他の州他の地方又は外國より本州に運送されたるとを問はす所持したりする人は輕罪に該當す。又カリホルニア州獵區第一第一及ひ四分ノ三第四半第二十三第二十四第二十五第二十六第四第四及ひ四分ノ三にては十月十六日より翌年九月十五日迄（双方を含みて）の間に男鹿又は鹿肉を狩つたり追つたり取つたり殺したり驅除したり又はカリホルニア州にて取られたる殺されたると他の州他の地方又は外國より本州に運送されたるとを問はす所持したりする人は輕罪に該當す。又飼養せる馴鹿は漁獵局にて規定せる規則に違反せさる限り之を輸入販賣することを得。又他州にて鹿を合法的に殺せる本州の住民は本州にて合法ならは其鹿を本州に運送することを得。但し鹿を殺せる州の相當官憲より許可を受くること將來漁獵局にて規定する規則に合致することを要す。

第六二六條g（一九二三年五月改正）一九二五年九月一日前に栗鼠を狩つたり追つたり殺したり驅除したり又は所持したりする人は輕罪に該當す。

第六二六條g（一九二七年五月改正）何時にても栗鼠を狩つたり追つたる殺したり驅除したり又は所持したりする人は輕罪に該當す。

第六二六條h（一九二一年五月改正）鹿の皮毛皮を買ひ賣り賣らんとして提供又は陳列し交換し又は取引する人若しくは女鹿斑點のある鹿の子の皮毛皮又は雌雄の判らぬ鹿の皮毛皮を運送又は所持する人は輕罪に該當す。但し本條の規定は外國にて殺されたる又は取られたる鹿の皮毛皮に之を適用せす。

第六二六條i　一狩獵期間に二頭以上の鹿を取つたり殺したり驅除したり又はカリホルニア州にて取られたる殺されたると他の州他の地方又は外國より本州に運送されたるとを問はす所持する人は輕罪に該當

す。

第六二六條i（一九二七年五月改正）　一狩獵期間に二頭以上の鹿を取つたり殺したり驅除したり又はカリホルニア州にて取られたると他の州他の地方又は外國より本州に運送されたるとを問はす所持したりする人は輕罪に該當す。但し漁獵區第一及ひ四分ノ三にては一狩獵期間に一頭以上の鹿を狩つたり追つたり取つたり殺したり驅除したり又は所持したりすることは不法なり。但し漁獵區第一及四分ノ三の住民か其内の一匹のみを第一及四分ノ三區にて殺せる二頭の鹿を所持することは合法なり。但し鹿の保護に關する本州の法律全部に從へることを要す。本條の規定に從はさる人は輕罪に該當す。

第六二六條j（一九一七年四月改正）　犬を所有管理又は所持せる人にして鹿の狩獵を許せる期間中一頭以上の犬に鹿を追ふことを許せるものは輕罪に該當す。

犬を所有管理又は所持せる人にして鹿の狩獵を禁せる期間中犬に鹿を追ふことを許せるものは輕罪に該當す。

第六二六條k（一九二三年四月改正）　カリホルニア州にて取られたる殺されたると他の州他の地方又は外國より本州に運送されたるとを問はす鶉 Partridge, Dove, 雉 Grouse, Sagehen, クキナ Ibis, Plove Snipe 其他海岸鳥野生の鴨野生の鵞鳥又は鹿の肉を買ひ賣り賣る爲め提供又は陳列し交換し又は取引する人は輕罪に該當す。

第六二六條k（一九二七年五月改正）　カリホルニア州にて取られたる殺されたると他の州他の地方又は外國より本州に運送されたるとを問はす鶉 Partridge 之と同種類の鳥 Dove 雉 Grouse, Sage-hen, クキナ Ibis Plover Snipe 其他海岸鳥野生の鴨野生の鵞鳥又は鹿の肉を買ひ賣り賣る爲め提供又は陳列し交換し又は取引する人は輕罪に該當す。

第六二六條l（一九一七年四月改正）　本節又は刑法は學術用教育用繁殖用の爲め本州の野生の獵鳥又は獵獸又は鳥を所持し又は生き乍ら捕ふることを禁止するものに非らす。但し先つ州漁獵局より其目的の爲め獵鳥獵獸又は鳥を取らへ殺し且つ所持する旨の許可書を得可し。之を運送する際其許可書を之に添付す可し。其許可書に從つて運送又は所持中之を沒收することを免除す。

許可書に基きて取る獵鳥獵獸又は魚は同局の監視の下に之を取る可し。

第六二六條m（一九二一年五月改正）　日沒より半時間後より翌日日出前半時間迄に本州の獵鳥獵獸を狩り追ひ取り捕らへ殺し又は驅除する人若しくは日沒より一時間後より翌日日出前一時間迄に漁獵區第一第一半第二第三第四第四半第二十三第二十四第二十五にて魚を取り捕らへ殺し又は驅除する人は輕罪に該當す。

第六二六條m（一九二九年五月改正）　日沒より半時間後より翌日日出前半時間迄に本州の獵鳥獵獸を狩り追ひ取り捕らへ殺し又は驅除する人若しくは日沒より一時間後より翌日日出前一時間迄に漁獵區

第一第一半第一及ひ四分の三第二第二半第三第四第四半第四及ひ四分の三第二十三第二十四第二十五にて魚を取り捕らへ殺し又は驅除する人は輕罪に該當す。本條は本法第六二六條nの規定を廢止又は何等の變更を加ふるものに非らす。

第六二六條n　媒鳥として鳥又は其模造品を使用し若しくは野鳥を射擊し又は殺害する爲め野鳥に近つく爲め媒鳥を用ゆる人若しくは斯る方法にて野鳥を取り、殺し又は斯る方法にて取れる野鳥を所持する人は輕罪に該當す。但し本條は斯る鳥を狩り又は之に近く爲め犬を使用することを妨くるものにあらす。

第六二六條o（一九二三年六月改正）　(一)カリホルニア州にて發動機船帆船自動車又は飛行機より鯨以外の獵鳥獵獸を射擊する人は輕罪に該當す。

(二)漁獵區第七「A」第八第九にて水曜日日曜日以外の日に小舟より水禽を射擊する人は輕罪に該當す。

(三)通常第十號型と稱するよりも大型の散彈銃を用ゆる人若しくは六藥莢以上を運ふに適する散彈銃を用ゐ又は所持する人は輕罪に該當す。

(四)通常ステッキ銃(Cane Gun)と稱する銃器又は同性質の銃又は鳥網を使用又は所持する人は輕罪に該當す。

第六二六條o（一九二七年五月改正）　(一)カリホルニア州にて發動機船帆船自動車又は飛行機より鯨以外の獵鳥獵獸を射擊する人は輕罪に該當す。

(二)漁獵區第七「A」第八第九にて水曜日日曜日以外の日に小舟より水禽を射擊せる人は輕罪に該當す。

(三)漁獵區第十二及ひ漁獵區第二中ナパ河の一部（譯者註、原文には場所を詳記しあるも譯文には之を略す）にて小舟より水禽を射擊する人は輕罪に該當す。

(四)通常第十號型と稱するよりも大型の散彈銃を用ゆる人若しくは六藥莢以上を運ふに適する散彈銃を用ゐ又は所持する人は輕罪に該當す。

(五)通常ステッキ銃(cane gun)と稱する銃器又は同性質の銃又は鳥網を使用又は所持する人は輕罪に該當す。

第六二六條o（一九二九年六月改正）　新に左記(六)を加へたる丈けなり。

(六)他の人か其獵鳥を狩り追ひ取り捕らへ殺し又は驅除する意圖を以て其人の方に獵鳥を逐ふ爲め發動機船自動車又は飛行機を使用する人は輕罪に該當す。

第六二六條p　三月十五日より十一月一日迄の期間にBlack Sea-Brantを狩り追ひ取り殺し驅除し又は所持する人は輕罪に該當す。但し漁獵區第一にては四月一日より十月一日迄の期間にBlack Sea-Brantを狩り追ひ取り殺し驅除し又は所持する人は輕罪に該當す。

第六二六條p　一九二五年五月削除

第六二六條p（一九一七年四月改正）　海狸(Beaver)を取り、捕らへ殺し又は所持する人若しくは綠の海狸

の毛皮を所持する人は輕罪に該當す。

(a)但し海狸か堤防其他開拓地域堤防を設けたる地域沼地地域の保護工事を害し居ることを書面を以て州漁獵局に通知するものあるときは州漁獵區は海狸を取り捕らへ又は殺す權限を文書を以て何人にても付與することを得。

(b)前記の海狸を斯くして取り捕らへ又は殺したる人は其後十日以内に其旨及ひ其場所を文書を以て州漁獵局に報告す可し。其時州漁獵局は其皮の處分を許す許可書を發することを得。

(c)本條の規定は海狸を取ること捕らへること殺すことを許せる他の州又は外國にて取られ捕らへられ又は殺されたる海狸の皮に之を適用せす。

(d)本條に違反せる人は二十五弗以上五百弗以下の罰金又は二十五日以上百五十日以下の禁錮又は双方に處す。

第六二六條 p（一九二五年四月改正） 漁獵區第一第二第三以外に於て海狸を取り捕らへ殺し又は所持する人若しくは漁獵區第一第二第三以外に於て綠の海狸の皮を所持する人は輕罪に該當す。

(a)從前通り

(b)同　上

(c)同　上

(d)同　上

第六二六條 q 何時にても Sea-otter を狩り追ひ取り殺し驅除し又は所持する人は一千弗以下の罰金又は一年以下の郡獄禁錮又は双方に處す。

第六二六條 r（一九一七年五月挿入） 一九一七年十一月一日後 airgette, Egret, osprey, Bird of Paradise, goura, numidi 又は其羽毛頭翼尾皮製造せさる又は製造せる皮の一部を賣り又は賣る爲め提供又は所狩せる人は輕罪に該當す。

第六二六條 s（一九二一年五月改正） 漁獵區第一のA B C D E F G H I J K L M 第二のA 第三のA B C D E F 第四のA B C D E F を禁獵地とす。

漁獵局の許可書を有せすして禁獵地にて鳥又は獸又は其一部分又は銃器を狩り追ひ取り殺し驅除し又は所持する人は輕罪に該當す。但し本條は本節の規定に從つて漁獵區第四のAEにて水禽を狩りし且つ所持することを禁止するものに非らす。又本條は禁獵地のある區にて魚を取ることに關して本節に規定せる方法にて禁獵地にて魚を捕ることを禁止するものに非らす。

漁獵區第二十六にて魚を取り捕らへ殺し又は所持する人は輕罪に該當す。

本條の規定に違反せる人は二十五弗以上五百弗以下の罰金又は二十五日以上百五十日以下の郡獄（判決を下せる郡の郡獄）禁錮又は双方に處す。本條に違反せる爲め徴收せる罰金沒收金は漁獵保護基金に繰入れ

州金庫に納付す可し。

第六二六條s（一九二七年五月改正）　漁獵區第一のABCDEFGHIJKLMNOPQ第二のA第三のABCDEFG第四のABCDEFGを禁獵區とす（以下從前の通り）

第六二六條s（一九二九年五月改正）　漁獵區第一のABCDEFGHIJKLMNOPQRST第二のAB第三のABCDEFGH第四のABCDEFGを禁獵區とす（以下從前の通り）

第六二六條t（一九二九年四月挿入）禁獵地域内にて發見さるる猫は食肉獸として食肉獸撲滅に關する法律の規定を適用す。禁獵地域内にて發見さるる猫を殺す權限を漁獵局長其代理其雇員に付與し且つ之を之に命す。但し本條の規定は所有者の住所又は之に隣れる所有者の土地に居る猫に之を適用せず。

第六二六條u（一九二九年四月挿入）　漁獵區第四第四及ひ四分の三第四a第四e第一九第二〇第二〇a第二一第二二にて水曜日土曜日日曜日法定休日狩獵を許す期間の最初の日最終の日以外の水禽を狩り殺し又は取ることを許せる期間内に水禽を狩り取り又は殺せる人若しくは漁獵區第四aにて前記の日の午前八時より日沒に至る間以外の時間に水禽を狩り取り又は殺せる人は輕罪に該當す。

第六二六條da（一九二七年五月挿入）　漁獵區第四及四分の三にては何時にても何頭にてもBrish Cottontail or other rabbits狩り捕へ又は殺すことを得。

第六二六條二分の一（一九二七年五月挿入）　一月十六日より九月三十日に至る迄（双方を含みて）の期間に野生の鴨又は鵝鳥又はBrant, Mudhen Gallinule又はWilson Snipeを狩り追ひ取り殺し又は所持する人若しくは何時にてもクイナWood Duck野生の鳩海岸鳥（Wilson Snipeを除く）Sandhill Crane, Whooping Crane又はLittle brown craneを狩り追ひ取り殺し又は所持する人は輕罪に該當す。

本條に違反せる人は二十五弗以上五百弗以下の罰金又は二十五日以上百五十日以下の郡獄禁錮又は双方に處す。

本條に違反せる爲め徵收せる罰金沒收金は漁獵保護基金に繰入れ州金庫に納付す可し。

第六二七條　其外部境界線に沿ふて一哩三個以上の發砲狩獵を禁する記號を掲くる圍繞又は耕作せる私有地にて先す其所有者又は占有者の許可を得すしてクイナPartridge雉Grouse Dove野生の鴨Snipe Curlew Ibis Plover又は鹿を狩り追ひ取り又は殺す人若しくは私有地にて發砲を禁する記號掲示を惡意を抱きて引裂ゐたり破壞したりする人は輕罪に該當す。

第六二七條（一九二九年六月改正）　獸又は鳥を狩り追ひ取り殺し又は驅除する爲め其土地の所有者又は其代理人又は其合法占有者の許可書を得すして其外部境界線に沿ふて一哩三個以上及ひ之に入込む道路に不法侵入禁止の掲示を掲くる土地に不法侵害を加ふる人若しくは其私有地にて狩獵を禁止する記號掲示を惡意を抱きて引裂ゐたり破壞したりする人は輕罪に該當す。

本條は其土地の所有者又は其代理人又は其合法占有者と話をする爲め其土地に入り又は其土地にある道路を使用することを不法とするものと解釋す可らす。本條の規定は食肉獸食肉鳥を狩る爲め州又は合衆國より獵夫として雇はれたる人か其雇はれたる業務に從事する場合に之を適用せす。

第六二七條a（一九一七年四月改正）　鹿鹿皮鹿皮の一部鶉 Partridge 雉 Grouse, Sagehen, Prairie-Chicken Dove, 野生の鳩野生の鴨野生の鴛鳥クイナ Snipe Ibis, Curley, Plover 其他海岸鳥を州外に運送し又は運送する爲め受取る鐵道會社運送會社其他の運送業者其役員事務員代理人召使又は人は輕罪に該當す。但し繁殖用學術用の爲めカリホルニア州より先す許可書を得たる場合は此限りに非らす。又前記の鳥獸の屍體又は屍體の一部を州外に運送し又は運送する爲め受取る前記のものは輕罪に該當す。

第六二七條b（一九一七年五月改正）　一暦日間に捕らへ殺し又は所持することを許せる量以上の野鳥野獸又は魚を一暦日間に一人の爲めに運送し又は運送する爲め受取りたる運送業者其役員事務員代理員又は召使若しくは之を一暦日間に運送さし又は運送させんと申込める人は輕罪に該當す。

日曜日の日出より次の日曜日の日出間に捕らへ殺し又は所持することを許せる量以上の野生の鳥獸又は魚を日曜日の日出より次の日曜日の日出に至る間に一人の爲めに運送し又は運送する爲め受取る運送業者其役員事務員代理員又は召使若しくは之を一暦日間に運送さし又は運送させんと申込める人は輕罪に該當す。

役員事務員代理員又は召使若しくは運送さし又は運送させんと申込む人は輕罪に該當す。

一狩獵期間に捕らへ殺し又は所持することを許せる量以上の野生の鳥獸又は魚を一狩獵期間内に一人の爲めに運送し又は運送する爲め受取る運送業者其役員事務員代理員又は召使若しくは之を運送さし又は運送させんと申込む人は輕罪に該當す。

荷送人の氏名住所眞正の荷受人の氏名住所運送せんとする包裝に入れたる野鳥野獸又は魚類を掲くる貼札を付せすして野鳥野獸又は魚を運送し又は運送する爲め受取る運送業者其役員事務員代理員又は召使若しくは之を運送さし又は運送させんと申込む人若しくは小包を以て野生の鳥獸魚を運送する人は輕罪に該當す。

本條と牴觸せる法律及ひ法律の一部は之を廢止す。

第六二七條b（一九二七年五月改正）　一暦日間に捕らへ殺し又は所持することを許せる量以上の野鳥野獸又は魚を一暦日間に一人の爲めに運送し又は運送する爲め受取りたる運送業者其役員事務員代理員又は召使若しくは之を一暦日間に運送さし又は運送させんと申込める人は輕罪に該當す。

日曜日の日出より次の日曜日の日出間に捕らへ殺し又は所持することを許せる量以上の野鳥野獸又は魚を日曜日の日出より次の日曜日の日出に至る間に一人の爲めに運送し又は運送する爲め受取る運送業者其役員事務員代理員又は召使若しくは運送さし又は運送させんと申込む人は輕罪に該當す。

一狩獵期間に捕らへ殺し又は所持することを許せる量以上の野鳥野獸又は魚を一狩獵期間内に一人の爲めに運送し又は運送する爲め受取る運送業者其役員事務員代理員又は召使若しくは之を運送さし又

は運送させんと申込む人は輕罪に該當す。

荷送人の氏名住所眞正の荷受人の氏名住所運送せんとする包裝に入れたる野鳥野獸又は魚の種類を揭くる貼札を付せずして野鳥野獸又は魚を運送し又は運送する爲め受取る運送業者其役員事務員代理員又は召使若しくは之を運送させ又は運送させんと申込む人若しくは小包を以て燻魚干魚(鱈以外の)以外の野鳥野獸又は魚を送る人は輕罪に該當す。

第六二七條c　削　除

第六二七條d　削　除

第六二八條(一九二三年六月改正)　(a)本州の水上にて捕へたる小海老を干す人又は鮮らしき儘賣買する以外の目的を以て本州の水上にて小海老を捕ふる人は輕罪に該當す。但し漁獵區第十三にては鮮らしき儘賣買する爲め漁する際必らず捕らへらるる賣買の出來さる小海老は之を干すことを得。但し何時にても船にて運ひ來れる小海老の五割以上を干すことを得す。

(b)毎年三月一日より十月十四日迄(含みて)に伊勢蝦(Spiny Lobster)を捕らへ殺し所持し賣買し又は賣らんとして提供する人若しくは何時にても脚爪觸鬚を除きて一極より他極に至る迄を計りて長さ十吋半以下又は十六吋以上の伊勢蝦を捕へ殺し所持し賣買し又は賣らんとして提供する人は輕罪に該當す。何時にても背を横切りて眞直に計りて巾七吋以下の蟹(Crab)又は女蟹を捕へ殺し所持し賣買し又は賣らんとして提供する人若しくは七月三十一日より十一月十四日迄(含みて)の間に蟹を捕らへ殺し所持し賣買し又は賣らんとして提供する人は輕罪に該當す。但し本條は州外にて捕へ且つ罐詰にし其罐に捕らへたる場所罐詰にせる場所を揭くる蟹肉に之を適用せす。州外にて捕らへ且つ罐詰にし且つ其場所を罐に揭くる蟹肉の製造人卸賣人は其蟹肉の小賣人取引人の名を漁獵局に通知す可し。州外よりの蟹は何時にても之を州に輸入することを得。斯る蟹は州漁獵局にて規定せる規則に從つて之を檢査し貼紙をなす。其費用は之を輸入する人之を負擔す。何時にても伊勢蝦又は蟹を漬けたり罐詰にしたりする人若しくは殼のなき伊勢蝦又は蟹の肉を賣る人若しくは其大きさを計り得さる狀態にて伊勢蝦又は蟹の一部のみを岸に運へる人は輕罪に該當す。

(c)漁獵區第一半第五第五のA第六第七第八第九にて取れる蟹を同區外に運はせ又は運はさんと申込みたる人若しくは運送する人若しくは同區内の生物貨車にて蟹を所持する人は輕罪に該當す。

(d)本條は合衆國墨西哥國境より十哩の距離の南の州外にて捕らへられ且つ檢査後州漁獵局にて將來規定する通りの證據を有する伊勢蝦に之を適用せす。其檢査費用は輸入者之を負擔す可し。又本州に輸入する伊勢蝦は悉く本州に規定せる大きさのものたる可し。

第六二八條(一九二七年五月改正)　(a)本州の水上にて捕らへたる小海老を干す人又は鮮らしき儘賣買する以外の目的を以て本州の水上にて小海老を捕ふる人は輕罪に該當す。但し漁獵區第十一第十二第

十三にては鮮らしき儘賣買する爲め漁する際必らす捕らへらるる賣買の出來さる小海老は之を干すことを得。但し何時にても船にて運ひ來れる小海老の五割以上を干すことを得す。

(b)毎年三月一日より十月十四日迄(含みて)に伊勢蝦を捕らへ殺し所持し賣買し又は賣らんとして提供する人若しくは何時にても脚爪觸鬚を除きて一極より他極に至る迄を計りて長さ十吋半以下又は十六吋以上の伊勢蝦を捕らへ殺し所持し賣買し又は賣らんとして提供する人は輕罪に該當す。何時にても背を横切りて眞直に計りて巾七吋以下の蟹又は女蟹を捕へ殺し所持し賣買し又は賣らんとして提供する人若しくは七月三十一日より十一月十四日迄(含みて)の間に蟹を捕らへ殺し所持し賣買し又は賣らんとして提供する人は輕罪に該當す。何時にても伊勢蝦又は蟹を漬けたり鑵詰にしたりする人若しくは殼のなき伊勢蝦又は蟹の肉を賣る人若しくは其大きさを計り得さる狀態にて伊勢蝦又は蟹の一部のみを岸に運へる人は輕罪に該當す。但し漁獵局にて規定せる規則の下に何時にても州外より蟹肉を販賣の爲め州内に輸入することを得。

(c)漁獵區第一半第二半第五第六第七第八第九より州外又は漁獵區第一半第二半第五第六第七第八第九以外の本州の部分に蟹を運送させ又は運送させんと申込みたる人若しくは運送する人若しくは同區内の生物貨車にて蟹を所持する人は輕罪に該當す。本條に於て生物貨車と稱するは生きたる蟹を入れたる箱又は檻を云ふ。

(D)從前の通り

第六二八條(一九二九年五月改正)

(a)從前の通り

(B)毎年三月一日より十月十四日迄(含みて)に伊勢蝦を捕らへ殺し所持し賣買し又は賣らんとして提供する人若しくは何時にても脚爪觸鬚を除きて一極より他極に至る迄を計りて長さ十吋半以下又は十六吋以上の伊勢蝦を捕らへ殺し所持し賣買し又は賣らんとして提供する人は輕罪に該當す。何時にても背を横切りて眞直に計りて巾七吋以下の蟹又は女蟹を捕らへ殺し所持し賣買し又は賣らんとして提供する人若しくは七月三十一日より十一月十四日迄(含みて)の間に蟹を捕らへ殺し所持し賣買し又は賣らんとして提供する人は輕罪に該當す。但し漁獵區第一半第六第七第八第九にては八月三十一日より十二月十四日迄(含みて)の間に蟹を捕らへ殺し所持し賣買し又は賣らんとして提供する人は輕罪に該當す。何時にても伊勢蝦又は蟹を漬けたり鑵詰にしたりする人若しくは殼のなき伊勢蝦の肉を賣る人若しくは其大きさを計り得さる狀態にて伊勢蝦又は蟹の一部のみを岸に運へる人は輕罪に該當す。但し漁獵局にて規定せる規則の下に何時にても州外より蟹肉を販賣の爲め州内に輸入することを得。

(C)從前の通り

(D)從前の通り

第六二八條a(一九二三年六月改正) 重さ三ポンド以下の Striped Bass(縞のある鱸)を何時にても賣買し

又は賣る爲め提供し又は所持する人若しくは三月一日より五月三十一日に至る迄(双方を含みて)の間に重さ十ポンド以上のStriped Bassを賣買し又は賣る爲め提供又は陳列し又は所持する人若しくは九月十七日より十一月十四日に至る間(含みて)又は五月十六日より七月三十一日に至る間(双方を含みて)に釣以外の方法にてStriped Bass又はShadを捕らへ殺し又は所持する人若しくは九月十七日より十一月十四日に至る間(含みて)又は五月十六日より七月三十一日に至る間(含みて)にStriped Bass又はShad五尾以上を捕らへ殺し又は所持する人若しくは九月十七日より十一月十四日に至る間(含みて)又は五月十六日より七月三十一日に至る間(含みて)にStriped Bass を賣買し賣らんと提供し運送させ又は運送させんと申込む又は運送する爲め受取る人若しくは何時にてもStriped Bass をカリホルニア州より他の州他の地方又は外國に運送させんと申出て又は運送し又は運送する爲め受取る人は輕罪に該當す。網の節目の内部か長さ五吋半以下の網にてStriped Bass又はShadを取る人は輕罪に該當す。土曜の日出より日曜日の日没迄の間に州内の水上にてStriped Bass又はShadを取る爲め網を投け擴け引き又は投け擴け引くことを助ける人は輕罪に該當す。漁獵區第二にて一暦日にStriped Bass五尾以上を捕らへ又は殺す人は輕罪に該當す。但し本條は人か一暦日に長さ十二吋重さ三ポンドのStriped Bass五尾以下を所持することを禁止するものに非らす。乍然此Striped Bassは釣のみにて捕へられたることを要す。之を賣買し賣ることを提供し運送し又な運送さする樣申込むことを得す。

又本條は迄可期間に合法的に捕へたるStriped Bassを人か漁獵局にて規定せる規則に從て六月七月の禁漁期間に所持することを禁するものに非らす。本條の規定に違反する人は輕罪に該當す。

第六二八條a(一九二五年五月改正) 何時にても鼻の尖端より尾の尖端迄 長さ二十吋 以下のStriped Bassを賣買し又は賣らんと提供し又は所持する人若しくは三月一日より五月三十一日迄(双方を含みて)の間に重さ十ポンド以上のStriped Bassを賣買し又は賣らんとして提供又は陳列し又は所持する人は輕罪に該當す。但し本條は前記期間内に釣によつて捕へたる重さ十ポンド以上のStriped Bassを所持することを禁止するものに非らす。但し之を積送り賣り又は賣らんと提供することを得す。九月十七日より十一月十四日に至る間(含みて)又は五月十六日より七月三十一日に至る迄(双方を含みて)に釣以外の方法にてStriped Bass又はShadを捕らへ殺し又は所持する人若しくは九月十七日より十一月十四日に至る間(含みて)又は五月十六日より七月　十一日に至る間(含みて)にStriped Bass又はShad五尾以上を捕らへ殺し又は所持する人若しくは九月十七日より十一月十四日に至る間(含みて)又は五月十六日より七月三十一日に至る間(含みて)にStriped Bassを賣買し賣らんとして提供し運送し又は運送せんと申込み又は運送する爲め受取る人若しくは何時にてもStriped Massをカリホルニア州より他の州他の地方又は外國に運送し又は運送させんと申込み又は運送する爲め受取る人は輕罪に該當す。網の節目の内部か長さ五吋半以下の網にてStriped Bass又はShadを取る人は輕罪に該當す。土曜

の日出より日曜日の日沒迄の間に州内の水上にてStriped Bass又はShadを取る爲め網を投げ擴け引き又は投け擴け引くことを助くる人は輕罪に該當す。

漁獵區第一第二第三にて一暦日にStriped Bass五尾以上を捕らへ又は殺す人若しくは漁獵區第一第二第三にて捕らへたるStriped Bassを賣買し又は賣る爲め提供又は陳列する人は輕罪に該當す。

本條は一暦日に鼻の尖端より尾の尖端に至る長さ十二吋乃至二十一吋のStriped Bass五尾以下を所持することを何人にも禁止するものに非らす。但し其Striped Bassは釣のみにて捕へられたることを要す。又之を賣買し又は賣る爲め提供し又は運送し又は運送させんと申込むことを得す。

本條は漁獵許可期間に合法的に捕へられたるStriped Bassを五月十六日より七月三十一日に至る間(含みて)又は九月十七日より十一月十四日に至る間(含みて)所持することを何人にも禁止するものに非らす。但し漁獵局の承認せる公共倉庫の冷藏庫に貯藏し局の名にて之に關する流通せさる倉庫證劵を發行せしめ次の漁獵許可期間迄局にて其證劵を所持することを要す。次の許可期となるときは漁獵局は其貯藏に對して同局の負擔せる倉敷料諸掛りを拂はしめたる上所有者に其Striped Bassを渡す可し。

本條の規定に違反せる人は輕罪に該當す。

第六二八條b(一九二三年四月改正) Black Bass, Sacramento Perch, Crappie, Calico Bass又は各種Sunfishを釣以外の方法にて捕らへ又は殺し又は一暦日中に其二十五尾以上を所持する人若しくは長さ七吋以下のBlack Bassを捕らへ殺し又は所持する人若しくはBlack Bass, Sacraments Perch, Crappie, Calics Bass又は各種のSunfishを賣買し又は賣る爲め提供又は陳列する人若しくは十二月一日より翌年四月三十日(双方を含みて)に至る間に之を捕らへ殺し又は所持する人は輕罪に該當す。但し漁獵區第四及ひ四分の三にてはBlack Bassは何時にても本條に規定せる方法にて本條に規定せる數量を捕ふることを得。

本條は漁獵區第二に於ける面積七十五平方哩以上の湖水にて何時にてもBlack Bassを取ることを禁するものに非らす。但し何人も一暦日中に前記湖水にてBlack Bass十尾以上を捕らへ又は殺すことを得す。又一暦日に前記湖水より取れる同魚十尾以上を所持することを得す。本條は前記湖水に於ける漁魚許可期間中前記湖水にて取れるBlack Bassを漁獵區第二の境内にて所持することを禁するものに非らす。

四月一日より九月十四日(含みて)に至る迄の間に鯰(Catfish)を賣り賣らんと提供し又は賣る爲め所持する人若しくは頭を除きて長さ七吋以下のDressed Catfishを賣り賣らんと提供し又は賣る爲め所持する人若しくは長さ九吋以下のundressed Catfishを賣り賣らんと提供し又は賣る爲め所持する人若しくは長さ九吋以下の鯰を船又は生きた魚を入れる貨車に保留する人若しくは五年以内にSturgeonを殺し又は所持する人は輕罪に該當す。

本條又は本法の他の規定は州漁獵局又は之より權限を付與されたる人か學術用又は繁殖用に必要と認むる魚を取ることを禁するものに非らす。

第六二八條b（一九二七年六月改正）　Black Bass, Sacramento Perch, Crappie, Calico Bass又は各種のSunfishを釣以外の方法にて捕らへ又は殺し又は一暦日中にBlack Bass十五尾又はSacramento Perch, Crappie, Calico Bass又は各種のSunfish二十五尾以上を所持する人若しくは長さ九吋以下のBlack Bassを捕らへ殺し又は所持する人若しくはBlack Bass, Sacramento Perch, Crappie, Calico Bass又は各種のSunfishを賣買し又は賣る爲め提供し又は陳列する人若しくは十二月一日より翌年四月三十日（双方を含みて）に至る間に之を捕らへ殺し又は所持する人は輕罪に該當す。但し漁獵區第四及ひ四分の三にてはBlack Bassは本條に規定せる方法にて本條に規定せる數量を捕ふることを得。

本條は漁獵區第二に於ける面積七十五平方哩以上の湖水にて何時にてもBlack Bassを取ることを禁するものに非らす。但し何人も一暦日中に前記湖水にてBlack Bass十尾以上を捕らへ又は殺すことを得す。又一暦日に前記湖水より取れる同魚十尾以上を所持することを得す。

又本條は漁獵區第二の境内の面積七十五平方哩以上の湖水にて何時にてもBlack Bass, Sacramento Perch, Crappie, 又はCalico Bassを取ることを禁するものに非らす。但し何人も前記湖水にて一暦日中に前記の魚十尾以上を殺し又は捕ふることを得す。又一暦日中に前記湖水にて捕へたる前記の魚十尾以上を所持することを得す。

本條は前記湖水に於ける漁魚許可期間中前記湖水にて取れるBlack Bassを漁獵區第二の境内にて所持することを禁止するものに非らす。

四月一日より九月十四日（含みて）に至る迄の間に鯰（Catfish）を賣り賣らんと提供し又は賣る爲め所持する人若しくは頭を除きて長さ七吋以下のDressed Catfishを賣り賣らんと提供し又は賣る爲め所持する人若しくは長さ九吋以下のundressed Catfishを賣り賣らんと提供し又は賣る爲め所持する人若しくは長さ九吋以下の鯰を船又は生き魚を入れる貨車に保留する人若しくは五年以内にSturgeonを殺し又は所持する人は輕罪に該當す。

本條又は本法の他の規定は州漁獵局又は之より權限を付與されたる人か學術用又は繁殖用に必要と認むる魚を取ることを禁するものに非らす。

第六二八條c（一九一九年五月改正）　網又は他の方法によつて幼魚を捕へ直ちに生き乍ら之を水に返ささる人若しくは鮮魚なると干魚なるとを問はす幼魚を賣買し又は賣らんと提供し又は所持する人若しくは魚卵を取る目的のみの爲め魚を捕ふる人若しくは州漁獵局に所屬又は其管理せる池又は貯水場より魚を捕らへ殺し又は運ひ去る人若しくは魚卵採集所（魚を孵化する所）を設くる川又は流れにて其魚卵採集所の下流半哩の所又は魚卵採集所を設くる湖水にて其魚卵採集所の近傍半哩の所にて其魚卵採集所使用期間中に魚を捕らへ又は殺す人若しくは漁獵區第十四にて魚を捕らへ又は殺す人は輕罪に該當す。本條又は本法の他の規定は州漁獵局又は之より權限を付與されたる人か學術用又は繁殖用に必要と認むる魚を取ることを禁

するものに非らす。

第六二八條c（一九二五年五月改正）　網又は他の方法によつて幼魚を捕らへ直ちに生き乍ら之を水に返ささる人若しくは鮮魚なると干魚なるとを問はす幼魚を賣買し又は賣らんと提供し又は所持する人若しくは魚卵を取る目的のみの爲め魚を捕ふる人若しくは州漁獵局に所屬又は其管理せる池又は貯水場より魚を捕らへ殺し又は運ひ去る人若しくはラック、トラップ、ダム其他魚卵採集所の下流半哩の所又はラック、トラップ、ダム其は流れにて其ラック、トラップ、ダム其他魚卵採集所を設くる川又他魚卵採集所を設くる湖水にて其ラック、トラップ、ダム其他魚卵採集所の近傍半哩の所にて其ラック、トラップ、ダム其他魚卵採集所使用期間中に鮭以外の魚を捕らへ又は殺す人若しくはラック、トラップ、ダム其他魚卵採集所を設くる流れにて其ラック、トラップ、ダム其他魚卵採集所の下流三哩の所にて其使用期間中に鮭を捕らへ又は殺す人若しくは漁獵區第十四にて魚を捕らへ又は殺す人は輕罪に該當す。本條又は本法の他の規定は州漁獵局又は之より權限を付與されたる人か學術用又は繁殖用に必要と認むる魚を取ることを禁するものに非らす。

第六二八條d　第六二八條第六二八條a第六二八條bの規定に違反する人は二十弗以上五百弗以下の罰金又は二十日以上百五十日以下の郡獄禁錮又は双方に處す。本條の規定に違反せる爲め徵收せる罰金は漁局基金に繰入れ州金庫に納付す可し。

第六二八條e（一九二一年五月改正）　漁獵區第十九にて釣以外の方法にて California Whiting (Surf fish や も稱する) yellow-fin 又は Spot-fin Croakerを捕らへ又は殺す人若しくは前記の魚及ひ Corbnia, Golden Croaker を賣買し又は賣る爲め提供又は陳列する人及ひ重さ四ポンド以下の Sothern Bastard 又は Chicken Halibut 又は重さ三ポンド以下の barracuda 又は重さ六ポンド以下の abalone 五十ポンド以上を賣買し又は賣る爲め提供又は陳列し又は所持する人は輕罪に該當す。本條の規定に違反せる爲め徵收せる罰金は漁局基金に繰入れ州金庫に納付す可し。

第六二八條f（一九二一年五月改正）　一月十五日より三月十五日に至る間（双方を含みて）にピンク色鮑赤鮑黑鮑綠鮑(Pink Abalone, Red Abalone, Black Abalone, Green Abalone)を捕らへ殺し又は所持する人は輕罪に該當す。何時にても其貝の最大直徑七吋以下の赤鮑其貝の最大直徑六吋半以下の綠鮑其貝の最大直徑六吋以下のピンク色鮑又は其貝の最大直徑五吋以下の黑鮑を捕へ殺し又は所持する人若しくは其方法の如何に拘はらす鮑を捕らへて貝を付けたる儘生き乍ら之を滿潮點以上の岸に持ち來らさる人若しくは食料品以外の目的の爲め鮑を捕らへ又は殺す人若しくは鮑を干す人若しくは鮑の貝より製造せる物品以外の鮑肉又は鮑貝をカリホルニア州より他の州他の地方又は外國に運送させ又は運送させんと申込み又は運送する爲め受取る人若しくは槍を以て鮑を捕らへ殺し又は槍を以て捕へ又は殺したる鮑を所持する人は輕罪に該當す。（以上第一項甲）漁獵區第十七第十九第二十第二十aにて鮑を捕らる爲め潛水器を用ゆる又は之を用

ゆるを助くる人若くは漁獵區第十五第十六第十七第十九第二十第二十aにて一暦日間に鮑十個以上を捕らへ殺し又は所持する人若しくは漁獵區第十七にて一暦週間に鮑三十個以上を捕らへ殺し又は所持する人は輕罪に該當す。(以上第一項乙)漁獵區第十第十八にて滿潮點と最低干潮點以下二十呎の線間に横はる水中にて一暦日間に鮑十個以上を取り又は其鮑を賣り又は賣らんと提供する人は輕罪に該當す。漁獵區第十又は第十八にて商用の爲め貝の最大直徑八吋以下の赤鮑を捕らへ又は所持する人は輕罪に該當す。(以上第一項丙)

本條は州外の水中にて捕らへられ且つ檢査後州外にて捕へられたることに關して漁獵局の將來規定する證據を有する鮑又はClamに之を適用せす。但し其Clam及ひ鮑は本州法律に規定せる限度の大ささを有す可し。又本州法律に規定せる鮑又はClamの禁獵期間中之を本州に送り又は本州にて之を所持することを得す。檢査費は漁獵局にて之を決定し輸入者之を負擔す可し。San Luis obispo郡のPoint Buchonより西に擴かる線同郡Pico Creekの口より西に擴かる線の間の面積にて商用の爲め鮑を捕ふることを得す。(第二項)

貝の最大直徑四吋四分ノ三以下のPismo Clamと稱するClamを集め取り撲滅し又は所持する人若しくは一暦日間に其Clam十五以上を集め取り又は所持する人若しくは五月一日より八月三十一日に至る間(双方を含みて)に漁獵區第十七にてClamを捕らへ又は集むる人は輕罪に該當す。(第三項)

貝の最大直徑一吋半以下のCockles又はLittle neck Clamを取り集つめ所持し運送させ運送させんと申込み賣り賣らんと申込む人若しくは毎月滿月の第一滿潮後の第一干潮に始まる四十八時間毎月新月の第一滿潮後の第一干潮に始まる四十八時間以外の時にRazor Clamを捕らへ又は集むる人若しくは一暦日間にRazor Clam五十以上を捕らへ又は集むる人は輕罪に該當す。(第四項)

Rubber-neck, Big-neck, Great Washington Clamと稱するSchizothaerus Nuttallii種のClam十個以上を一暦日間に捕らへ集め所持し運送し運送させんと申込み賣り又は賣らんと申込む人は輕罪に該當す。漁區第十四第十五第十六第十七第十八第十九第二十第二十a第二十一にて一暦日間に黑鮑十個以上を捕らへ又は集むる人は輕罪に該當す。(第五項)

五月一日より八月三十一日に至る間(双方を含みて)に漁獵區第八第九にてClamを捕らへ殺し又は同區にて捕らへたるClamを所持する人若しくは漁獵區第七第八第九にて捕らへたるClamを漁獵區第一の境界の外の場所に運送し運送させんと申出又は運送する爲め受取る人は輕罪に該當す。(第六項)

本條の規定に違反する人は二十五弗以上五百弗以下の罰金又は十日以上六ヶ月以上の禁錮又は双方に處す。本條の規定に違反せる爲め徴收せる罰金沒收金は漁獵保護基金に繰入れ州金庫に納付す可し。(第七項)

第六二八條f(一九二五年五月改正)(第一項甲の終に左の文字を付す)但し本條は漁獵許可期間に合法的に捕へたるSliced Abaloneを漁獵者の規定せる規則に從て禁漁期間に所持することを禁止するものに非す。

（第一項乙）漁獵區第十五第十六第十七第十九第二十第二十ａにて鮑を捕らへる爲め潛水器を用ゐ又は用ゆるを助くる若しくは漁獵區第十五第十六第十七第十九第二十第二十ａにて一暦日間に鮑十個以上を捕らへ殺し又は所持する人若しくは一暦週間に鮑二十個以上を捕らへ又は殺す人は輕罪に該當す。但し漁獵區第十五第十六第十七に關して玆に規定せる一日又は一週の限度は漁獵區第十五第十六第十七にて捕らへさる場合に船にて持ち來れる鮑に之を適用せす。

（第一項丙）從前の通り

（第二項）從前の通り

（第三項）貝の最大直徑五吋以下の Pismo Clam と稱する Clam を集め取り撲滅し又は所持する人若しくは一暦日間に其 Clam 十五以上を集め取り又は所持する人若しくは五月一日より八月三十一日に至る間（双方を含みて）に漁獵區第十七にて Clam を捕らへ又は集むる人は輕罪に該當す。Pismo Clam 運送し運送させんと申込み又は運送する爲め受取る人若しくは直接消費の用意の整へる Pismo Clam 以外の貝のなき Pismo Clam を所持する人は輕罪に該當す。

（第四項）貝の最大直徑一吋半以下の Cockles 又は Little-Neck Clams を取り集つめ所持し運送し運送させんと申込み賣り賣らんと申込む人は輕罪に該當す。一暦日間に Razor Clam 三十以上を捕らへ又は集むる人は輕罪に該當す。

（第五項）從前の通り

（第六項）從前の通り。但し漁獵區第一を漁獵區第一半に改む

（第七項）從前の通り

第六二八條ｆ（一九二九年六月改正）（第一項甲）從前の通り

（第一項乙）漁獵區第七第十五第十六第十七第十九第二十第二十ａにて鮑を捕らへる爲め潛水器を用ゐ又は用ゆるを助くる若しくは漁獵區第七第十五第十六第十七第十九第二十第二十ａにて一暦日間に鮑十個以上を捕らへ殺し又は所持する人若しくは一暦週間に鮑二十個以上を捕らへ又は殺す人は輕罪に該當す。但し漁獵區第十五第十六第十七に關して玆に規定せる一日又は一週の限度は漁獵區第十五第十六第十七にて捕らへさる場合に船にて持ち來れる鮑に之を適用せす。

（第一項丙）漁獵區第十第十八の上に漁獵區第七を二回共加ふる丈け他は從前の通り

（第二項）本條は州外の水にて捕へられ且つ檢査後州外にて捕へられたることに關して漁獵局の將來規定する證據を有する鮑又は Clam に之を適用せす。但し其 Clam 及ひ鮑は本州法律に規定せる限度の大きさを有す可し。又本州法律に規定せる鮑又は Clam の禁漁期間中之を本州に送り又は本州にて之を所持することを得す。檢査費は漁獵局にて之を決定し輸入者之を負擔す可し。

（第三項）終りに「漁獵區第十八Ａにて Clam を集め又は取る人は輕罪に該當す。」を附加せる丈けにて他

は從前の通り

(第四項)從前の通り

(第五項)Rubber-neck, Big-neck, Great Washington Clam と稱する Schizothenrus Nuttallii 種の Clam 十個以上を一曆日間に捕らへ集め所持し運送し運送させんと申込み賣り又は賣らんと申込む人は輕罪に該當す。漁獵區第十にて一曆日間に Washington Clam 十個以上を捕らへ集め又は所持する人は輕罪に該當す。漁獵區第十八第十九にて一曆日間に Mussels 十ポンド以上を捕らへ集め又は所持する人は輕罪に該當す。漁獵區第十四第十五第十六第十七第十八第十九第二十第二十a第二十一にて一曆日間に黑鮑十個以上を捕らへ又は集むる人は輕罪に該當す。

(第六項)從前の通り

(第七項)從前の通り

第六二八條g　五月一日より七月十五日に至る間に Saltwater Perch を賣買し賣らんと申出て運送し運送させんと申込み又は運送する爲め受取る人は輕罪に該當す。

第六二八條h　州内にて取れると州外にて取れるとを問はず州漁獵局の檢査を受け其許可書を得すして生魚魚卵貝類甲殼類軟體動物(蠣を除く)又は淡水動物海水動物を州内の水に養殖し又は養殖せしむる人は輕罪に該當し百弗以上五百弗以下の罰金五十日以上六ヶ月以下の郡獄禁錮又は双方に處す。本條に違反せる爲め徵收せる罰金沒收金は漁獵保護基金に繰入れ州金庫に納付す可し。

第六二八條i　州内の水面に於て魚貝小海老又は蟹を捕ふる爲め "Chinese Shrimp or bagnet" (支那小海老網)又は同樣の性質を有する網を投け擴け用ゐ又は投け擴け用ゆることを援くる人は輕罪に該當す。但し小海老を採る爲め漁獵區第十三の水面にて之を用ゆることは合法的なり。但し魚貝又は鮮海老として賣るに適せざる小海老は生ける儘之を海に還へす可し。

第六二八條i　一九二五年五月削除

第六二八條j(一九一七年四月挿入)　漁獵區第三にて長さ十二吋以下の海鰻を捕らへ殺し又は所持する人若しくは一曆日間に海鰻十五尾以上を捕らへ殺し又は所持する人は輕罪に該當す。本條の規定に違反する人は輕罪に該當し二十弗以上五百弗以下の罰金又は十日以上百五十日以下の郡獄禁錮又は双方に處す。本條の規定に違反せる爲め徵收せる罰金沒收金は漁獵保護基金に繰入れ州金庫に納付す可し。

第六二八條k(一九二七年五月挿入)　四月一日より六月三十日に至る間(双方を含みて)に Grunion を捕らへ殺し又は所持する人は輕罪に該當す。

本條の規定に違反せる人は二十五弗以上五百弗以下の罰金又は十日以上六ヶ月以下の郡獄禁錮又は双方に處す。本條の規定に違反せる爲め徵收せる罰金沒收金は漁獵保護基金に繰入れ州金庫に納付す可

し。

第六二八條ー（一九二九年五月挿入）　漁獵區第四にて一九三二年一月一日前に Fresh Water Crayfish を捕らへ殺し又は所持する人は輕罪に該當す。

本條の規定に違反せる人は二十五弗以上五百弗以下の罰金又は十日以上百五十日以下の郡獄禁錮又は双方に處す。本條の規定に違反せる爲め徴收せる罰金沒收金は漁獵保護基金に繰入れ州金庫に納付す可し。

第六二九條（一九二三年六月改正）　時々本州に於ける川、水流、湖水より水を取る製粉所機械場の流れ灌漑用の濠導管水樋隧道運河を檢査することは州漁獵局の義務なり。魚か其養殖さるる又は存在する川、水流湖水を去りて製粉所機械場の流れ灌漑用の濠導管水樋隧道運河を通過し又は之に赴くことを防く爲め製粉所機械場の流れ灌漑用の濠導管水樋隧道運河に遮斷物を設くることを州漁獵局にて必要と認むるときは州漁獵局は之に遮斷物を設け且つ維持することを之を所有賃借統轄又は監督する人、會社、法人灌漑地域其他行政區劃に命す可し。此命令は文書を以てし且つ遮斷物の型大きさ網目材料場所及ひ之を設く可き時期を之に掲く可し。（以上第一項）

前記命令の作成送達後、前記製粉所機械場の流れ灌漑用の濠導管水樋隧道運河の所有者賃借者經營者又は之を所有賃借又は經營する前記灌漑地域其他行政區劃より求むるときは漁獵局は斯る遮斷物を設くる必要

の有無を調ふる時日場所（製粉所機械場の流れ灌漑用の濠導管水樋隧道運河の入口のある郡内の）を定む可し。且つ取調日より少なくとも十日以前に前記所有者賃借者經營者灌漑區域の秘書又は理事前記行政區劃の相當官吏に取調時日取調場所を掲くる通知書を送達せしむ可し。前記命令を前記の人會社法人灌漑地域其他行政區劃に送達後十日以内に前記の取調を求むる要求をなさざるときは取調を放棄せるものと見做し前記命令は確定す。（以上第二項）

取調の結果其川水流湖水に魚の居ること養殖され居ることの明かとなるときは漁獵局は遮斷物を設く可き場所及ひ時日を掲くる命令書を作成し之を前記所有者賃借者經營者又は其製粉所機械場の流れ灌漑用の濠導管水樋隧道運河を所有又は經營する灌漑地域其他行政區劃に送達せしむ可し。其時日は送達日より三十日以上六ヶ月以下たる可し。（以上第三項）

取調の際漁獵局各理事之を命せられたる同代理同雇員は證據調をなすことを得。理事又は前記代理前記雇員は宣誓をなさしめ宣誓文書を取り證人呼出狀を發する權限を有す。合式に呼出されて出頭せる各證人は民事訴訟に關して法律に定むると同一の手數料旅費を給せらる。其金額は其證人の呼出を求めたる人之を負擔す。（以上第四項）

本條の下に取調又は手續をなす高等裁判所は本條に基きて發する證人呼出狀に命せる通り證人の出頭證言證據書類の提出を强制する權限を有す。證人か證人呼出狀に命せる出頭證言證據書類提出を拒絶するとき

は漁獵局又は局の代表者は

證人出頭又は證據書類提出の時日場所を通知し本法規定の方法にて證人を呼出せるも證人は局又は其代表者の許に出頭又は書類を提出せず又は答辯を拒絶したること

を掲くる願書を其事件の繫屬せる郡又は市郡合併區の高等裁判所に差出して局又は局の代表者の許に證人の出頭證言すること又は書類を提出することを證人に强制する命令を發せんことを同高等裁判所に求むることを得。此願書に接するときは高等裁判所は十日以内の命令に定むる日命令に定むる場所に於ける高等裁判所に出頭し何故に局又は其代表者の許に出頭證言せざりしか書類を提出せざりしか其理由を示す可き旨を證人に命する命令を下す可し。其命令の寫は之を證人に送達す可し。局又は其代表者か證人呼出狀を合式に發せりと高等裁判所にて認むるときは裁判所は證人は命令に定むる日命令に定むる場所にて局又は其代表者の許に出頭證言し又は書類を提出す可き旨の命令を下す可し。此命令に從はざるときは裁判所侮辱罪となる。（以上第五項）

局又は其代表者又は當事者は局又は其代表者の許に於ける取調に於て本州高等裁判所の民事訴訟に於ける同樣の證人訊問調書を取ると同一方法にて州内又は州外に住する證人の證人訊問調書を取らしむることを得。之か爲め證人の出頭文書の提出を强制することを得。（以上第六項）

漁獵局の命令に指定せる期間内に其命せる遮斷物を設置又は維持せざる人會社法人灌漑地域其他行政區劃の理事又は役員及ひ其遮斷物を命令に違反せしめ又は製粉所機械場の流れ灌漑用の濠導管水樋隧道運河に水の流るるとき其場所より動かしめ又は違反せしむる又は動かすことを許す人會社法人灌漑地域其他行政區劃の理事又は役員は輕罪に該當するものとして百弗以上の罰金又は五十日以上の郡獄禁錮又は双方に處す。（以上第七項）

遮斷物の設置維持をなさざること又は拒絶することの日々繼續することは別個の罪を構成す。（以上第八項）

本條の規定に違反せる爲め徵收せる罰金沒收金は漁獵保護基金に繰入れ州金庫に納付す可し。（以上第九項）。

第六二九條（一九二七年五月改正）（第一項）從前の通り

（第二項）從前の通り

（第三項）取調の結果其川水流湖水に魚の居ること養殖され居ることの明かとなるときは漁獵局は遮斷物を設くる可き場所遮斷物の型大きさ網目材料及ひ之を設くる時日を掲くる命令書を作成し之を前記所有者賃借者經營者又は其製粉所機械場の流れ灌漑用の濠導管水樋隧道運河を所有又は經營する灌漑地域其他行政區劃に送達せしむ可し。其時日は送達日より三十日以上六ヶ月以下たる可し。

遮斷物を設くるときは其所有者賃借者占有者は之を承認する爲め之を檢査することを其後九十日以内

に文書を以て漁獵局に求むることを得。其場合に於ては之を檢査することは漁獵局の義務なり。檢査の結果漁獵局の命せる命令設計寸法通りに設けたることの明かとなるときは文書を以て之を承認することは漁獵局の義務なり。設備不完全なるときは檢査後六十日以内に其旨を所有者賃借者占有者に通知することは漁獵局の義務なり。其場合に於ては九十日以内に之を修正して更に檢査を求むることを得。

承認後其作用に關する狀態に何等變化を生せさるも設計の誤まれる爲め遮斷物か充分の機能を發揮せさるときは所有者賃借者占有者に新遮斷物を設くることを命ることを得す。漁獵局にて新型の遮斷物を設け其費用は漁獵保護基金より之を支出す可し。但し新型の遮斷物を設くることは之を維持する責任を所有者賃借者占有者に免除するものに非らす。所有者賃借者占有者は之を維持す可き責任を有す。

（第四項）從前の通り

（第五項）從前の通り

（第六項）從前の通り

（第七項）罰金を百弗以上五百弗以下禁錮を五十日以上百五十日以下又は双方に改めたる外は從前の通り

（第八項）從前の通り

（第九項）從前の通り

第六二九條a（一九二三年六月改正）　魚梯より二百五十呎以内又は堰の下方百五十呎以内又は遮斷物の上方百五十呎以内にて魚を捕らへ殺し又は斯くして捕へたる魚を所持する人は輕罪に該當す。本條の規定に違反せる人は二十五弗以上五百弗以下の罰金又は十日以上六ヶ月以下の郡獄禁錮に處す。本條の規定に反せる爲め徵收せる罰金沒收金は漁獵保護基金に繰入れ州金庫に納付す可し。

第六三〇條　本州にて許可なくして魚野鳥野獸の卸し買卸し賣に從事する人は輕罪に該當す。

第六三〇條a　漁夫獵師又は捕獲者より轉賣又は取引の爲め魚獵鳥獵獸軟體動物又は甲殼類を買ひ又は受取れる人商店法人卸賣商仲立商小賣商及ひ自己の魚獵鳥獵獸軟體動物又は甲殼類を捕らへ又は殺す人、商店、法人卸賣商仲立商小賣商は毎月十日迄に

前月中に買ひ又は捕らへたる魚獵鳥獵獸軟體動物甲殼類の各種類の量を別々に及ひ之を賣れる又は渡せる人の氏名を

漁獵局より供給せる用紙に掲けて漁獵局に差出す可し。本節に於て卸賣商と稱するは魚又は獵鳥獵獸を商ふ人又は商店なり。本條の規定に違反する人は輕罪に該當す。本條の規定に違反せる爲め取立たる罰金沒收金は漁獵保護基金に繰入れ州金庫に納付す可し。

第六三〇條b　魚又は獵鳥獵獸の卸賣商にして漁獵局又は正當に任命就任執務する其助手に其帳簿を閲覽に供せさる又は供することを拒はむ又は怠たるものは輕罪に該當す。

第六三一條　網檻籠ワナ Set Line 針金又は毒物を用ゐて本節に掲くる鳥獸を捕らへ又は殺す人若しくはカリホルニア州にて捕らへたると他州他の地方又は外國より本州に運送せるとを問はす網檻籠ワナ Set Line 針金又は毒物を用ゐて捕らへ又は殺せる前記鳥獸を運送賣買贈與所持又は賣らんとして提供又は陳列する人は輕罪に該當す。但し州漁獵局より許可書を得たる上繁殖用又は學術用の爲め之を取ることを得。網檻籠ワナ Set Line 針金又は毒物以外の方法にて取れる證據を示ささる鳥獸を所持する證據は本條違反の訴追に於ては之を所持せる人か網檻籠ワナ Set Line 針金又は毒物を用ゐて之を捕らへ殺せる一應の證據なり。

第六三一條a　第六二六條第六二六條a第六二六條b第六二六條c第六二六條d第六二六條e第六二六條f第六二六條g第六二六條h第六二六條i第六二六條j第六二六條k第六二七條第六二七條m第六二七條a第六二七條b第六二七條c第六二七條d第六二七條e第六二七條f第六二七條g第六二七條h第六二七條i第六二七條j第六二七條k第六二七條m第六二七條第六二七條a第六二七條b第六三一條の規定に違反せる爲め徴收せる罰金は罰金を課せる裁判所より漁獵保護基金として州金庫に納付す可し。漁獵保護基金は鳥獸保護に關して州漁獵局の承認せる請求及ひ前記條文違反者の訴追に關する費用の支拂に之を充當す可し。

第六三一條c　第六二六條eの規定に違反せる人は五十弗以上五百弗以下の罰金又は五十日以上百五十日以下の郡獄禁錮又は罰金禁錮双方に處す。

第六三一條d（一九一七年六月改正）　(一)其所有又は賃借せる全然圍を繞らせる養殖所又は林地に於て獵鳥又は獸を飼ひ之を賣る業務に從事せんと欲する人は其免許を文書を以て州漁獵局に申請することを得。其申請を眞實と認むるときは州漁獵局は手數料二弗五十仙を受取れる上其養殖所又は林地にて之を蕃殖し養殖用の爲め生き乍ら之を賣り左記の如く之を殺し之を運送し食用の爲め其屍體を賣ることを許可する養殖者免許狀を申請者に發することを得。此免許狀は其養殖所又は林地の見易き場所に掲示す可し。其期限は毎年十二月末日夜半迄とす。

(二)殺して其肉を賣らんとする前記鳥獸の屍體は州漁獵局監視の下に州漁獵局の供給せる貼札又は封印を前記鳥獸の各屍體(鹿は四肢又は腰部の各片鳥又は小獸は各屍體)に貼るに非らされは之を運送賣却し又は賣却の爲め提供することを得す。本條の規定に基きて之を賣る前記鳥獸は鹿以外は射殺以外の方法にて之を殺す可し。前記の貼札又は封印を貼るときは飼育せる鹿の屍體の各四肢飼育せる小獸野鳥の各屍體は何時にても之を所持し之を賣り又は賣る爲め提供することを得。之を貼れる人(貼る仕事をした人)は其後五日

以内に前記鳥獸を養殖し且つ之を殺せる人の氏名殺せる鳥獸の各種類別の數賣り先き又は運送先きの人名を掲くる報告書を作成し之を州漁獵局に差出す可し。

(三)運送業者は前記貼札をなせる前記鳥獸の屍體又は其一部を何時にても受取り之を運送することを得。但し免許狀を有し且つ其鳥獸を殺せる人の氏名、鳥獸運送先きの人名、之を貼れる人の氏名、之に容れたる屍體又は其一部分の數本條の規定に從つて其鳥獸を殺し之に貼札せることを簡單に印刷又は手書せる貼札を其屍體又は其一部分を容れたる各包荷に添付しあることを必要とす。

(四)何人も州漁獵局にて規定せる條件に基きて州漁獵局より免許を得すして前記の如く殺害貼札せる鳥獸を賣り又は賣る爲め提供することを得す。相當理由あるときは州漁獵局は何時にても此免許を取消すことを得。前記の鹿の屍體の各片又は鳥小獸の各屍體か全然消費さるる迄貼札は其儘殘し置く可し。之を貼つてない鹿の屍體の一片又は鳥小獸の屍體を賣ることは本條違反を構成す。但し旅館料理店下宿屋の持主又は肉の小賣商又はクラブは免許狀なしにて消費の爲め部員又は得意先きに鹿の四肢鳥小獸の屍體を賣ることを得。

(五)前記免許狀を得たる人は毎年一月一日又は其以前に、前年中殺害賣却運送せる前記鳥獸の總數を掲くる報告書を州漁獵局に差出す可し。其報告書には前記鳥獸の賣り先き運送先きの氏名貼札を目擊監督せる人又は助手の氏名を掲け且つ報告書作成當時所持せる鳥獸の完全なる表を之に掲く可し。其報告書を免許狀を發せられたる人又は免許狀を發せられたる人か法人ならは其役員宣誓文書を付して之を誓證す可し。

(六)前記免許狀を發せられたる人は前記鳥獸を州内にて生きたる儘賣却運送することを得。運送業者運送會社は州漁獵局の規定せる條件に基きて生きたる前記鳥獸を受取り州内に運送することを得。

(七)獵鳥獵獸をワナに掛けて生き乍ら捕らへ州漁獵局の定むる價格にて州内にて獵鳥獵獸の飼育販賣に從事する人に之を賣ることは州漁獵局として合法なり。

(八)獵鳥獵獸の賣却本法に規定せる貼札の賣却によりて受取れる金錢及ひ本條の規定に違反せる爲め徵收せる罰金沒收金は漁獵保護基金に繰入れ州金庫に納付す可し。

(九)本條に基きて鹿の飼養に用ゆる養殖所は州漁獵局の承認せる高さ七呎以上の針金等の垣を廻らす可し。

(一〇)免許狀を受けたる人か本州の漁獵法規に違反するときは州漁獵局は其免許を取消すことを得。其場合に於ては其後同人に同樣の免許狀を發することを得す。

(一一)州漁獵局は前記鳥獸の屍體に貼付する前記貼札又は封印に對して三仙を徵收する權利を有す。

(三)本條に規定せる義務に違反し又は之を履行せさる人は輕罪に該當するものとして百弗の罰金に處し且つ之に違反して賣買せる賣らんとして提供せる所持運送又は運送する爲め所持せる前記各鳥獸又は其一部分に對して更に二十弗宛の罰金を課す。

其野生の狀態にて獵鳥獵獸を保護又は所持することに關する法律の規定は本條の規定の下に養殖又は所持

せる獵鳥獵獸に之を適用せす。

第六三一條e（一九一七年六月改正）　狩獵免許狀釣魚免許狀市場漁夫免許狀卸賣免許狀を受けたる人か魚獵鳥獵獸保護に關する法律に三度違反せるときは之に關する刑罰を受くるのみならす之に刑罰を課せる判事又は治安判事に免許狀を渡す可し。前記判事又は前記治安判事は前記免許狀を取消す可し。取消せる年の終る迄前記の人に對して新らしき免許狀を發することを得す。

第六三二條（一九二一年五月改正）　十一月一日より翌年四月三十日（双方を含みて）に至る間に左記以外にて鱒（Trout）を捕らへ又は殺し又は所持する人二月十五日より六月三十日に至る間（双方を含みて）に漁獵區第二半にて鱒を捕らへ又は殺し又は所持する人は輕罪に該當す。

漁獵區第二十三第二十四第二十五にて十一月一日より翌年五月二十九日に至る間（双方を含みて）に鱒又は白魚（white fist）を捕らへ又は殺し又は所持する人は輕罪に該當す。但し本條は漁獵區第二十五の境内に於ける面積二十五方哩以上の湖水にて五月一日より十月三十一日に至る間（双方を含みて）に鱒を捕ふることを禁止するものにあらす。又斯くして捕へたる鱒を漁獵區第二十五の境内にて所持することを禁止するものに非らす。

漁獵區第二十三第二十四にて十一月一日より翌年七月三十一日（双方を含みて）に至る間に湖水に注く河川の其河口より河源に遡りて二哩以内にて鱒又は白魚を捕らへ又は殺す人若しくは之より捕らへたる鱒又は

白魚を所持する人は輕罪に該當す。

十一月一日より翌七月三十一日に至る間（双方を含みて）に湖水に注ける河川の口より三百呎以内の湖上又は湖水の出口より三百呎以内の湖上にて鱒を捕らへ又は殺せる人若しくは斯くして捕へたる鱒を所持する人は輕罪に該當す。

何時にても釣以外の方法にて鱒を捕らへ又は殺せる人は輕罪に該當す。但し漁獵區第二第二半第二A第一○にては二月三月以外の月にては槍にて一曆日間一尾以上の鱒を捕らへ又は殺すことを得す。

何れの漁獵區たるを問はす一曆日間に鱒二十五尾以上又は鱒十ポンド及ひ一尾以上を捕らへ又は殺し又は所持する人は輕罪に該當す。但し漁獵區第一半第一A第五第六第七A第八第九にて十一月一日より十二月三十一日に至る間（双方を含みて）の一曆日間に重さに拘はらす鱒五尾以下を捕らへ又は殺し又は所持することは合法なり。又漁獵區第二第三第十の湖水にては十二月十五日より翌年二月末日に至る間（双方を含みて）重さに拘はらす一日鱒五尾を捕らへ且つ所持することを得。又同區にて他の鱒を捕ることを許せる期間にDolly Varden troutを捕らへ又は殺し又は所持することは合法なり。又之を捕ふることを許せる區にて合法的に鱒を捕らへ且つ殺せる人は鱒を捕へたる時日場所荷受人荷送人の氏名住所荷受人の釣魚免許狀番號を掲くる宣誓文書を之を捕らへたる郡の治安官吏又は公證人の下にて作れる上之を捕ふることを禁止せる區に運送することを得。其宣誓文書の原本を運送する現品に添付し其寫を前記治安官吏又は公證人

の許に保存し置く可し。但し州内の水面にて捕らへたる鱒を州外に送らんと申込み送り又は送る爲め受取ることは何時にても不法なり。

本條は州外より來れるSteadhead & Dolly Varden troutを所持販賣すること又は漁獵區第五第六第七Aにて同區にて鮭を捕ふることに關して規定せる時期に之に關して規定せる網にてSteadhead troutを數に拘はらす捕ふることを禁止するものに非らす。又漁獵區規定の規則に從つて檢査貼札せる州内の前記鱒の販賣を禁止するものに非らす。前記檢査貼札の費用は前記Steadhead or Dolly Varden troutを檢査貼札の爲め提供する人之を支拂ふ可し。

本條は養殖鱒の養殖販賣に關する法律の規定に從つて養殖せる鱒に之を適用せす。

本條は州漁獵局又は之より權限を付與されたる人か蕃殖用學術用の爲め必要と認むる鱒を捕ふることを禁止するものに非らす。

本條の規定に違反せる人は二十五弗以上五百弗以下の罰金又は十日以上百五十日以下の郡獄禁錮又は双方に處す。本條に違反せる爲め徴收せる罰金沒收金は漁獵保護基金に繰入れ州金庫に納付す可し。

本條に牴觸せる法律又は法律の一部は之を廢止す。

第六三二條（一九二七年五月改正）　本條に規定せる以外の時期に本條に規定せる以外の方法にてカリホルニア州にて鱒又は白魚を釣り又は捕らへ又は殺し又は死せると生けるとに拘はらす之を所持することは不法なり。其初る日終る日（双方を含みて規定す）を茲に規定する許可期間に鱒又は白魚を釣り捕らへ又は殺し且つ所持することは合法なり。但し其鱒又は白魚は法律に許せる方法にて捕らへられ且つ法律に規定せる量を超へす且つ一暦日間に一定量以上を所持せさることを要す。（第一項）

(a)漁獵區第十四第二十六及ひ左記以外の漁獵區に於ける金鱒（Golden trout）以外の鱒白魚の漁魚許可期間は五月一日より十月三十一日なり。其量は一暦日鱒二十五尾又は鱒十ポンド又ひ鱒一尾を超ゆることを得す。但しDolly Varden trout又は白魚に關しては制限を設けす。（第二項）

(b)漁獵區第四半第二十三第二十四第二十五にては五月三十日より十月三十一日に至る間を金鱒以外の鱒白魚の許可期間とす。量に關する制限は(a)の場合と同し。（第三項）

(c)金鱒の漁魚許可期間は何れの漁獵區に於ても七月一日より九月三十日迄なり。量に關する制限は一暦日二十尾以下又は鱒十ポンド及ひ鱒一尾なり。大きさに關する制限は長さ五吋以上なり。（第四項）

(d)漁獵區第二半にては鱒及ひ白魚の許可期間は五月三十日より翌年二月十四日迄なり。量に關する制限はaの場合と同し。（第五項）

(e)漁獵區第二のRussian River, Napa River及ひ漁獵區第二第三第十五の潮水にては本條a項に規定せる許可期間の外に十一月一日より翌年二月二十八日に至る間をSteadhead troutの許可期間とす。量

の制限は大きさに拘はらす一日三尾とす。（第六項）

(f)漁獵區第一半及ひKlamath河漁獵區にては本條a項に規定せる許可期間の外に十一月一日より十二月三十一日に至る間をSteadhead troutの許可期間とす。量の制限は大きさに拘はらす一日五尾とす。（第七項）

(g)漁獵區第二十五の境内の面積二十五方哩以上の湖水に於ては本條b項に規定せる許可期間の外に五月一日より五月二十九日迄を各種の鱒の許可期間とす。量に關する制限はaの場合と同し。斯くして捕らへたる鱒は漁獵區第二十五の境内にて之を所持することを得。（第八項）

(h)ネバダ州に注く但し其支流を含まさる漁鱒區第二十三の河川又は其河川に注ける湖水にては本條b項に規定せる許可期間の外に五月十五日より五月二十九日迄を各種の鱒白魚の許可期間とす。量に關する制限は(a)の場合と同し。斯くして捕へたる鱒又は白魚は漁獵區第二十三の境内にて之を所持することを得。（第九項）

漁獵區第二十三第二十四にて十一月一日より翌年七月三十一日(双方を含みて)に至る間に湖水に注く河川の其河口より其河源に遡る二哩以内にて鱒又は白魚を釣り又は捕らへ又は殺し又は追ひ若しくは之より捕らへたる鱒又は白魚を所持する人は輕罪に該當す。（第一〇項）

十一月一日より翌年七月三十一日に至る間(双方に含みて)に湖水に注く河の口より三百呎以内の湖面

にて鱒又は白魚を釣り又は捕らへ又は殺し又は追ひ若しくは斯くして捕らへたる鱒又は白魚を所持する人は輕罪に該當す。（第一一項）

何人も何時にても生きたる又は擬製の餌を用ゆる釣りと稱する以外の方法にて鱒又は白魚を釣り又は捕らへ又は殺し又は追ふことを得す。魚叉鈎Set Lines or Lines having more than two attraitor blades or more than three hooksを用ゐて鱒又は白魚を漁するは不法なり。（第一二項）

其湖水又は其河川にて魚槍を用ゆることを禁止せる時に其湖水又は其河川より三百呎以内の場所の自宅以外にて魚槍を所持することは不法なり。（第一三項）

鱒又は白魚を捕らへ又は殺す爲め餌として金魚(Goldfish)を用ゆることは不法なり。其minnowsか之を漁する水中に生せさる限り鱒又は白魚を捕ふる爲めminnowsを用ゆることを得す。（第一四項）

同一漁獵區にて他の鱒を漁することを許せる期間にDolly Varden troutを捕らへ又は殺し又は所持することは其頭數に拘はらす合法なり。之を許可せる區にて合法的に鱒を捕らへ且つ殺せる人は鱒を捕へたる時日場所荷受人荷送人の氏名住所荷受人の釣魚免許狀番號を掲くる宣誓文書を之を捕へたる郡の治安官吏又は公證人の下にて作れる上之を捕ふることを禁止せる區に運送することを得。其宣誓文書の原本を運送する現品に添付し其寫を前記治安官吏又は公證人の許に保存し置く可し。但し州内の水面にて捕らへたる鱒を州外に送らんと申込み送り又は送る爲め受取ることは何時にても不法なり。

（第一五項）

本條は州外より來れる Steadhead & Dolly Varden trout を所持販賣すること又は漁獵區規定の規則に從つて檢査貼札せる前記の鱒を州内にて販賣することを禁止するものにあらす。前記檢査費は前記 Steadhead or Dolly Varden trout を檢査貼札の爲め提供せる人之を支拂ふ可し。（第一六項）

本條は養殖鱒の養殖販賣に關する法律の規定に從つて養殖せる鱒に之を適用せす。本條は州漁獵局又は之より權限を付與されたる人か蕃殖用學術用の爲め必要と認むる鱒を捕ふることを禁止するものに非らす。（第一七項）

本條の規定に違反せる人は二十五弗以上五百弗以下の罰金又は十日以上百五十日以下の郡獄禁錮又は双方に處す。本條に違反せる爲め徴收せる罰金没收金は漁獵保護基金に繰入れ州金庫に納付す可し。

（第一八項）

本條の一部か何等かの理由の爲め憲法違反と決定するとも他の部分に何等影響を生せす。（第一九項）

第六三二條（一九二九年六月改正）（第一項）從前の通り

（第二項）從前の通り

（第三項）「第四半」の三字を削除せる外從前の通り

（第四項）從前の通り

（第五項）同　上

（第六項）(e) 漁獵區第二の Russian River Napa River Eel River 及ひ漁獵區第二第三第十五の潮水にては本條 a 項に規定せる許可期間の外に十一月一日より翌年二月二十八日に至る間を Stead-head trout の許可期間とす。量の制限は大きさに拘はらす一日三尾とす。

（第七項）從前の通り

（第八項）同　上

（第九項）同　上

（第一〇項）同　上

（第一一項）同　上

（第一二項）同　上

（第一三項）其湖水又は其河川にて槍を用ゆることを禁止せる時に其湖水又は河川より三百呎以内の場所の自宅以外にて魚槍魚叉其他同樣の器具を所持することは不法なり。但し本條は既に釣を以て捕へたる魚を引上くる從具として魚叉其他同樣の器具を所持することに之を適用せす。

（第一四項）從前の通り

（第一五項）同一漁獵區にて他の鱒を漁することを許せる期間に Dolly varden trout を捕らへ又は殺し

又は所持することは其頭數に拘はらす合法なり。之を許可せる區にて合法的に鱒を捕らへ且つ殺せる人は鱒を捕へたる時日場所荷受人荷送人の氏名住所荷受人の釣魚免許狀番號を掲くる宣誓文書を之を捕らへ又は合法的に所持せる區の治安官吏又は公證人の下にて作れる上之を捕ふることを禁止せる區に運送することを得。其宣誓文書の原本を運送現品に添付し其寫を前記治安官吏又は公證人の許に保存し置く可し。合法的に捕らへ且つ所持せる鱒は之を捕らへたる人の署名し運送申込を受けたる運送會社事務員の裏書せる鱒か合法的に捕らへたることを掲くる且つ之を所持する人の住所を掲くる文書を添ふるときは之を捕ふることを禁止せる區に之を運送することを得。但し州内の水面にて捕らへたる鱒を州外に送らんと申込み送り又は送る爲め受取ることは何時にても不法なり。

(第一六項)本條は州外より來れるSteadhead or Dolly varden troutを所持販賣すること又は漁獵區規定の規則に從つて檢査貼札せる前記の鱒を州内にて販賣することを禁止するものに非らす。但し漁獵區第一半にては何時にても本條a項b項に規定せる一日の量以上のSteadhead troutを賣り又は所持し又は賣る爲め提供又は陳列することを得す。前記檢査費は前記Steadhead or Dolly Varden troutを檢査貼札の爲め提供せる人之を支拂ふ可し。

(第十七項)從前の通り

(第一八項)同　上

(第一九項)同　上

第六三二條半　削　除

第六三二條a(一九二一年五月改正)　漁獵區第一第一半第二第二半第三第四第四半第二十三第二十四第二十五にて何時にても魚を捕ふる爲め網ワナ魚梁Pound其他釣以外の器具を用ゐ又は用ゆることを助くる人若しくは前記漁獵區に於ける流れに本節の他の條項に掲くる以外の魚の上り又は下りを妨け又は妨けんとする堰又は障害物を設くる人は輕罪に該當するものとして二十五弗以上五百弗以下の罰金又は二十五日以上百五十日以下の郡獄(其罪を決する郡の)禁錮又は双方に處す。

第六三二條b　一九一一年一月一日前何時にてもSacramento Perchを賣り買ひ捕らへ殺し所持し又は賣らんとして提供する人は輕罪に該當するものとして二十弗以上五百弗以下の罰金又は二十日以上百五十日以下の郡獄(其罪を決せる郡の)禁錮又は双方に處す。本條の規定に違反せる爲め徴收せる罰金は「漁局基金」に繰入れ州金庫に納付す可し。

第六三二條b　一九二五年五月削除

第六三二條bの2　何時にても州内の鹹水又は半鹹半淡の水上以外の水上にて鮭卵又はStead-headの卵を餌としてSteadhead trout其他鱒を取り捕らへ又は殺す人若しくは前記水上にて前記の餌を用ゐて取り捕らへ又は殺せるSteadhead trout其他鱒を所持せる人は輕罪に該當す。

第六三二條bの2　一九二五年五月削除

第六三二條bの3　削　除

第六三二條4　何時にても本州の水面に張れる氷を通して其氷の下に住める魚を捕ふる人又は之を捕らへんとせる人は輕罪に該當す。

第六三二條c（一九一七年四月挿入）　カリホルニア州にて養殖せる鱒以外の鱒を買ひ賣り他の物と交換し取引し賣る爲め提供し又は賣る爲め陳列する人は輕罪に該當す。本條の規定に違反せる人は二十五弗以上五百弗以下の罰金又は十日以上百五十日以下の郡獄（其罪を決せる郡の）禁錮又は双方に處す。本條の規定に違反せる爲め徵收せる罰金は漁獵保護基金に繰入れ州金庫に納付す可し。本條の規定は一九一七年十月三十一日より實施す。

第六三三條（一九一七年五月改正）　十月一日より翌年六月三十日に至る間に金鱒を取り捕らへ殺し又は所持する人若しくは何時にても釣以外の方法にて金鱒を取り捕らへ又は殺す人若しくは何時にても一曆日間に金鱒二十尾以上を取り捕らへ殺し又は所持する人若しくは長さ五吋以下の金鱒を所持する人は輕罪に該當す。本條の規定に違反せる人は二十弗以上の罰金又は十日以上の郡獄（其罪を決せる郡の）禁錮又は双方に處す。本條の規定に違反せる爲め徵收せる罰金は漁局基金に繰入れ州金庫に納付す可し。本條の規定は何時にても本州漁局か繁殖用又は學術用の爲め必要と認むる金鱒を取ることを禁するものに非らす。

第六三三條　一九二七年五月削除

第六三四條（一九二一年五月改正）　(一)本法に掲くる禁漁期間中又は土曜日の日出より次の日曜日の日沒に至る間鮭を捕ふる目的を以て網又は引網を投げ又は曳き若しくは之を投くること曳くことを助くる人は輕罪に該當す。

(二)漁獵區第一第一半にて釣又は槍以外の方法を以て鮭を捕らへ又は殺す人若しくは何時にても一曆日間に鮭三尾以上を捕らへ又は殺す人は輕罪に該當す。漁獵區第二第二半にて釣又は槍以外の方法を以て鮭を捕らへ又は殺す人若しくは一曆日間に鮭一尾以上を捕らへ又は殺す人は輕罪に該當す。漁獵區第一第一半第二第漁獵區第三第四にて釣以外の方法を以て鮭を捕らへ又は殺す人は輕罪に該當す。漁獵區第一第一半第二第三第四にて六月一日より七月三十一日（双方を含みて）の間又は九月十七日より十一月十四日（双方を含みて）の間に一曆日間に鮮鮭三尾以上を捕らへ殺し又は所持する人若しくは鮮鮭を買ひ賣り賣らんとして提供又は陳列する人は輕罪に該當す。但し本條は州外より來れる鮭又は合法的に捕らへたる鮭の所持又は販賣を禁止するものに非らす。但し漁獵區第一第一半第二第二半第三第四にて何時にても捕らへたる鮭若しくは漁獵區第六にて九月六日より九月十九日（双方を含みて）に至る間若しくは漁獵區第七にて三月一日より四月三十日（双方を含みて）に至る間若しくは漁獵區第十にて三月一日より四月十五日（双方を含みて）に至る間若しくは漁獵區第十六第十七第十八にて一月一日より三月三十一日に至る間（双方を含みて）に捕ら

へたる鮭を賣ることを得す。

九月十七日より十一月十四日(双方を含みて)間に本法の規定に從て賣る鮭は漁獵局の定むる規定に從て檢査を受け貼紙を付す可し。其費用は檢査貼紙の爲め其鮭を提出する人之を拂ふ可し。

(三)漁獵區第五にて十二月一日より翌年八月三十一日に至る間(双方を含みて)に釣以外の方法を以て鮭を取り捕らへ又は殺す人若しくは一暦日間に鮮鮭三尾以上を捕らへ殺し又は所持する人若しくは鮮鮭を買ひ賣り賣る爲め提供又は陳列する人若しくは其網の節目の内部か長さ五吋半以下の網を以て鮭を取り捕らへ又は殺す人は輕罪に該當す。

(四)漁獵區第六にて十二月一日より翌年四月十四日に至る間(双方を含みて)又は六月一日より六月三十日に至る間(双方を含みて)又は九月六日より九月十九日に至る間(双方を含みて)に釣以外の方法にて鮭を捕らへ又は殺し若しくは一暦日に鮮鮭三尾以上を捕らへ殺し又は所持し若しくは鮮鮭を買ひ賣り賣る爲め提供又は所持する人若しくは其網の節目の内部か長さ六吋半以下の網を以て鮭を取り捕らへ又は殺す人若しくは八月一日より九月五日に至る間(双方を含みて)に晝間午前六時より午後八時迄に鮭を捕ふる爲め網を用ゆる人は輕罪に該當す。

(五)漁獵區第七にて何時にても釣以外の方法にて鮭を捕らへ又は殺す人若しくは三月一日より四月三十日(双方を含みて)に至る間又は九月十七日より十一月十四日(双方を含みて)に至る間に一暦日間に鮮鮭三尾

以上を捕らへ殺し又は所持し若しくは鮮鮭を買ひ賣り賣る爲め提供又は陳列する人は輕罪に該當す。

(六)漁獵區第七のAにて何時にても釣以外の方法にて鮭を捕らへ又は殺す人若しくは十二月一日より翌年八月三十一日(双方を含みて)に至る間に一暦日に鮭三尾以上を捕らへ殺し又は所持する人若しくは鮮鮭を買ひ賣り賣る爲め提供又は陳列する人若しくは十二月一日より翌年八月三十一日(双方を含みて)に至る間に漁獵區第七にて捕らへたる鮭を州内にて買ひ賣り賣る爲め提供又は陳列する人は輕罪に該當す。但し漁獵區第七のAにては釣は餌及ひ糸に一本の釣針のみを用ゆ可し。本項の規定は一九二二年一月一日より實施す。

(七)漁獵區第八第九にて何時にても釣以外の方法にて鮭を捕らへ又は殺し若しくは一暦日に鮮鮭三尾以上を捕らへ又は殺し若しくは鮮鮭を買ひ賣り賣る爲め提供又は陳列する人は輕罪に該當す。

(八)漁獵區第十にて何時にても釣以外の方法にて鮭を捕らへ又は殺す人若しくは三月一日より四月十五日(双方を含みて)又は九月十日より十一月十四日(双方を含みて)に至る間に一暦日間に鮮鮭三尾以上を所持する人若しくは鮮鮭を買ひ賣り賣る爲め提供又は陳列する人は輕罪に該當す。

(九)漁獵區第十一第十二第十三にて六月一日より七月三十一日(双方を含みて)に至る間及ひ漁獵區第十一第十二第十二B第十三にて九月十七日より十一月十四日(双方を含みて)に至る間に釣以外の方法にて鮭を捕らへ又は殺し若しくは一暦日間に鮮鮭三尾以上を捕らへ殺し又は所持し若しくは鮮鮭を買ひ賣り賣る爲め

提供又は陳列し若しくは何時にても其網の節目の内部か長さ五吋半以下の網を以て鮭を捕らへ又は殺す人は輕罪に該當す。

(一)漁獵區第十二のAにて五月一日より十二月三十一日(双方を含みて)に至る間に釣又は槍以外の方法にて鮭を捕らへ又は殺す人若しくは一暦日間に鮮鮭三尾以上を捕らへ殺し又は所持する人若しくは鮮鮭を買ひ賣り賣る爲め提供又は陳列する人は輕罪に該當す。

(二)漁獵區第十五にて九月一日より翌年三月三十一日(双方を含みて)に至る間に鮭を捕らへ又は殺す人若しくは何時にても網にて鮭を捕らへ又は殺す人は輕罪に該當す。

(三)漁獵區第十六第十七第十八にて何時にても釣以外の方法にて鮭を捕らへ又は殺す人若しくは九月十七日より十一月十四日(双方を含みて)に至る間又は一月三十一日より三月三十一日(双方を含みて)に至る間に一暦日間に鮮鮭三尾以上を所持する人若しくは鮮鮭を買ひ賣り賣る爲め提供又は陳列する人は輕罪に該當す。

(三)本法及ひ之に關する一切の法律に於ては Genus onchorhynchus に屬する魚のみを鮭と稱す。

(四)本條は州漁獵局又は之より權限を附與されたる人か繁殖用學術用に必要と認むる鮭を何時にても如何なる方法にても捕ふることを防止するものに非らす。

(五)本條の規定に違反せるものは百弗以上五百弗以下の罰金又は五十日以上六ヶ月以下の郡獄(其罪を決せる郡の)禁錮又は双方に處す。本條の規定に違反せる爲め徴收せる罰金沒收金は悉く漁獵保護基金に繰入れ州金庫に納付す可し。

第六三四條(一九二七年五月改正)(一)從前の通り

(二)漁獵區第一にて釣又は槍以外の方法にて鮭を捕らへ又は殺す人若しくは六月一日より十月三十一日に至る間に一暦日間に鮭二尾以上を捕らへ又は殺す人若しくは十一月一日より翌年五月三十一日(双方を含みて)に至る間に任意の方法にて鮭を捕らへ又は殺す人若しくは何時にても產卵所又は魚卵採集所のある流れに於ける鮭を突き又は殺す人は輕罪に該當す。漁獵區第一半にて槍又は釣以外の方法にて鮭を捕らへ又は殺す人若しくは十月六日より翌年七月三十一日(双方を含みて)に至る間に任意の方法にて鮭を捕らへ又は殺す人若しくは八月一日より十月六日に至る間に一暦日間に鮭二尾以上を捕らへ又は殺す人若しくは何時にても產卵所に於ける鮭を突き又は殺す人は輕罪に該當す。漁獵區第二第二半にて釣又は槍以外の方法にて鮭を捕らへ又は殺す人若しくは何時にても一暦日間に鮭二尾以上を捕らへ又は殺す人若しくは十一月一日より翌年七月三十一日(双方を含みて)に至る間に鮭を捕らへ又は殺す人若しくは八月一日より十月三十一日(双方を含みて)に至る間に一暦日間に鮭二尾以上を捕らへ又は殺す人若しくは何時にても產卵所に於ける鮭を突き又は殺す人は輕罪に該當す。

(三)漁獵區第三にて釣又は槍以外の方法にて鮭を捕らへ又は殺す人若しくは十一月一日より翌年七月三

十一日(双方を含みて)に至る間に任意の方法にて鮭を捕らへ又は殺す人若しくは八月一日より十月三十一日(双方を含みて)に至る間に一暦日間に鮭二尾以上を捕らへ又は殺す人若しくは何時にても產卵所に於ける鮭を突き又は殺す人は輕罪に該當す。漁獵區第一第一半第二第二半第三にて六月一日より七月三十一日(双方を含みて)に至る間又は九月十七日より十一月十四日(双方を含みて)に至る間に一暦日間に鮮鮭二尾以上を捕らへ又は殺し又は所持する人若しくは鮮鮭を買ひ賣り賣る爲め提供又は陳列する人は輕罪に該當す。但し本條はヲレゴン州華盛頓州より移入せる鮭の所持又は販賣又は任意の漁獵區にて合法的に取れる鮭の所持又は販賣を禁止するものに非らす。但し漁獵區第一第一半第二第二半第三第四にて任意の時に捕へたる鮭又は漁獵區第六にて九月六日より翌年五月三十一日(双方を含みて)に至る間に捕へたる鮭又は漁獵區第七にて九月六日より翌年五月三十一日(双方を含みて)に至る間に捕へたる鮭又は漁獵區第十にて八月十六日より翌年四月三十日(双方を含みて)に至る間に捕へたる鮭又は漁獵區第十六第十七第十八にて八月十六日より翌年三月三十一日(双方を含みて)に至る間に捕へたる鮭を賣ることを得す。

九月十七日より十一月十四日(双方を含みて)に至る間に本法の規定の下に所持又は販賣する鮭は漁獵局にて規定せる規定に從つて之を檢査貼紙す可し。其費用は檢査貼札の爲め其鮭を提出する人之を支拂ふ可し。

(四)漁獵區第五にて十二月一日より翌年八月三十一日(双方を含みて)に至る間に鮭を捕らへ殺し又は所持する人若しくは鮮鮭を買ひ賣り賣る爲め提供し又は賣る爲め陳列する人若しくは何時にても網の節目の內部か長さ五吋半以下の網を以て鮭を捕らへ又は殺す人は輕罪に該當す。

(五)漁獵區第六にて何時にても釣以外の方法にて鮭を捕らへ又は殺す人若しくは九月六日より翌年五月三十一日(双方を含みて)に至る間に鮭を捕らへ殺し所持し又は鮮鮭を買ひ賣り賣る爲め提供又は陳列する人は輕罪に該當す。

(六)Klamath川漁獵區の鹹水に於て九月六日より翌年六月三十日(双方を含みて)に至る間に釣以外の方法にて鮭を捕らへ又は殺し若しくは一暦日間に鮮鮭二尾以上を捕らへ殺し又は所持し若しくは鮮鮭を買ひ賣り賣る爲め提供又は陳列する人若しくは何時にても網の節目の內部か長さ七吋半以下の網を以て鮭を捕らへ又は殺す人若しくは八月一日より九月五日(双方を含みて)の午前六時より午後八時に至る間の晝間に鮭を捕ふる爲め網を用ゆる人は輕罪に該當す。

本條に於て鹹水と稱するはKlamath河口よりDouglas Memorial橋に至る迄なり。

Klamath川漁獵區中鹹水以外の部分にて釣又は釣以外の方法にて鮭を捕らへ又は殺す人若しくは十月七日より翌年七月三十一日(双方を含みて)に至る間に任意の方法にて鮭を捕らへ又は殺す人若しくは八月一日より十月六日(双方を含みて)に至る間に一暦日間に鮭二尾以上を捕らへ又は殺す人若しくは

何時にても產卵所にて鮭を捕らへ又は殺す人は輕罪に該當す。

(七)漁獵區第七にて何時にても釣以外の方法にて鮭を捕らへ又は殺す人若しくは九月六日より翌年五月三十一日(双方を含みて)に至る間に鮭を捕らへ殺し又は鮮鮭を買ひ賣り賣る爲め提供又は陳列し又は所持する人は輕罪に該當す。

(八)漁獵區第八第九にて何時にても釣以外の方法にて鮭を捕らへ又は殺し若しくは一曆日間に鮮鮭二尾以上を捕らへ又は殺し若しくは鮮鮭を買ひ賣り賣る爲め提供し又は賣る爲め陳列する人は輕罪に該當す。

(九)漁獵區第十第十一にて何時にても釣以外の方法にて鮭を捕らへ又は殺す人若しくは八月十六日より翌年四月十三日(双方を含みて)に至る間に鮭を捕らへ又は殺し又は所持し若しくは鮮鮭を買ひ賣り賣る爲め提供し又は賣る爲め陳列する人は輕罪に該當す。

(一〇)漁獵區第十二第十三にて六月一日より七月三十一日(双方を含みて)に至る間漁獵區第十二Bにて六月十六日より七月三十一日(双方を含みて)に至る間漁獵區第十二第十二B第十三にて九月十七日より十一月十四日(双方を含みて)に至る間に釣以外の方法を以て鮭を捕らへ又は殺す若しくは鮮鮭を買ひ賣り賣る爲め提供し又は賣る爲め陳列する人若しくは何時にても網の節目の內部か長さ五吋半以下の網を以て鮭を捕らへ又は殺す人若しくは五月十六日より六月十五日(双方を含みて)に至る間に網の節目の內部か長さ七吋半以下の網を以て鮭を捕らへ又は殺す人は輕罪に該當す。

(一二)漁獵區第十二のAにて釣以外の方法を以て鮭を捕らへ又は殺す若しくは一曆日間に鮮鮭二尾以上を捕らへ殺し又は所持する若しくは鮮鮭を買ひ賣り賣る爲め提供し又は賣る爲め陳列する人は輕罪に該當す。

(一三)漁獵區第十五にて八月十六日より翌年三月三十一日(双方を含みて)に至る間に鮭を捕らへ殺し又は所持し若しくは何時にても網を以て鮭を捕らへ又は殺す人は輕罪に該當す。

(一三)漁獵區第十六第十七第十八にて釣以外の方法にて鮭を捕らへ又は殺す人若しくは八月十六日より翌年三月三十一日(双方を含みて)に至る間に鮭を捕らへ殺し又は所持し若しくは鮮鮭を買ひ賣り賣る爲め提供し又は賣る爲め陳列する人は輕罪に該當す。

(一四)從前の十三と同し

(一五)從前の十四と同し

(一六)從前の十五と同し

第六三四條(一九二九年六月改正)　(一)本法に規定せる以外の方法にて鮭を捕らへ殺し又は所持する人は輕罪に該當す。

(二)產卵所又は魚卵採集所より十哩以內(產卵區域を指定する權限を漁獵局に付與す)にて又は本州と他

州の間を流れる水流の河口の中心より正西に向けて引ける線の南北三哩以内の州内の水面にて又は土曜日日出より次の日曜日日没に至る間に網を用ゐて鮭を取る又は殺すことは不法なり。

(三)漁獵區第一第一半第二第二半第三第十二のA及ひ Tlamath 川區域(鹹水を除く)にて捕られたる鮭は何時にても之を賣ることを得す。他の漁獵區にて合法的に取れる鮭又は本州に運送されたる鮭の販賣は之を禁止せす。但し九月十六日より十月三十一日に至る間に於ては漁獵局にて規定せる規定に從ふに非らされは之を所持又は販賣することを得す。

(四)漁獵區第三第十二のAにて釣以外の方法にて鮭を取ること漁獵區第一第一半第二第二半 Klamath 河漁獵區(鹹水)にて釣又は槍以外の方法にて鮭を取ることは不法なり。

(五)漁獵區第一にては五月二十九日より十月三十一日(双方を含みて)に至る間槍及ひ釣を以て鮭を取ることを得。一日鮭二尾以上を捕ることを得す。

(六)漁獵區第一半にては五月二十九日より十月三十一日(双方を含みて)に至る間釣を以て鮭を取ることを得。槍は八月一日より十月三十一日(双方を含みて)に至る間のみ之を用ゆることを得。一日鮭二尾以上を捕ふることを得す。

(七)漁獵區第二第二半にては五月一日より二月末日(双方を含みて)に至る間釣を以て鮭を捕ふることを得。槍は十一月一日より二月末日(双方を含みて)に至る間のみ之を用ゆることを得。一日鮭二尾以上を捕ふることを得す。

(八)漁獵區第三にては五月一日より十月三十一日(双方を含みて)に至る間釣を以て鮭を捕ふることを得。一日鮭二尾以上を捕ふることを得す。

(九)漁獵區第五にては八月十五日より十月三十一日(双方を含みて)に至る間網の節目の内部か長さ五吋半以上の網を以て鮭を捕ふることを得。其量は之を制限せす。

(一〇)漁獵區第六第七第八第九第十第十一第十五第十六第十七第十八にては第二項に規定せる場所以外に於ては六月一日より九月十五日(双方を含みて)に至る間に釣のみを以て鮭を捕ふることを得。其量は之を制限せす。

(一一)Klamath 川漁獵區の鹹水にては鮭は五月二十九日より十二月三十一日(双方を含みて)に至る間は釣を以て七月一日より九月五日(双方を含みて)に至る間は網の節目の内部か長さ七吋半以上の網を以て之を捕ふることを得。但し八月一日より九月五日(双方を含みて)に至る間の午前六時より午後八時の間は網を用ゆることを得す。網を許せる期間に於ては量に制限を設けす。網を禁せる期間に於ては一日二尾以上を捕ふることを得す。本法に於て Klamath 川の鹹水と稱するは其河口と Douglas Memorial 橋との間の部分なり。Klamath 河漁獵區の鹹水に於ては五月二十九日より十二月三十一日に至る間釣を以て鮭を捕ふることを得。槍は八月一日より十月三十一日(双方を含みて)に至る間のみ之を用ゆる

ことを得。一日鮭二尾以上を捕ふることを得す。

(三)漁獵區第十二第十三にて六月一日より七月三十一日(双方を含みて)に至る間漁獵區十二のBにて六月十六日より七月三十一日(双方を含みて)に至る間漁獵區第十二第十二のB第十三にて九月十七日より十一月十四日(双方を含みて)に至る間釣以外の方法を以て鮭を捕らへ殺し所持し又は鮮鮭を買ひ賣り賣る爲め提供し賣る爲め陳列する人若しくは何時にても網の節目の内部か長さ五吋半以下の網を以て鮭を捕らへ又は殺す人若しくは五月十六日より六月十五日(双方を含みて)に至る間に網の節目の内部か長さ七吋半以下の網を以て鮭を捕ふる人は輕罪に該當す。

(三)本條は州漁獵局又は之より權限を付與されたる人か繁殖用又は學術用の爲め其必要と認むる鮭を何時にても如何なる方法にても捕ふることを禁止するものに非らす。

(四)本法及ひ之に關する一切の法律にて鮭と稱するはGenus onchorhynchusに屬する魚のみなり。但し長さ十五吋以下の魚は鱒なり。

(五)本條の規定に違反するものは五百弗以下の罰金又は六ヶ月以下の郡獄(其罪を決せる郡の)禁錮又は双方に處す。

第六三四條半 Santa Catalina島の海岸より三哩以内にて釣以外の方法にて魚を捕らへ又は殺す人は輕罪に該當す。本條の規定に違反せる人は二十弗以上五百弗以下の罰金又は十日以上百五十日以下の郡獄(其罪を決せる郡の)禁錮又は双方に處す。本條の規定に違反せる爲め徴收する罰金又は沒收金は漁獵保護基金に繰入れ州金庫に納付す可し。本條は合衆國漁局及ひ本州漁獵局か繁殖用又は學術用の爲め必要と認むる魚を必要と認むる方法にて何時にても取ることを禁止するものに非らす。

第六三五條(一九二一年五月改正) 魚を捕らへ又は殺す爲め本州の水中にダキナマイト、火藥其他爆發物を置き又は置かしむる若しくは爆發物を以て魚を捕らへ又は殺す若しくは爆發物を以て捕れる魚を所持する若しくは州内の水中に石油、酸類、コールタール、ヲイルター、油煙、アニリン、アスハルト、瀝青、石油の殘滓炭質物製油所瓦斯製造所鞣皮場蒸溜所化學工場製粉所工場よりの流動物固形物鋸屑鉋屑石板緣取物工場の廢物石灰コツクルス、インヂカス、鐵滓其他魚植物鳥類に有害なる物を置き又は置かしめ又は排泄し又は沈澱し又は排泄せしめ又は沈澱せしめ又は排泄することを許し又は沈澱することを許し又は通過せしめ又は通過し得る所に置く人商店組合又は法人は輕罪に該當するものとして二百弗以上の罰金又は百日以上の郡獄(其罪を決せる郡の)禁錮又は双方に處す。本條の規定に違反せる爲め徴收せる罰金沒收金は漁獵保護基金に繰入れ州金庫に納入す可し。

第六三五條(一九二七年五月改正) 魚を捕らへ又は殺す爲め本州の水中にダキナマイト火藥其他爆發物を置き又は置かしむる若しくは爆發物を以て魚を捕らへ又は殺す若しくは爆發物を以て捕れる魚を所持する若しくは州内の水中に石油酸類コールター、ヲイルター、油煙アニリン、アスハルト、瀝青

石油の殘滓炭質物製煉所瓦斯製造所鞣皮場蒸溜所化學工場製粉所工場よりの流動物固形物鋸屑鉋屑石板緣取物工場の廢物石灰コックルス、インヂカス鐵滓又は魚植物動物に有害なる物を置き又は置かしめ又は排泄し又は沈澱し又は排泄せしめ又は沈澱せしめ又は排泄することを許し又は沈澱することを許し又は通過せしめ又は通過し得る所に置く人商店組合又は法人は輕罪に該當するものとして二百弗以上の罰金又は百日以上の郡獄(其罪を決せる郡の)禁錮又は双方に處す。本條の規定に違反せる爲め徵收せる罰金沒收金は漁獵保護基金に繰入れ州金庫に納入す可し。

第六三五條半　本州の水上にて魚小海老貝を捕ふる爲めtwo-mesh net, three-mesh net又はtrammel netを用ゆる人は輕罪に該當す。本條の規定に違反せる爲め徵收する一切の罰金は漁獵保護基金に繰入れ州金庫に納付す可し。

第六三六條(一九二三年六月改正)　カリホルニア州にて本節に規定せる以外の方法にて魚軟體動物甲殼類を捕ふる爲め網ワナ糸其他器具を用ゐ又は之を用ゆることを助くるものは輕罪に該當す。(譯者附記、原文には此次にdrift gill nets, set gill nets, trammel nets, Purse nets, Round haul nets, Beach nets, Fyke nets, trawl nets, Crab nets Crab trap Shrimp nets, dip nets, troll Line set nets等の使用方法使用區域使用期間等に關する詳細の規定あるも譯文には之を略せり)本條は漁獵局又は之より權限を附與されたる人か洪水等の爲め流されたる池等より魚を流れに返す爲め網其他器具を用ゆることを妨くるものに非らす。本條は漁獵局又は之より權限を付與されたる人か學術研究又は魚軟體動物甲殼類の繁殖の爲め本州の水面にて必要と認むる網ワナ其他器具を用ゆることを禁止するものに非らす。本條は漁獵局又は之より權限を付與されたる人か經驗の爲め網ワナ其他器具を用ゆることを禁止するものに非らす。本條の規定に違反せるものは輕罪に該當するものとして百弗以上五百弗以下の罰金又は百日以上六ヶ月以下の郡獄(其罪を決せる郡の)禁錮又は双方に處す。本條の規定に違反せる爲め徵收せる罰金沒收金は漁獵保護基金に繰入れ州金庫に納付す可し。

第六三六條(一九二七年六月改正)　譯文に略せる點を改正せり。

第六三六條(一九二九年六月改正)　譯文に略せる點を改正せり。

第六三六條半　カリホルニア州の水上にて魚、貝、小海老又は蟹を捕ふる爲めParanzella又はtrawl netを投げ擴け置き引き用ゐ又は投くること擴くること置くこと引くこと用ゆることを續け又は援くるものは輕罪に該當するものとして三百弗以上の罰金又は百五十日以上の郡獄(其罪を決する郡の)禁錮又は双方に處す。本條の規定に違反せる爲め徵收せる罰金沒收金は漁獵保護基金に繰入れ州金庫に納付す可し。

第六三六條半(一九二五年五月削除)

第六三六條a(一九一九年四月改正)　魚を保護する爲の現行法律又は將來規定する法律に違反して本州にて使用又は維持する捕魚用の網Dragnet, Paranzella, Setnetは公共毀害物なりと玆に宣言す。之を押收保管

し且つ其旨を州漁獵局に報告することは各治安官吏の義務なり。此報告に接するときは漁獵局は前記押收物を沒收する判決を下さんことを求むる願書を押收されたる郡又は市郡合併區の高等裁判所に差出して手續を開始す可し。此願書を接受するときは其取調日を決定し且つ願書の大要取調日取調場所を掲くる掲示を十四日間其開廷地たる町市又は市郡合併區の人通りの多き場所少なくとも三ヶ所に掲示せしむることは同裁判所書記の義務なり。裁判所は前記取調日之を取調決定す可し。而して前記物品を法律違反に使用せることの證明さるるときは其沒收を命す可し。沒收を命せられたる網は漁獵局にて之を賣却又は破壞す可し。沒收せる網の賣得金は漁獵保護基金に繰入州金庫に納付す可し。

第六三六條b　魚を捕ふる爲めMokelumne川にて魚梁、堰網ワナを用ゆるものは輕罪に該當するものとして十弗以上五十弗以下の罰金又は五日以上二十五日以下の郡獄(其罪を決せる郡の)郡獄禁錮又は双方に處す。本條の規定に違反せる爲め徵收せる罰金は漁局基金に繰入れ州金庫に納付す可し。

第六三六條c(一九一九年五月挿入)　魚の存在せる又は養殖さるる本州の水に完成せる堰其他人工的障害物を全部又は一部所有し又は賃借し又は行使し又は監督する人商店又は法人及ひ魚の存在せる又は養殖さるる本州の水に堰其他人工的障害物を建設せんと企つる人商店又は法人は其完成せる堰其他人工的障害物の變更前又は建設せんと企てたる堰其他人工的障害物の建設の開始前に其變更其建設の意圖を州漁獵局に届出つ可し。此届書は之に添付せる工事設計書と共に水の名長さ場所變更又は再設す可き堰其他人工的障害物のある場所又は之を新設す可き場所を之に掲く可し。此届及ひ設計書に接するときは之を取調ふることは漁獵局の義務なり。其變更又は建設にして完成せは其流れを自然に通過する魚の通過を妨くときは適用し得る限り第六三七條に規定せる手續を取る可し。

本條の規定に違反せる人は二百弗以上一千弗以下の罰金又は百日以上一年以下の郡獄(其罪を決せる郡の)禁錮又は双方に處す。漁獵局より命令を發せる後魚道等に關する設備(譯者附記、原文には此設備を詳記あるも譯文には之を略す)を設くることを怠たり又は拒絕することの日々の繼續は別個の罪を構成す。本條に違反せる爲め徵收せる罰金沒收金は漁獵保護基金に繰入れ州金庫に納付す可し。

第六三七條(一九一七年六月改正)　鮭鱒鮒其他魚の自然に往來する州內の流れに於ける堰及ひ人工的障害物を時々取調らへ且つ其堰又は人工的障害物の上又は廻りに魚の自由通路なしと認むるときは指定の期日に指定の場所に指定の形式指定の容量の魚道を用意することを文書を以て其所有者又は占有者に命することは州漁獵局の義務なり。其所有者又は占有者は指定期間內に其魚道を作る可し。何人も其魚道を故意に毀壞又は妨害す可らす。

本條の規定に違反せる人は百五十弗以上の罰金又は百日以上の郡獄(其罪を決せる郡の)禁錮又は双方に處す。本條に違反して徵收せる罰金は漁獵保護基金に繰入れ州金庫に納付す可し。(譯者附記、本條は原文に

魚道又は其代りとなる可きものの作り方及ひ第六二九條と同樣の事項に關する規定あるも譯文には之を省略せり）

第六三七條半（一九一九年五月改正）　本節にて肉食動物と稱するは左の動物のみなり。

狼、狐、猫、鼠、鷹の一種（譯者附記、原文には右の外に多數の鳥獸を掲けあるも譯文には之を略す）

第六三七條半（一九二九年五月改正）　譯文略せる點を改正せり。

第六三七條半a（一九二九年五月挿入）　毛皮を有する哺乳動物を捕ふる爲め鋸齒及ひ釘顎を有するワナを用ゆる人は輕罪に該當す。

第六三七條a（一九一七年五月改正）　生けると死せるとを問はす獵鳥以外の野鳥を殺し捕らへ又は所持する人若しくは本法に許可さるるもの以外の野鳥を殺し又は捕へたる後買ひ又は賣らんと申出て又は賣る爲め陳列し又は州内州外に運送する人は輕罪に該當す。其野鳥か州内にて捕へられ又は殺されたると州外にて捕へられ又は殺されたるとを問はす本條にて保護せる鳥の羽毛、皮又は體を賣り又は賣る爲め所持することを得す。左に掲くるもの以外を獵鳥とす。（譯者附記、原文には此下に獵鳥と野鳥の區別を一々指摘しあるも譯文には之を略す）本條は土地の所有者又は借受人か其土地に生する果實穀物を害する鳥を殺すことを禁するものに非らす。但し其鳥を賣り又は運送することを得す。又本法は之を賣り賣る爲め提供し又は漁獵局の許可を得すして之を州外に運送せさる限りカリホルニア市民か愛玩用として野鳥を捕らへ又は所持することを禁止するものに非らす。

第六三七條a（一九二五年五月改正）　譯文に略せる點を改正せり。

第六三七條b　任意の時又は茲に指定せる期間に魚獵鳥獵獸又は其一部分を所持することを禁止する本節の規定は反對の規定を茲に明示せさる限り其魚獵鳥獵獸か本州にて捕られ又は殺されたると他州他の地方外國より本州に運送されたるとを問はす一切の魚獵鳥獵獸に之を適用す。

第六三七條c　Santa Barbara Channel又は之に隣れる土地又は其近くにてあざらし又はあじかを射殺し又は網ワナ其他仕掛にて殺し傷け捕へたるものは輕罪に該當するものとして百弗以上の罰金又は六十日以上の郡獄禁錮又は双方に處す。但し漁獵局は其殺し又は捕ふることを許せる數を許可書に記載して學術用又は見世物用の爲めあざらし又はあじかを殺し又は捕ふることを適當と認むる人に許可することを得。

第六三七條c（一九二七年五月改正）　漁獵區第一九第二〇第二〇Aにてカリホルニアあじかを射殺し又は網ワナ其他仕掛にて殺し傷け捕へたるものは輕罪に該當するものとして百弗以上の罰金又は六十日以上の郡獄禁錮又は双方に處す。但し漁獵局は其殺し又は捕ふることを許せる數を許可書に記載して學術用又は見世物用の爲めあざらし又はあじかを殺し又は捕ふることを適當と認むる人に許可することを得。

第六三七條d　運送業に從事する個人又は法人其役員代理人事務員又は召使にして本法に許可せる以外の

獵鳥に非らざる野鳥(留鳥と候鳥とを問はす)を州内又は州外に運送するものは輕罪に該當す。

第六三七條 e 第六三七條 a 第六三七條 c 第六三七條 d は左記學術用のみの爲め鳥其巣其卵を捕る權利を與ふる證明書を有せる人に之を適用せす。漁獵局は信用のある人に學術用のみの爲め鳥其巣其卵を集むることを許可する證明書を發することを得。本條に規定せる證明書は其年の十二月三十一日を以て其效力を失ふものとす。又他人に讓渡することを得す。此證明書の所持者か嚴格なる學術用以外の鳥を殺し又は其鳥の巣又は卵を取れることか證明さるるときは其證明書は無效となり其證明書の下に集めたる鳥其巣卵は沒收され漁獵局より本州博物館に引渡され且つ證明書所持者は輕罪として罰せらる。

第六三七條 f 本法にて保護せる野鳥の巣又は卵を取り又は取らんとし又は必要なくして破壞し又は破壞せんとし又は本法にて許せる以外の其巣又は其卵を所持するものは輕罪に該當す。

第二節 他の雜罪

第六三八條 電信局電話局の事務員通信手交換手又は雇員にして電信を打つ樣又は電話を掛ける樣申込を受け乍ら之を打ち又は掛けることを故意に拒絶し又は怠たるもの若しくは故意に其順序を遲らすもの若しくは他局より打てる電信又は他局より掛けたる電話を受信人受話人に渡し又は取次くことを故意に拒絶し又は怠たるものは輕罪に該當す。本條は其費用を拂はさる電信電話を打ち又はつなき又は渡し又は取次くことを命するもの若しくは合衆國政府又は本州政府に對する叛逆又は合法官憲に對する抵抗を相談幇助教唆奬勵する電信電話を打ち又はつなき又は渡し又は取次くことを命するもの若しくは欺罔的計畫を促進する電信電話不法の行爲の實行を敎唆又は奬勵する電信電話刑事被告人被疑者の逃走を容易ならしむる電信電話を打ち又はつなき又は渡し又は取次くことを命するものと解釋す可らす。

第六三九條 電信局電話局の事務員通信手交換手又は雇員にして其手を經由する他人に宛てたる私信より得たる智識又は事務員通信手交換手又は雇員たる爲め何等かの方法にて得たる智識を何等かの方法にて用ゐ又は私用に供し若しくは斯くして得たる智識に基きて商ひをなし又は投機をなし若しくは何等かの方法にて之を自己の勘定利益又は便宜に向け又は向けんとせるものは五年以下の州獄禁錮又は一年以下の郡獄禁錮又は五千弗以下の罰金又は双方に處す。

第六四〇條 機械器具仕掛を用ゐて又は他の方法にて故意且つ欺罔的又はひそかに電信會社又は電話會社の管理せる電線又は器具と其承諾を得さる連絡(譯者註、電信電話を盜む爲め電信線電話線又は其器具に針金や機械を結ひ付ける)をする人若しくは故意且つ欺罔的又はひそかに又は許可されさる方法にて電信又は電話を以て通信中又は州内より發信中又は州内にて受信中の音信の意味又は内容を知り又は知らんとする人若しくは斯くして得たる智識を何等かの方法にて又は何等かの目的に用ゐ又は用ゐんとし又は何等かの方法にて他人に知らし

又は知らさんとしたる人若しくは何人かか前記行爲を不法になすことを幇助合意共謀し又は之をなす爲め何人かを使用し又は何人かに之をなさしめ又は何人かか之をなすことを許せる人は第六三九條に規定せる刑罰に處す。

第六四〇條 a（一九二五年五月挿入） (一)物又は勞務の販賣使用亨受と關聯して合衆國法定硬貨を受取る樣工夫せる自動販賣機械孔のある機械自動電話機其他容器を（譯者註、例へは五錢の白銅を入れれは「キャラメル」の出て來る機械）金屬製小圓塊僞造硬貨贋造硬貨毀損せる硬貨安い硬貨外國硬貨によつて又は其機械其電話機其容器の所有者賃借者免許狀所有者の許さざる方法策略にて知り乍ら故意に運用し又は運用せしめ又は運用せんとしたる又は運用せしめんとしたる人若しくは其機械其電話機其容器の所有者賃借者免許狀所有者の求むる金額の合衆國法定硬貨を其機械其電話機其容器に入れすして、物又は勞務の販賣使用亨受と關聯して合衆國法定硬貨を受取る樣工夫せる自動販賣機械孔のある機械自動電話機其他容器より物品商品瓦斯電流有價物を得又は電話電信樂器蓄音機其他に關する使用又は亨受を得るものは輕罪に該當す。

(二)物又は勞務の販賣使用亨受と關聯して合衆國法定硬貨を受取る樣工夫せる自動販賣機械孔のある機械自動電話機其他容器、裝置の所有者賃借者免許狀所有者其他其中に入れてあるものを受取る權利を有する人を欺罔する意圖を以て、若しくは

之を不法に使用する意圖たることを知り又は知る可き理由を有し乍ら

前記自動販賣機械孔のある機械自動電話機其他容器、裝置に入れんと企圖せる金屬製小圓塊又は物體を賣る爲め製造し又は賣り又は與ふる人は輕罪に該當す。

第六四一條 賄賂誘惑物又は報酬を與ふること又は約束することによつて電話又は電信の事務員通信手交換手又は雇員に私信又は其内容主旨要旨意味を洩らさしめる又は洩らさしめんとしたる人若しくは電話又は電信の事務員通信手交換手又は雇員たる理由によりて其受取れる私信に關する智識を洩らさしむる爲め之に賄賂又は報酬を提供する人若しくは斯くして得たる智識を用ゐたる又は用ゐんとしたる人は第六三九條に規定せる刑罰に處す。

第六四二條 州港務部の許可を得すして桑港の水面又は港務部の管理せる埠頭又は揚場にて埠頭使用料揚場使用料船渠使用料を徴收し又は物を陸揚船積し又は取去る人は輕罪に該當す。

第六四三條 桑港に於ける船員宿泊所船積事務所に關する本州法律の規定に違反せる人若しくは其法律の規定に基きて發せる免許狀によつてなせる勞務に對して之に規定せる以外の謝禮又は報酬を受取る人は輕罪に該當す。

第六四四條（一九二三年五月挿入） 州内と州外とを問はす强盜、押入、暴力を以てせる强姦放火又は其何れかの罪の前科二犯を有する人か州内にて重罪を犯せる（有罪と決定する）ときは常習犯なりと宣告し十年

以上の州獄禁錮に處す。

州内と州外とを問はず強盗、押入暴力を以てせる強姦放火又は其何れかの罪の前科三犯を有する人か州内にて重罪を犯せるときは終身より少からさる州獄禁錮に處す。但し本條は現に又は將來死刑を課する罪に死刑を課することを廢止又は變更するものに非らす。

第六四四條（一九二七年五月改正）　州内と州外とを問はず強盗押入爆發物携帶押入暴力を以てせる強姦放火謀殺故殺謀殺故殺の意圖を以てせる毆打傷害罪大窃盗罪官吏の賄賂僞證僞證教唆汽車破壞贓物收受兒器を以てせる傷害罪又は其何れかの罪の別々に起訴審理されたる前科二犯を有せる人か州内にて重罪を犯せるときは常習犯なりと宣告し州獄終身禁錮に處し且つ最少少なくとも十二年服役する迄假出獄を許さす。州内と州外とを問はす重罪の前科三犯を有する人か州内にて重罪を犯せるときは終身より少からさる州獄禁錮に處し且つ假出獄を許さす。本條は現に又は將來死刑を課する罪に死刑を課することを廢止又は變更するものに非らす。

第六四五條（一九二三年五月挿入）　人か十歳以下の婦人に姦淫せりと決定せる場合に於ては裁判所は他の刑罰又は拘禁を課せる上生殖（procreation）を防止する爲め之に手術を施すことを命することを得。

第六四六條　勞務又は勞働をなす可き義務を有する人（譯者註、雇はれて居る人に逃け去ることを故意に且つ知り乍ら幇助又は奬勵し又は之を藏匿する人は輕罪に該當す。

第六四七條　(一)働らく可き體力を有し乍ら雇傭を求めさる又は雇ふ人のあるのに勞働をなさる所の生活す可き明白なる收入なき人（但し加州インヂアンを除く）若しくは

(二)施しを求むるを業務とせる乞食若しくは

(三)合法的業務なくしてさまよひまわる人若しくは

(四)其白狀によつて又は斯る罪を犯せりと決定することによつて掏摸（スリ）盗人押入又はConfidence operator（田舍者をたますボンビキ等ならん）なりと知られ且つ埠頭停車場銀行仲買人事務所娯樂場競賣所倉庫店舗人通多き道路電車乘合馬車又は人の集る所をぶらつき廻はるのを發見されたる時生活を支ふ可き明白又は合法的收入なき人若しくは

(五)懶惰又は猥褻又は不品行の人又は知られたる盗人の仲間若しくは

(六)明白なる又は合法的の業務なくして夜遲く又は時ならぬ時刻に街路をさまよひ歩く人若しくは

(七)其所有者又は之を占有する權利を有する人の許可なくして納屋小屋店舗外屋船舶其他宿泊用に供せさる場所に宿泊する人若しくは

(八)淫賣屋に住む人若しくは

(九)警察裁判所又は市獄に於ける代理人の客引をやる人若しくは

(一〇)淫賣婦若しくは

(二)泥酔漢

は浮浪人なり。之を五百弗以下の罰金又は六ヶ月以下の郡獄禁錮又は双方に處す。

第六四七條(一九二九年四月改正) (一)働く可き體力を有し乍ら雇傭を求めさる又は雇ふ人のあるのに勞働をなさざる且つ生活す可き明白の收入なき人(カリホルニヤインヂアンを除く)若しくは

(二)施しを乞ふことを業務とせる乞食若しくは

(三)合法的職業なくしてさまよひまわる人若しくは

(四)其白狀によつて又は斯る罪を犯せりと決定することによつて掏摸(スリ)盗人押入又は Confidence operator なりと知られ且つ埠頭停車場銀行仲買人事務所娯樂場競賣所倉庫店舗人通り多き道路電車乘合馬車又は人の集る所をぶらつき廻はるのを發見されたる時生活を支ふ可き明白又は合法的收入なき人若しくは

(五)懶惰又は猥褻又は不品行の人又は知られたる盗人の仲間若しくは

(六)明白なる又は合法的の業務なくして夜遅く又は時ならぬ時刻に街路をさまよひ歩く人若しくは

(七)其所有者又は之を占有する權利を有する人の許可なくして納屋小屋店舗外屋船舶其他宿泊用に供せさる場所に宿泊する人若しくは

(八)淫賣屋に住む人若しくは

(九)警察裁判所又は市獄に於ける代理人の客引をやる人若しくは

(一〇)淫賣婦若しくは

(二)泥酔漢若しくは

(三)麻酔藥耽溺者(Drugist Addict) 但し本條に於て麻酔藥耽溺者と稱するは常習的に麻酔劑を用ゐ之か爲め道德衞生安全又は厚生を危くする人若しくは自制力を失ふ位麻酔劑に耽溺する人を云ふ。但し麻酔劑の使用者か不治の病氣怪我老衰に苦しみ居り其麻酔劑か州内にて醫師の免許狀を有する且つ其麻酔劑使用者の治療に當つて居る醫師の開業醫としての處置によつて且つ善意にて投藥されたる場合に於ては本條の意味の麻酔藥耽溺者と云ふことを得す。

右のものは浮浪人に該當す。之を五百弗以下の罰金又は六ヶ月以下の郡獄禁錮又は双方に處す。

第六四七條a(一九二九年五月改正) 學校に行く少年を苦しめる人若しくは學校又は學校に行く少年の通學する場所又は其近くをぶら付く人は浮浪人なり。之を五百弗以下の罰金又は六ヶ月以下の郡獄禁錮又は双方に處す。

第六四八條 手形、小切手、切符、Certificate(證明書、證書)約束手形又は紙幣として流通す可き銀行券を作成發行又は流通する人は初犯は輕罪に該當し其後の各犯は重罪に該當す。但し合衆國法律にて權限を付與されたるものは此限りに非らす。

第六四九條　消防局官吏にして其資格を有せさる人に對して免除證書を故意に發行し又は發行せしむるものは輕罪に該當す。

第六五〇條　其手紙又は文書に署名せると否とを問はす其人又は他の人の罪を告訴告發せんと脅せる又は其人の缺點弱點を曝露せんと脅せる手紙又は文書を知り乍ら故意に他人に送り又は渡す人は輕罪に該當す。

第六五〇條半（一九二一年五月改正）　他人の身體又は財產に重大なる傷害損害を蒙らしむる行爲若しくは著しく治安を紊し又は著しく衞生を害す可き行爲若しくは公然風紀を紊す可き行爲を故意に不正に行ふ人若しくは

口頭たると文書たるとを問はす其目的の成就せると否とを問はす猥褻なる目的を達する爲め故意に且つ不正に他人の名を用ゆる人若しくは

一般的に又は其人（たとへは丙）に對して之を用ゐられたる其人（丙）の判斷に於て其名を用ゐられたる人（乙）の道德上の名聲に影響を生する又は影響を生す可き傾向を有する方法にて他人（乙）の名を故意且つ不正に用ゆる人（譯者註、假りに甲と云ふ男か乙と云ふ男の名にて丙と云ふ女に艶書を送るとせは其結果一般的に又は丙と云ふ女の心中にては乙は不品行な卑む可き男てあると云ふことになる）若しくは其目的の成就すると否とを問はす猥褻なる目的を成就する目的を以て他人の名を詐稱する人若しくは

自己か猥褻の目的を成就することを幇助援助する爲め他人をして自己か自己以外の或人に相違なしと認定又は保證せしむる人（甲か乙に甲自身か甲に非らす丙なりと保證せしむる）は

他の刑罰を本法に明記しあらさる場合に於ては輕罪に該當す。

第六五〇條a　重罪に處せられ假出獄中又は既に釋放されたる人を失職せしむる又は其就職を妨くる意圖目的を以て若しくは金錢又は有價品を恐喝取財する意圖目的を以て前記の人に關することを口頭たると文書たるとを問はす知り乍ら且つ故意に他人に告けたる人及ひ

前記の人より金錢又は有價品を恐喝取財する意圖目的を以て之を他人に告けんと脅かす人は

輕罪に該當す。

第六五一條　被後見人又は徒弟として少年を監督せる人にして葡萄栽培業園藝業家事以外の仕事に其少年を一日八時間以上勞働せしむる人は輕罪に該當す。

第六五二條　國民軍士官にして故意に閲兵又は野營に列せさるもの及ひ國民軍の軍人にして閲兵日又は野營日上長の合法的命令に從ふことを怠たり又は拒絶し若しくは其合法的に命せる軍務を行ふことを怠たり又は拒絶する人は五弗以上百弗以下の罰金に處す。

第六五三條　國民軍の軍人にして通知を受け乍ら閲兵の際出頭せさるもの若しくは合法的命令に從はさるもの若しくは其上長に對して無禮の言を吐くもの若しくは不柔順の行爲をなせるものは輕罪に該當す。

第六五三條半　民事訴訟法第一四四四條に基きて任命されたる評價人にして遺言執行者遺産管理人受託人受遺者死者の最近親、又は相續人其他人より法律に規定せる以外の手數料報酬を受くるものは輕罪に該當す。

第六五三條b　（第六五三條aと云ふ條文なし）其生徒の面前又は聞ゐて居る所にて公立學校の教師を非難し侮辱し又は罵詈する父母後見人其他人は輕罪に該當す。

第六五三條b（一九二九年五月削除）

第六五三條c・カリホルニア州又は其行政區劃の公共工事若しくは同州又は其行政區劃の爲めになさるる工事に使用さるる勞働者又は技工（mechanic）の勞務時間を一暦日間八時間に制限す。火事洪水又は生命財産に危險の生せる非常の場合若しくは戰時陸海軍の防備又は仕事に從事する場合の外一暦日間に八時間以上勞働することを前記勞働者又は前記技工に命し又は許すことは同州又は其行政區劃の官吏若しくは之に使用する勞働者又は技工を雇傭せる又は其勞働を指揮又は監督せる前記公共工事の請負人又は下請負人として不法なり。カリホルニア州又は其行政區劃の官吏として

其請負契約を執行するには前記公共工事又は工事に勞働者又は技工を雇ふことを要する請負契約を成作又は裁定するカリホルニア州又は其行政區劃の官吏は其請負契約中に

請負人又は下請負人か本法の規定に違反して勞働者又は技工を一暦日中八時間以上前記公共工事又は工事に使用するときは罰金として勞働者又は技工一人に對して八時間以上使用せる期間中各一日毎に十弗宛請負人より州又は其行政區劃に沒收する旨の規定

を挿入せしむ可し。又其請負契約の執行中犯されたる本條違反行爲を審定し之を州又は其行政區劃の代表者即ち其請負契約に基きて之に拂ふ可き金錢を請負人に拂ふ權限を有する契約當事者に之を報告することは前記官吏の義務なり。前記代表者は請負人に支拂ふ可き金錢支拂の際前記規定に基きて沒收す可き金額を之より差引き保留す可し。本條の規定に違反せるカリホルニア州又は其行政區劃の官吏又は代表者は輕罪に該當す。有罪と決するときは裁判所の自由裁量を以て五百弗以下の罰金又は六ヶ月以下の禁錮又は双方に處す。

第六五三條c（一九二七年四月改正）　カリホルニア州又は其行政區劃の公共工事若しくは同州又は其行政區劃の爲めになさるる工事に使用さるる勞働者又は技工の勞務時間を一暦日間八時間に制限す。火事洪水又は生命財産に危險の生せる非常の場合若しくは戰時陸海軍の防備又は仕事に從事する場合の外一暦日間に八時間以上勞働することを前記勞働者又は前記技工に命し又は許すことは同州又は其行政區劃の官吏若しくは之に使用する勞働者又は技工を雇傭せる又は其勞働を指揮又は監督せる前記公共工事の請負人又は下請負人として不法なり。前記非常の場合の爲め一暦日間に八時間以上の勞働をなさしめたるときは請負人又は其代理人は非常事作の性質其勞働者の名其日の勞働時間數を掲くる

誓證付き報告書を其後三十日以内に請負契約を裁定せる官吏官衙に差出す可し。之を其期間内に差出ささることは其非常事件の存在せさる一應の證據とす。

カリホルニア州又は其行政區劃の官吏として

其請負契約を執行するには前記公共工事又は工事に勞働者又は技工を雇ふことを要する請負契約を作成又は裁定するカリホルニア州又は其行政區劃の官吏は其請負契約中に

請負人又は下請負人か本法の規定に違反して勞働者又は技工を一暦日中八時間以上前記公共工事又は工事に使用するときは罰金として勞働者又は技工一人に對して八時間以上使用せる期間中各一日毎に十弗宛請負人より州又は其行政區劃に沒收する旨の規定

を挿入せしむ可し。又其請負契約の執行中犯されたる本條違反行爲を審定し之を州又は其行政區劃の代表者即ち其請負契約に基きて之を拂ふ可き金錢を請負人に拂ふ權限を有する契約當事者に之を報告することは前記官吏の義務なり。前記代表者は請負人に支拂ふ可き金錢支拂の際前記規定に基きて沒收す可き金額を之より差引き保留す可し。本條の規定に違反せるカリホルニア州又は其行政區劃の官吏又は代表者請負人下請負人其代理員は輕罪に該當す。有罪と決するときは裁判所の自由裁量を以て五百弗以下の罰金又は六ヶ月以下の禁錮又は双方に處す。

第六五三條c（一九二九年六月改正）　カリホルニア州又は其行政區劃又は區域の公共工事若しくは同州又は郡、市郡合併區、市、町、町區、區、其他其行政區劃の官憲の爲めに又は官憲によつてなさる工事に使用さるる勞働者又は技工の勞務時間は其工事か請負契約によつてなさるると否とを問はす一暦日八時間なりと玆に制限す。火事洪水又は生命財産に危險の生せる非常の場合若しくは戰時陸海軍の防備又は仕事に從事する場合の外一暦日中に八時間以上勞働することを前記勞働者又は前記技工に命し又は許すことは同州又は其行政區劃の官吏若しくは之に使用する勞働者又は技工を雇傭せる又は其勞働者を指揮又は監督せる前記公共工事の請負人又は下請負人として不法なり。前記非常の場合の爲め一暦日中に八時間以上の勞働をなさしめたるときは請負人又は其代理人は非常事件の性質其勞働者の名其日の勞働時間數を掲くる誓證付き報告書を其後三十日以内に請負契約を裁定せる官吏官衙に差出す可し。之を其期間内に差出ささることは其非常事件の存在せさる一應の證據とす。前記請負人は其公共工事に關して自己又は下請負人の使用せる勞働者全部の氏名及ひ精確なる勞働時間を掲くる精確なる記錄を所持す可し。其記錄は相當の時間（譯者註、午前八時より午後三時と云ふ如き）ならは何時にても請負契約裁定係り又は其代理其事務員勞働統計兼勞働法規執行係長又は其代理其事務員の檢閲に供す可し。

カリホルニア州又は其行政區劃の官吏として

其請負契約を執行するには前記公共工事又は工事に勞働者又は技工を雇ふことを要する請負契約

を作成又は裁定するカリホルニア州又は其行政區劃の官吏は其請負契約中に

請負人又は下請負人か本法の規定に違反して勞働者又は技工を一暦日中八時間以上前記公共工事又は工事に使用するときは罰金として勞働者又は技工一人に對して八時間以上使用せる期間中各一日毎に十弗宛請負人より州又は其行政區劃に沒收する旨の規定

を挿入せしむ可し。又其請負契約の執行中犯されたる本條違反行爲を審定し之を州又は其行政區劃の代表者卽ち其請負契約に基きて之に拂ふ可き金錢を請負人に拂ふ權限を有する契約當事者に之を報告することは前記官吏の義務なり。前記代表者は請負人に支拂ふ可き金錢支拂の際前記規定に基きて沒收す可き金額を之より差引き保留す可し。

本條の規定に違反せる又は從ふことを怠たるカリホルニア州又は其行政區劃の官吏又は代表者及ひ前記工事に關して自己又は其下請負人の使用せる勞働者の氏名及ひ精確なる勞働時間の精確なる記錄を所持せさる又は本條に基きて檢閲す可き權限を有せる人の相當の時間に檢閲することを拒絶する請負人又は其代理人又は其代表者は輕罪に該當す。有罪と決するときは裁判所の自由裁量を以て五百弗以下の罰金又は六ヶ月以下の禁錮又は双方に處す。

灌漑區域公共工事區域開墾區域其他此種の區域竝に本州又は其行政區劃又は區域の指揮監督の下にあるせる街路下水其他改良工事は其行政區劃又は區域か Freeholders Charter の下にあると否とを問はす本條の規定の適用を受くるものなり。但し本條は灌漑區域又は開墾區域の灌漑制度又は排水制度に之を適用せす。

第六五三條d　公共工事に勞働者を使用せるものにして其工事をなせる州又は市より勞働者に拂ふ可き賃銀の一部分を自己の用途に用ゆるものは重罪に該當す。

第六五三條d（一九二七年五月改正）　公共工事に勞働者を使用せるものにして其工事をなせる州又は市又は區域より勞働者に拂ふ可き賃銀の一部を自己の用途に用ゆるものは重罪に該當す。

第六五三條e　人、商店、法人、法人の役員又は理事、前記の人商店法人の監督支配人其他代理人にして雇人の解雇又は辭任後言語文書其他任意の方法を以て之を讒誣し之によりて其前雇人か他の人商店法人に雇はるることを妨け又は妨けんとせしものは二千弗以下の罰金に處す。且つ之によりて損害を蒙れる前記雇人に三倍の損害賠償を拂ふ責任を有す。人商店法人にして其使用せる事務員代理人監督支配人其他雇員か本條に違反することを知り乍ら之をなさしめ又は許すもの若しくは本條違反行爲を防止する樣其權限內に於ける一切の相當手段を執らさるものは本條の規定に違反せるものとして前記の刑罰に處す。本條は上記雇主又は其事務員代理人雇人監督又は支配人か特別の求めにより其解雇又は辭任の理由に關する眞正の叙述（譯者註、口頭たると文書たるとを問はす）をなすことを妨くるものと解釋す可らす。但し其叙述と共に叙述中の語に現はせると異なれる意味を傳ふる記號符號等を與ふるときは其事實若しくは特別の求め

なくして其叙述又は記號符號等を與へたる事實は本條の規定に違反せることの一應の證據とす。

第六五三條 e（一九二九年五月改正） 人、商店、法人、法人の役員又は理事前記の人、商店、法人の監督支配人其他代理人にして雇人の解雇又は辭任後言語文書其他任意の方法を以て之を譏誣し之によりて其前雇人か他の人、商店、法人に雇はるることを妨け又は妨けんとせしもの（未遂）及び人商店法人又は其事務員代理人役員にして雇傭を確保又は保留する前提條件として雇人又は雇入希望者に寫眞又は指紋を取ることを求むる（他の雇主又は第三者に其寫眞指紋又は之に關する消息又は其雇人又は雇入希望者に關する消息を供給する爲め其雇人又は雇入希望者に不利益に之を使用し得るものは輕罪に該當し有罪と決定するときは五百弗以下の罰金又は六ヶ月以下の禁錮又は双方に處す。人商店法人にして其使用せる事務員代理人監督支配人其他雇員か本條に違反することを知り乍ら之をなさしめ又は許すもの若しくは本條違反行爲を防止する樣其權限内に於ける一切の相當手段を執らさるものは本條の規定に違反せるものとして前記の刑罰に處す。

本條は上記雇主又は其事務員代理人雇入監督又は支配人か特別の求めにより其解雇又は辭任の理由に關する眞正の叙述をなすことを妨くるものと解釋す可らす。但し其叙述と共に叙述中の語に現はせる。と異なれる意味を傳ふる記號符號等を與ふるときは其事實若しくは特別の求めなくして其叙述又は記號符號等を與へたる事實は本條の規定に違反せることの一應の證據とす。

本條の規定に違反せる人商店法人又は其事務員代理人役員は茲に規定せる罰金に加はへて其外に民事訴訟にて被害者に三倍の損害賠償を拂ふ可き責任を有す。被害者其讓受人其權利承繼人は本法によれる刑事上の責任を先つ決定せすして民事訴訟を起すことを得。

第六五三條 f（一九二九年五月挿入） 贈賄又は收賄又は贈賄に加入又は收賄に加入又は謀殺故殺强盜押入大窃盗贓物收受恐喝取財暴力による强姦僞證僞證教唆僞造誘拐を犯かすこと又は之を犯かすことに加はることを他人に懇願（Bolicits 教唆）するものは一年以下の郡獄禁錮又は五年以下の州獄禁錮又は五千弗以下の罰金に處す。前記犯罪は二人の證人又は一人の證人と周圍の狀態によりて之を證明す可し。

第一六章 通則

第六五四條 本法の種々の規定によつて種々の方法にて罰し得る作爲又は不作爲の行爲は其規定の何れかによつて之を罰することを得。但し如何なる場合に於ても其規定の一以上によりて之を罰することを得す。其規定の何れか一つの下に無罪放免となり又は有罪決定となりて宣告を受くることは他の規定によりて同一の作爲又は不作爲の行爲を訴追する支障（譯者註、訴追に對する被告の完全なる抗辯）となる。第六四八條第六六七條第六六八條に規定せる場合に於ては起訴狀に前科のある旨を掲け陪審員亦「前科あり」と云

ふ評決を下すときは初犯に非らざる場合の刑罰を科す可し。

第六五四條 a　人、商店、法人、組合、又は其雇人にして

賣却又は分配の爲め其人其商店其法人其組合又は其雇人より直接又は間接に公衆に提供せる不動産動産 Chose in Action (Things in Action裁判所によつて金錢又は動産を要求回收する權利)商品職業又は職業に非らざる勞務又は任意の性質の任意の事物を賣却供給履行又は何等かの方法にて處分する意圖を以て若しくは

之に關する債務に加入する樣又は其本權又は其權利を取得する樣任意の方法にて公衆を勸誘する意圖を以て

前記不動産動産 Chose in Action 商品勞務又は事物に關せる記事又は主張を含める若しくは前記賣却履行處分と直接又は間接に何等の方法にて關聯せる事情又は事實に關する記事又は主張を含める廣告たる且つ其記事又は主張は何れかの點に於て虛僞又は瞞着たる且つ其廣告を作成發表播布廣告する人商店法人組合か虛僞又は瞞着たることを知れる又は相當注意せは知る可き廣告たる前記不動産動産 Chose in Action 商品勞務又は事物に關する任意の種類の廣告を

作成發表播布する又はせしむる若しくは新聞雜誌書籍小冊子引札書面通知書貼札其他出版物又は掲示板看板カード其他廣告的物品又は電氣看板窓看板陳列棚陳列窓其他廣告的施設又は叫ひ廻はること其

他任意の方法にてカリホルニア州公衆に廣告する又はせしむる

ものは輕罪に該當す。但し本條は虛僞又は瞞着の廣告たることを知らすして善意を以て其廣告を發表せる新聞雜誌其他出版物の發行者に之を適用せす。

第六五四條 b　人商店法人組合又は其雇人事務員代理人にして

自から其廣告か虛僞たることを知れる且つ人を瞞着する意圖を以て作成又は播布せる

本州又は州外にある不動産の範圍所在所有權本權其他性質に關する事實の記事又は主張を掲くる廣告を

州内にて任意の言語にて出版又は發行せる新聞引札廻狀其他出版物を以て

作成又は播布する

ものは輕罪に該當す。本條は其發行人又は印刷人か所有者又は事務員代理人として其不動産に利害關係を有せさる限り新聞發行人又は印刷業者か前記出版に對して責任を有するものと解釋す可らす。

第六五四條 c（一九二一年五月挿入）　人商店又は法人か

古物たる商品若しくは既に使用せる商品若しくは缺點を有せる商品若しくは其材料か古物たる商品若しくは第一流のものに非らすとして製造者より排斥されたる商品の販賣を

カリホルニア州にて出版配布發行する新聞雜誌引札廻狀又は任意の出版物にて又は掲示板カード其他

廣告的物品にて又は他の廣告的施設の方法にて廣告し注意を促し又は公開する

ことは、

其事實に應して前記商品又は其材料か古物たること使用されたるものたること缺點を有すること製造者より排斥されたることを明らかに示せる直接且つ明瞭の記事文句を其商品及ひ材料及ひ記事と共に人目に付き易き樣に掲けさる限り

不法なり。本條の規定に違反せる人、商店又は法人は輕罪に該當す。有罪と決するときは五百弗以下の罰金又は六ヶ月以下の郡獄禁錮又は双方に處す。

第六五五條　本法によつて罰し得と宣言せる作爲又は不作爲の行爲は之に反對の規定を明示しあらさる限り他州他の政府又は他の國の法律にても亦之を罰し得る爲め罰し得さるものに非らす。

第六五六條。被告人審理の上被告人か同一の作爲又は不作爲の行爲に對する他の州他の政府又は他の國の法律に基ける刑事訴追にて無罪放免となり又は有罪處刑(第七九三條參照)となれることか明らかとなるときは其無罪放免又は有罪處刑は完全なる防禦なり。

第六五七條　犯罪となる可き行爲は其行爲か裁判所侮辱罪として罰し得と規定しある爲め犯罪として罰し得さるものにあらす。

第六五八條　起訴せられて有罪と決定せる人に判決を下す場合に於て

其人か侮辱罪と決定せる命令の下に、同一行爲に對して既に罰金を拂ひ又は禁錮に處せられたりと認むるときは

判決を下たす可き裁判所は其自由裁量を以て之に課す可き刑罰を輕減することを得。

第六五九條　或行爲か輕罪なりと宣言され其行爲をなすことを敎唆又は幇助せるものに對する何等刑罰を法律に明かに規定せさる場合に於ては其行爲をなすことを他人に敎唆せる又は他人の其行爲をなすことを幇助せる各人は輕罪に該當す。

第六六〇條　手紙を送くることか本法によつて犯罪となる可き各種の場合に於ては其犯罪行爲は其手紙を送付する意圖を以て之を便郵函に投せるとき又は人に渡せるときに完成す。

第六六一條　州、郡、市又は町區の官吏か職務を怠たり又は職務に違反せる爲め法の明文によりて刑罰を課する場合に於ては其職を免する旨を明文を以て規定しあらさる場合に於ても裁判所は其自由裁量を以て同時に其職を免することを得。

第六六二條　其人(A)の爲めに執職せる且つ法律上之を行ふ權能を有する他の人か其行爲をなせる場合に於ては不作爲の行爲に對して前者(A)を罰することを得す。

第六六三條　其罪か其人によつて犯されたりと審理によりて認むる場合に於ても裁判所か其自由裁量を以て陪審員を解除し其罪に對して其人を審理することを命せさる限り何人に對しても其未遂罪に對して有罪

の決定を下すことを得。

第六六四條（一九二三年六月改正）　罪を犯さんとして失敗せる若しくは其成就を阻止されたる人（未遂犯）は法律上其未遂罪の刑罰に關する何等規定なき場合に於ては左の刑罰に處す。

(一)其既遂罪か郡獄禁錮又は五年以上の州獄禁錮に處せらる可き罪の場合に於ては其未遂罪は其既遂罪の最長刑期の二分の一以下の刑期の郡獄禁錮又は州獄禁錮（夫れ夫れ其場合に應して）に處す。但し謀殺罪故殺罪強盗罪性又は猥褻なる行爲に關する罪の場合に於ては其未遂犯人は二十年以下の州獄禁錮に處す。

(二)其既遂罪か五年以下の州獄禁錮に處す可き場合に於ては其未遂罪は一年以下の郡獄禁錮に處す。

(三)其既遂罪か罰金に處す可き罪の場合に於ては其未遂罪は其罰金の最高額の二分の一以下の罰金に處す。

(四)其既遂罪か禁錮及ひ罰金に處す可き罪の場合に於ては其未遂罪は其禁錮の最長期の二分の一以下其罰金の最高額の二分の一以下の禁錮及ひ罰金に處す。

第六六五條　前二條は未遂となれる罪を犯さんとして其罪の之より大なると小なるとを問はす他の違つたる罪を犯せる人か後記の罪に對する法定の刑罰を受くることより其人を保護するものに非らす。

第六六六條　小窃盗罪を犯かし監獄にて其刑期中服役せる人か判決（Conviction）後罪を犯せるときは之に

對して左の刑罰を課す。

(一)後に犯せる罪か初犯五年以上の州獄禁錮に處す可き罪の場合に於ては之を十年以上の州獄禁錮に處す。

(二)後に犯せる罪か初犯五年又は以下の州獄禁錮に處す可き罪の場合に於ては十年以下の州獄禁錮に處す。

(三)後に犯せる罪か小窃盗罪の場合に於ては五年以下の州獄禁錮に處す。

第六六七條　州獄禁錮に處す可き罪を犯かし監獄にて其刑期中服役せる人か判決（Conviction）後罪を犯せるときは之に對して左の刑罰を課す。

(一)後に犯せる罪か初犯州獄禁錮に處す可き罪の場合に於ては初犯に對して課す可き最長刑期の州獄禁錮に處す。

(二)後に犯せる罪か小窃盗罪の場合に於ては五年以下の州獄禁錮に處す。但し州獄禁錮を宣告されたる又は將來宣告さるる人は之に反對の法規の有無に拘らす初犯囚徒の假出獄に關する法律にて現に規定せる制限の下に州行刑局より假出獄に付せられ得るものなり。

第六六八條　州内にて之を犯せは本州法律によつて州獄禁錮に處す可き罪を他州他の政府又は他國にて犯せる人か其後州内にて罪を犯せるときは前二條に規定せる方法にて且つ前記の前科か本州裁判所にて罰せ

られしと同一範圍にて之を罰す。

第六六八條（一九二七年五月改正）　州内にて之を犯せは本州法律によつて州獄禁錮に處す可き罪を他州他の政府又は他國にて犯せる人か其後州内にて罪を犯せるときは第六四四條第六六六條第六六七條に規定せる方法にて且つ前記の前科か本州裁判所にて罰せられしと同一範圍にて之を罰す。

第六六九條　人か二つ又は二つ以上の罪の何れに對する宣告をも未た宣告されさる前に二つ又は二つの罪に對して有罪の決定を受けたるときは第二其他後の罪に對して宣告する禁錮は夫れ夫れ其場合に應して第一又は第二其他前の禁錮の滿期となれる上開始するものとす。

第六六九條（一九二七年五月改正）　人か二つ又は二つ以上の罪を犯せる場合に於ては第二其他後の罪に對して宣告されたる禁錮は夫れ夫れ其場合に應して第一第二其他前の禁錮の滿期となれる上開始するものとす。但し例外の場合に於ては裁判所の自由裁量を以て禁錮期間か競合的に開始さるる旨を命することを得。

第六七〇條　刑事訴訟の判決によつて決定せる禁錮刑期は禁錮する場所に被告人を實際引渡せるときより開始す。其後其期間中被告人か合法的方法にて一時出獄し其後再ひ監獄にかへれるときは出獄中の時日は其刑期に之を計算せす。

第六七一條　或罪を犯せる人を指定年數以上の州獄禁錮に處する旨を規定するのみにて其刑期に關する制

限を規定せさる場合に於ては判決を宣告す可き裁判所は其自由裁量を以て其犯人に終身禁錮又は指定年數以上の年數の禁錮を宣告することを得。

第六七二條　罰金を課する旨を玆に規定せさる場合に於ても裁判所は玆に規定せる郡獄禁錮又は州獄禁錮を課すると同時に二百弗以下の罰金を課することを得。

第六七三條（一九一九年四月改正）　終身以下の州獄禁錮の宣告は禁個中宣告されたる人の一切の公權を停止し且つ一切の公職を剝奪す。又受刑中私的信託の受託者又は私的委任の受任者たることを得す。但し本州假出獄法規の條件の下に假出獄を許せるときは行刑局其他假出獄を許す權限を有せる官憲は假出獄中受託人として執務する權利公職に就く權利選擧權を行使する權利以外の公權を假出獄者に與ふることを得。其公權の範圍は假出獄を許すとき又は行刑局其他假出獄者を管理する人か社會に取りても假出獄者に取りても適當と認むるとき行刑局其他假出獄者を管理する人之を決定す。

行刑局其他假出獄事項を管理する人は前記公權を許せるとき其永久的記錄を作成し其命令の謄本を前記假出獄者に與ふ可し。其記錄は之を知らんと求むる一切の人の爲めの公記錄たる可し。

第六七四條（一九一九年四月改正）　終身州獄禁錮を宣告されたる人は其後市民的に死亡せるものと見做す。但し本州假出獄法規の下に假出獄を許せるときは行刑局其他假出獄を許す權限を有せる官憲は假出獄中信託人として執務する權利公職に就く權利選擧權を行使する權利以外の公權を假出獄者に與ふることを

得。其公權の範圍は假出獄を許すとき又は行刑局其他其假出獄者を管理する人か社會に取りても假出獄者に取りても適當と認むるとき行刑局其他假出獄者を管理する人之を決定す。

行刑局其他假出獄事項を管理する人は前記公權を許せるとき其永久的記錄を作成し其命令の謄本を前記假出獄者に與ふ可し。其記錄は之を知らんと求むる一切の人の爲めの公記錄たる可し。

第六七五條　前二條の規定は夫れに掲くる人をして刑事訴訟又は刑事手續の審理の證人となる能力を失はしむるもの若しくは財產賣却證書又は財產讓渡證書を作成又は承認する能力を失はしむるものと解釋す可らす。

第六七六條　州獄禁錮を宣告されたる囚徒は法律の保護の下にあり。其身體に法律を以て許ささる傷害を加へたるものは恰かも其囚徒か罪を犯さす又は宣告を受けさりし場合と同一の方法にて之を罰す。

第六七七條　人を罪に處することは其財產の何れかを沒收する作用を生するものに非らす。但し之を沒收する旨を法律に明記せる場合は此限りに非らす。Deodand（英法にて官に沒收せし器具）の性質の沒收制度又は何人かか裁判より逃かれしとき本州人民に沒收せし一切の制度は之を廢止す。

第六七八條　本法に於て罪の性質又は級又は其刑罰か物の價格によりて決する旨を規定せる場合に於ては其價格は合衆國金貨を以て排他的に之を評價す。

第六七九條　州內の人又は法人若しくは前記の人又は法人の事務員代理員又は役員にして將來人か前記の人又は法人に雇はるる又は引續き雇はるる條件として勞働團體に加入せさること又は其一員とならさることを口頭又は文書を以て約束することを其人に强制するものは輕罪に該當す。

第六七九條 a　(一)法律を以て特に其販賣を許せる物品以外の全部又は一部既決囚其他獄內勞働によりて製造されたる物品を人か州內にて賣り又は賣らんとして提供又は陳列することは不法なり。

(二)法律を以て特に其販賣を許さる全部又は一部既決囚其他獄內勞働によりて州內にて製造されたる物品を賣り又は賣らんとして提供又は陳列せる各人は輕罪に該當す。

第六八〇條　雇人か銘酒屋酒屋其他酒類を小賣する場所に居る時に其給料又は其一部を其雇人に拂ふ各人は輕罪に該當す。但し其雇人か前記の銘酒屋酒屋其他酒類を小賣する場所に雇はるる場合は此限りに非らす。

第六八一條　監獄又は感化院にて殘酷又は異常の刑罰を用ゆることは不法なり。Strait-jacket Gag, thumbscrew Showerbath tricing-up を禁止す。

一九二九年末現行カリホルニア州刑法　終

司法資料表題

號數	年月	司法資料表題
第一號	大正一〇、一一	定型アル犯罪ノ調査（賭博編）
第二號	〃 一〇、一二	第二回國際少年保護會議議事錄
第三號	〃 一一、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護視察制度創設ニ關スル會議議事錄
第四號	〃 一一、二	米國ノ家庭裁判所
第五號	〃 一一、三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	〃 一一、四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	〃 一一、五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	〃 一一、六	英蘭及うえーるすノ警察
第九號	〃 一一、七	復權ニ關スル佛國法令
第一〇號	〃 一一、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規定佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一一號	〃 一一、九	英國ノ判事及ますたー論

第一二號	大正一一、一〇	英佛ノ辯護士法制
第一三號	〃 一一、一一	獨逸ノ辯護士法制
第一四號	〃 一一、一二	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營竝ニ管理ニ關スル調査報告
第一五號	〃 一二、一	辯護士倫理
第一六號	〃 一二、二	獨逸國調停法草案及同理由書
第一七號	〃 一二、三	英國監獄制度
第一八號	〃 一二、四	獨逸國少年福利法草案同理由書及確定法文
第一九號	〃 一二、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第二〇號	〃 一二、五	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	〃 一二、五	勞働裁判法に關スル獨逸國裁判官會議議事錄及評論
		（附）統一的勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案
第二二號	〃 一二、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
第二三號	〃 一二、六	戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法（附）丁抹ノ社會政策的立法概觀

第二四號	大正一二、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	〃 一二、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用人委員會竝ニ勞働爭議ノ調停ニ關スル法制（附）調停制度概觀
第二六號	〃 一二、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度（附）英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第二七號	〃 一二、八	短期自由刑論
第二八號	〃 一二、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第二九號	〃 一二、九	獨佛英ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法制
第三〇號	〃 一二、一〇	獨逸國勞働裁判所法草案及理由書
第三一號	〃 一二、一〇	獨逸國少年裁判所法
第三二號	〃 一二、一一	司法制度改良論
第三三號	〃 一二、一一	獨逸新經濟法
第三四號	〃 一二、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判竝ニ賃率契約ニ關スル立法例（佛、伊、伯、蘭國之部）
第三五號	〃 一二、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判竝ニ賃率契約ニ關スル立法例（瑞國及瑞西之部）

第三六號	大正一三、一	職業組合、仲裁及仲裁裁判竝ニ賃率契約ニ關スル立法例（丁抹、瑞典、諾威之部）
第三七號	〃 一三、一	英國ニ於ケル略式刑事手續及すこつとらんどニ於ケル刑事手續
第三八號	〃 一三、二	佛國借家借地法
第三九號	〃 一三、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判竝ニ賃率契約ニ關スル立法例（英國、加奈陀之部）
第四〇號	〃 一三、三	佛國監獄制度及同職員令
第四一號	〃 一三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判竝ニ賃率契約ニ關スル立法例（南亞之部）
第四二號	〃 一三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判竝ニ賃率契約ニ關スル立法令（濠洲之部）
第四三號	〃 一三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判竝ニ賃率契約ニ關スル立法令（米國之部）
第四四號	〃 一三、五	英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴制度
第四五號	〃 一三、五	英國裁判所構成論（一、英國裁判官ノ地位附司法行政機關）
第四六號	〃 一三、六	英國裁判所構成論（二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位）
第四七號	〃 一三、六	瑞西國辯護士法
第四八號	大正一三、七	露西亞事情
第四九號	〃 一三、七	米國ノ刑罰制度
第五〇號	〃 一三、八	獨逸國民事訴訟改正律令
第五一號	〃 一三、八	英國裁判所構成論（三、下級裁判所ノ部　其一、治安裁判所）
第五二號	〃 一三、九	英國裁判所構成論（四、下級裁判所ノ部　其二、州裁判所及檢屍官裁判所ノ組織）
第五三號	〃 一三、九	英國裁判所構成論（五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限）
第五四號	〃 一三、一〇	佛國商事裁判制度
第五五號	〃 一三、一〇	獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑事手續ニ關スル法令
第五六號	〃 一三、一一	英國裁判所構成論（六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織）
第五七號	〃 一三、一一	獨逸國勞務契約法草案及評論（附）佛國勞働法正文

第五八號	大正一三、一二	米國少年裁判法
第五九號	〃 一三、一二	英國裁判所構成論（七、英國ニ於ケル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲裁裁判所ノ組織（附）裁判所相互ノ關係）
第六〇號	〃 一四、一	不定期刑ノ言渡制度
第六一號	〃 一四、一	改善不能性犯人ノ處遇
第六二號	〃 一四、二	英蘭刑事訴訟法概觀及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記錄
第六三號	〃 一四、二	北米合衆國裁判制度（一、聯邦司法省ノ組織、職制及裁判制度）
第六四號	〃 一四、三	獨逸國後見制度（前編）
第六五號	〃 一四、三	獨逸國後見制度（後編）
第六六號	〃 一四、四	刑ノ執行猶豫制度
第六七號	〃 一四、四	假釋放
第六八號	〃 一四、五	國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行刑上ノ累進制度、宣誓セサル證人ノ處罰及ヒ不定期制度ニ關スル會議議事錄

第六九號	大正一四、五	諸國刑法草案
第七〇號	〃 一四、六	英國司法警察論
第七一號	〃 一四、六	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇
第七二號	〃 一四、七	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務（第一編）
第七三號	〃 一四、七	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書（附）金山檢事宇野判事視察報告書
第七四號	〃 一四、八	漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所
第七五號	〃 一四、八	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務（第二編）
第七六號	〃 一四、九	獨逸國陪審裁判所記錄（附）秋山檢事鈴木判事視察報告書
第七七號	〃 一四、九	刑罰ニ關スル制度（其一）
第七八號	〃 一四、一〇	佛蘭西の政治組織（現代佛蘭西の政治、行政及ひ司法制度の概觀）
第七九號	〃 一四、一一	一九二五年獨逸刑法草案竝ニ理由書（總則編）
第八〇號	〃 一四、一二	刑罰に關する制度（其二）

第八一號	大正一五、一	北米合衆國の刑事裁判（其一）
第八二號	〃 一五、二	北米合衆國裁判制度（二、カリホルニア州ノ裁判制度）
第八三號	〃 一五、三	北米合衆國の刑事裁判（其二）
第八四號	〃 一五、四	一九二五年獨逸刑法草案竝に理由書（各論篇）
第八五號	〃 一五、五	陪審制度視察報告書集（附）ガルヲン教授述陪審制度論
第八六號	〃 一五、五	刑罰に關する制度（其三）
第八七號	〃 一五、六	正義と貧民（其一）
第八八號	〃 一五、七	正義と貧民（其二）
第八九號	〃 一五、七	刑罰に關する制度（其四）
第九〇號	〃 一五、八	刑罰に關する制度（其五）
第九一號	〃 一五、八	英國に於ける警察裁判所
第九二號	〃 一五、九	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務（第三篇）
第九三號	〃 一五、九	刑罰に關する制度（其六）
第九四號	〃 一五、一〇	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告

		書 第二卷（其一）
第九五號	大正一五、一〇	諸外國に於ける辯護士制度概觀
第九六號	〃 一五、一一	歐洲諸國に於ける上訴制度
第九七號	〃 一五、一一	佛國裁判制度（其一）
第九八號	〃 一五、一二	佛國裁判制度（地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限）
第九九號	〃 一五、一二	國際行刑會議報告書集（一）
第一〇〇號	昭和 二、一	國際行刑會議報告書集（二）
第一〇一號	〃 二、一	公の秩序に對する犯罪に關する比較法論（其一）
第一〇二號	〃 二、二	公の秩序に對する犯罪に關する比較法論（其二）
第一〇三號	〃 二、二	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告
		書 第二卷（其二）
第一〇四號	〃 二、三	司法に關する法制
第一〇五號	〃 二、三	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務（第四篇）
第一〇六號	〃 二、四	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務（第五篇）

第一〇七號	昭和二、四	保安處分
第一〇八號	〃 二、五	陪審裁判所に於ける發問（總則篇）
第一〇九號	〃 二、五	陪審裁判所に於ける發問（各論篇）
第一一〇號	〃 二、六	ケート・ウエブスター事件の陪審公判（英國著名裁判 其一）
第一一一號	〃 二、六	單獨判官と司法官制
第一一二號	〃 二、七	國際行刑會議報告書集（三）
第一一三號	〃 二、七	國際行刑會議報告書集（四）
第一一四號	〃 二、八	佛國刑事裁判所の組織及ひ司法警察
第一一五號	〃 二、八	チエツコ・スロウアキア共和國の刑法典草案及同理由書（總則篇）
第一一六號	〃 二、九	米國の勞働法制（上）
第一一七號	〃 二、九	米國の勞働法制（下）
第一一八號	〃 二、一〇	刑法草案集（瑞西一九一八年案、墺一九二二年案、伊一九二一年案）

第一一九號	昭和二、一〇	チエツコ・スロウアキア共和國の刑法典草案及同理由書（各論篇）
第一二〇號	〃 二、一一	佛國陪審に於ける發問の方式とその判例
第一二一號	〃 二、一一	賭博に關する調査
第一二二號	〃 二、一二	佛國の檢察制度
第一二三號	〃 二、一二	フレデリック・バイウオータース及エデイス・トムソン事件の陪審公判
第一二四號	〃 三、一	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書（總則篇）
第一二五號	〃 三、二	大逆罪に關する比較法制資料
第一二六號	〃 三、三	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書（各論篇）
第一二七號	〃 三、四	刑法改正に關する比較法制資料（前篇）
第一二八號	〃 三、五	刑法改正に關する比較法制資料（後篇）
第一二九號	〃 三、六	佛國裁判所の構成に關する法令

第一三〇號	昭和	三、	七	米國裁判所の組織及ひ訴訟手續
第一三一號	〃	三、	九	ソヴイエット露西亞の法制（前篇）
第一三二號	〃	三、	一〇	ソヴイエット露西亞の法制（後篇）
第一三三號	〃	三、	一一	限定責任能力者社會上危險なる精神病者及犯罪的常習飲酒者に對する處遇
第一三四號	〃	三、	一一	一九二七年伊太利刑法豫備草案
第一三五號	〃	三、	一二	治安判事論
第一三六號	〃	四、	一	各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究
第一三七號	〃	四、	二	刑の量定（前篇）
第一三八號	〃	四、	三	刑の量定（後篇）
第一三九號	〃	四、	四	佛に於ける家族制の變遷
第一四〇號	〃	四、	五	陪審裁判手續に關する問（前篇）
第一四一號	〃	四、	六	陪審裁判手續に關する問（後篇）
第一四二號	〃	四、	七	德川禁令考後聚（第一帙）

第一四三號	昭和	四、	八	獨逸司法制度（前篇）
第一四四號	〃	四、	九	獨逸司法制度（後篇）
第一四五號	〃	四、	一〇	ソヴイエット露西亞民法（前篇）
第一四六號	〃	四、	一一	ソヴイエット露西亞民法（後篇）
第一四七號	〃	四、	一二	アメリカ合衆國に於ける少年裁判所
第一四八號	〃	五、	一	ソヴイエット露西亞刑法
第一四九號	〃	五、	二	ソヴイエット露西亞刑事訴訟法 裁判所構成法 刑法
第一五〇號	〃	五、	三	英、米、獨、佛の手形法及小切手法
第一五一號	〃	五、	四	德川禁令考後聚（第二帙）
第一五二號	〃	五、	五	佛國民商事裁判管轄
第一五三號	〃	五、	六	佛蘭西に於ける檢事の職務
第一五四號	〃	五、	七	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案
第一五五號	〃	五、	八	獨逸刑法及行刑法施行法草案理由書

第一五六號	昭和五、九	國際行刑會議報告書集 五
第一五七號	〃 五、一〇	國際行刑會議報告書集 六
第一五八號	〃 五、一一	國際行刑會議報告書集 七
第一五九號	〃 五、一二	德川禁令考後聚（第三帙）
第一六〇號	〃 六、一	少年保護司指針
第一六一號	〃 六、二	米國イリノイ州に於ける不定期刑言渡並に假釋放に關する調査

司法資料

第百六十三號

一九二九年末現行カリホルニア州刑法（後編）

〔禁轉載〕

昭和六年七月

司法省調査課

本號には本資料第百六十二號一九二九年末現行カリホルニア州刑法中刑事訴訟法監獄法を分輯し筆寫に代へて排印したり。

昭和六年七月

司法大臣官房調査課

326.95
CC15s
3
S

国立国会図書館蔵書

国立国会図書館
32.3.25

418840

目次

第二編　刑事訴訟手續

緒　則……（一）

第一章　犯罪の防止……（四）

第一節　合法的抵抗……（四）

第二節　治安官吏の干渉……（四）

第三節　治安維持の保證……（五）

第四節　市及ひ町に於ける警察及ひ必要の場所に於ける其配置……（八）

第五節　暴動の鎮壓……（八）

第二章　懲戒等によつて官吏を罷免する裁判手續……（一〇）

第一節　懲　戒……（一〇）

第二節　懲戒以外による官吏の罷免……（一三）

第三章　起訴狀を以て訴追する刑事訴訟手續　收監(含みて)迄……(一七)
第一節　犯罪の管轄地……(一七)
第二節　刑事訴訟開始の時期……(二一)
第三節　檢事正の通告手續……(二三)
第四節　逮捕狀(備考參照のこと)……(二四)
第五節　逮捕、逮捕する人、逮捕する方法……(三一)
第六節　逃走又は奪取後の再逮捕……(三五)
第七節　訊問、被告人の釋放、答の爲めの收監……(三五)
第四章　收監後起訴前の手續……(四四)
第一節　緒　則……(四四)
第二節　大陪審の構成……(四五)
第三節　大陪審員の權限及ひ義務……(四八)
第四節　提起及ひ其手續……(五七)
第五章　起訴狀……(五八)
第一節　起訴狀の決定及ひ提出……(五八)

第二節　準備書面の原則及ひ起訴狀の書式……(五九)
第六章　起訴後公判審理開始前の手續及ひ準備書面……(七一)
第一節　審　訊……(七一)
第二節　公訴の棄却……(七五)
第三節　妨訴抗辯……(七八)
第四節　答　辯……(八三)
第五節　郡裁判所より區裁判所又は桑港市刑事裁判所に或起訴狀の移送……(九二)
第六節　公判審理前に於ける訴訟の移送……(九三)
第七節　公判審理の樣式……(九四)
第八節　審理陪審の構成及ひ事件順序表……(九六)
第九節　公判審理の日延……(九八)
第七章　公判審理開始後判決前の手續……(九九)
第一節　陪審員に對する忌避の申立……(九九)
第二節　公判審理……(一〇九)
第三節　評議に取掛れる後の審理陪審員の行動……(一二五)

第四節　評決……（一二七）
第五節　抗告申立書……（一四六）
第六節　再審……（一四七）
第七節　判決の阻止……（一五〇）
第八章　判決及ひ執行……（一五一）
第一節　判決……（一五一）
第二節　執行……（一八六）
第九章　最高裁判所への上訴……（一九一）
第一節　上訴を許す場合、上訴する方法其效力……（一九一）
第二節　違式の爲め上訴の棄却……（一九九）
第三節　上訴の辯論……（二〇〇）
第四節　上訴の判決……（二〇一）
第一〇章　雜則……（二〇三）
第一節　保釋……（二〇三）
第一款　被告人は如何なる場合に保釋を許さるるか……（二〇三）

第二款　起訴前答の爲め收監されたる場合の保釋……（二〇六）
第三款　起訴後有罪決定前の保釋……（二一〇）
第四款　上訴後の保釋……（二一三）
第五款　保釋保證の代りの供託……（二一三）
第六款　被告人の引渡し……（二一四）
第七款　保釋保證又は供託金の沒收……（二一六）
第八款　保釋保證を立て又は其代はりに金錢を供託せる後被告人の再收容……（二二〇）
第二節　何人か刑事訴訟の證人たり得るか……（二二三）
第三節　證人に出頭を强制すること……（二二四）
第四節　證人の條件付き訊問……（二二八）
第五節　委員の證人訊問……（二三一）
第六節　公判審理前又は有罪決定後被告人か精神病者なるや否やに關する取調……（二三六）
第七節　裁判所の許可によりて犯罪を和解すること……（二三九）
第八節　起訴前又は起訴後に於ける訴追等のなき爲めの訴訟の棄却……（二四〇）
第九節　會社に對する手續……（二四二）

第一〇節　宣誓文書の件名……（二四四）
第一一節　準備書面其他手續上の誤謬錯誤……（二四五）
第一二節　贓物の處分……（二四五）
第一三節　刑執行停止、減刑、特赦……（二四七）
第一一章　治安裁判所警察裁判所の手續　高等裁判所への上訴……（二四九）
第一節　治安裁判所及ひ警察裁判所の手續……（二五〇）
第二節　高等裁判所への上訴……（二六四）
第一二章　刑事上の性質を有する特別手續……（二六七）
第一節　人身保護令狀……（二六七）
第二節　檢屍官の檢屍及ひ檢屍官の義務……（二七九）
第三節　捜索狀……（二八五）
第四節　逃亡犯人に關する手續……（二九一）
第五節　刑事の性質を有する特別手續に關する雜則……（二九七）
第一三章　州獄又は他郡の郡獄に收容中の人を裁判所に押送する手續……（二九七）
第一四章　罰金沒收物の處分……（二九八）

目次（終）

第三編　州獄及ひ郡獄

第一章　州獄……（三〇一）
第二章　郡獄……（三一七）

一九二九年末現行カリホルニア州刑法（後編）

第二編　刑事訴訟手續

緒　則

第六八一條　其管轄裁判所に於ける裁判を以てせさる限り何人に對しても犯罪に關する刑罰を課することを得す。

第六八一條a（一九二七年五月挿入）　カリホルニア州の人民の安寧は刑事事件に關する一切の手續をなる可く早く審問決定することを求む。刑事訴訟刑事手續全部の審問決定を裁判の目的と合致せる最大限度迄早むることは總ての裁判所、司法官吏、檢事正の義務なり。

第六八二條　如何なる犯罪も大陪審員の起訴(Indictment)又は檢事正の通告手續(Information 檢事正の起訴と譯しても可ならんか)によつて之を訴追す。但し左記の場合に於ては此限りに非らす。

一、州の文官を免職する場合